

合志市総合計画

元気・活力・創造のまち

健康都市こうし





市章

合志市のイニシャル「K」をモチーフに、将来像である「未来輝く産業・定住拠点都市」、基本理念「人と自然を大切に協働によるまちづくり」のイメージをあらわし、合志市の魅力と活力あふれる繁栄発展を象徴しています。赤のポイントは市民の市政への情熱を示しています。

平成18年2月27日制定

市花・市木



市花〔カスミソウ〕



市木〔クヌギ〕

市民の皆さんからご応募いただいた中から、総合政策審議会の意見をもとに、決定されました。

平成18年11月9日制定

合志市 市民憲章

わたしたちは「志」を「合」わせて協働によるまちづくりをすすめるため合志市民憲章を定めます

1. 自然を愛し 環境にやさしい 美しいまちをつくります
1. 伝統文化を大切に 思いやりの心を育む 誇れるまちをつくります
1. 健康で勤労を尊び 心身が潤う 豊かなまちをつくります
1. きまりを守り 秩序ある 住みよいまちをつくります
1. 未来を託す子どもたちを見守り みんなで育てるまちをつくります

平成19年3月20日制定

合志市 子ども憲章

一人ひとりの幸せと 緑豊かな合志市の輝かしい未来を担うべく私たちは
合志市を誇りに思い 互いに手を取りあい 誰もが大切にされる合志市にすることを誓い
ここに「合志市子ども憲章」を定めます

- | | | |
|------|---------|----------------------------------|
| 命 | ：わたしたちは | 平和と愛と命を大切にし 明るく健康な生活をします |
| 夢 | ：わたしたちは | 夢や希望を持ち未来と自立に向かって努力します |
| 挨拶 | ：わたしたちは | さわやかな挨拶をし感謝の心を大切にします |
| 友達 | ：わたしたちは | 思いやりの心を持ち 一人ひとりの人権を大切にし友情の輪を広げます |
| 自然環境 | ：わたしたちは | 郷土の緑豊かな自然を大切にし 環境にやさしい 生活を送ります |

平成19年2月17日制定



更なる「健康都市こうし」を目指して

日本経済は、国の成長戦略や円安による輸出企業の収入拡大、原油安による企業のコスト削減といった環境に恵まれたこともあり、緩やかながら回復傾向が見られるとの判断もあります。しかし、新興国の景気減速懸念が広がり、日本経済の先行きに対する見方は予断を許さない状況でもあります。

2014年5月、民間有識者でつくる「日本創成会議」が「消滅可能性が高い自治体リスト」を公表したことで、基礎自治体にとって地方創生は待ったなしの状況となりました。急激な少子・高齢化、高度情報化、国際化の進展等、社会経済情勢が大きく変化する中、地方公共団体においては、多種多様な問題を総合的な視点から捉え、持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

しかし、全国的に人口減少時代と言われている中であっても、合志市は人口が増え続ける元気な市として外部から評価を受けています。旧合志町と旧西合志町が合併して今年で10年が経過し、合併当初の合志市の人口約5万2千人が、本年中には6万人を越す勢いで増加しています。2015年に策定した合志市地方創生人口ビジョンでは、2035年の将来人口6万8千人をピーク人口として位置づけています。

そうした中、合併時に策定した「新市建設計画」、平成20年に策定した「合志市第1次総合計画」を基本に、本市の様々な個性や特徴を活かしたまちづくりを進めるための指針である「合志市第2次総合計画」を今回策定いたしました。新しい計画では「元気・活力・創造のまち」を将来都市像として掲げ、さらに「健康都市こうし」を横断的課題として位置づけています。この計画では、市の特性を活かした各種施策を展開し、都市環境、自然環境、福祉、教育、歴史、文化、産業など調和のとれたまちづくりを目指しています。

合志市に暮らす全ての人が安全に、安心して日々を過ごせ、色々な分野において健康で健全なまち、活気あるまちに発展するよう、各施策の着実な推進に努め、「健康都市こうし」づくりに市民・議会・行政が一体となって、精力的に取り組んでいきたいと考えます。

最後に、計画の策定にあたって貴重なご意見やご指導をいただいた市民の皆様、総合政策審議会委員、議会議員の皆様をはじめ多くの方々に対し心から厚くお礼を申し上げます。

平成28年4月

合志市長 荒木 義行

合志市総合計画

元気・活力・創造のまち 健康都市こうし



第2次基本構想

平成28年度～平成35年度(2016年度～2023年度)



目 次

第1章 《序 論》

第1節 総合計画策定の趣旨と計画の役割	6
第2節 計画の構成と期間	7
第3節 計画の進行管理と行政評価	9
第4節 合志市の行政経営（マネジメント）	10

第2章 《わがまちの姿》

第1節 位置と地勢	12
第2節 歴 史	12
第3節 人 口	13
第4節 産 業	16

第3章 《第2次 基本構想》

第1節 まちづくりの基本理念	18
第2節 将来都市像	19
第3節 合志市の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略	20
第4節 施策の体系	21
第5節 まちづくりの政策（基本方針）	22
1. 自治の健康	22
2. 福祉の健康	22
3. 教育の健康	22
4. 生活環境の健康	23
5. 都市基盤の健康	23
6. 産業の健康	23
第6節 施策の大綱	24
第7節 主要指標	29
1. 人口と世帯数の見通し	29
2. 就業人口の見通し	31
第8節 土地利用の基本方向	
1. 合志市の土地利用基本計画	32
(1) はじめに	32
(2) 合志市を取り巻く現状と課題	32
(3) 土地の利用区分ごとの方向性	32
(4) 合志市重点区域土地利用計画の具現化	33
(5) 公共交通ネットワークでつながった階層型多極集中拠点による都市構造	34
2. 合志市の土地利用構想図	36
第9節 行財政改革	37
第1期基本計画	39～

資料編	101～
-----	------

第1章 《序 論》

第1節 総合計画策定の趣旨と計画の役割

合志市では、平成20年度から平成27年度を期間とする合志市総合計画第1次基本構想を策定し、その目標として掲げた将来都市像『未来輝く 産業・定住拠点都市』の実現を目指し、着実にまちづくりをすすめてきたところです。

この期間中、平成20年には世界的金融危機リーマンショックが起こり、世界的な経済の冷え込み、消費の落ち込み、金融不安が広がりました。この金融危機により、日本経済も超円高や株安などの影響を受け、大幅な景気後退へ繋がっていきました。

また、国内では第1次安倍内閣が、財政支出の削減と公共投資の縮小、規制緩和によって成長力を高める「小泉構造改革」路線を継承しました。第2次安倍内閣に移行してからは、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」からなる「三本の矢」及び、「希望を生み出す強い経済」、「夢を紡ぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」からなる「新三本の矢」という政策を次々と打ち出し、デフレ経済を克服するために大胆な金融緩和措置等を講じました。「アベノミクス」とよばれるこの政策によって、日本経済は緩やかではありますが景気回復基調を見せたものの、まだまだ景気停滞感は抜けきれず、経済の好循環実現に向けた政策が望まれるところです。

合志市においても、リーマンショックの影響は、半導体メーカーの不振をあり、法人市民税は大きく落ち込みました。また、人口の増加はあるものの、それと比例するような個人市民税の伸びは見られず、加えて想定以上の民生費の伸びが、厳しい財政状況を示すこととなりました。現時点では、株価も上がり、国内において景気回復に向かっているとはいえるものの、地方での実感にはまだまだ乏しいものがあります。

第2次基本構想の策定にあたっては、これまでの国の動きと共に、平成26年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」が大きく影響してきます。この法律の中では、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが謳われています。

これらの状況を踏まえると、行政に課せられる使命は重く、行政サービスの質・量を維持し、落とさないためにも、これまでも増して効率的な自治体経営が強く求められています。また、時代の変化に的確に対応するためには、社会潮流を見据えた新しい時代の未来設計図が必要です。

これらのことから、合志市のまちづくりを総合的かつ計画的にすすめていくため、次代を拓く新たな都市像と長期的な展望を示し、総合的なまちづくりの指針として、第2次基本構想を策定するものです。

また、この総合計画は、合志市自治基本条例（平成22年3月4日条例第1号）第15条第1項の定めに基づいて策定するものであり、本市のまちづくりをすすめるうえで最上位の計画となります。

合志市自治基本条例（平成22年3月4日条例第1号）第15条第1項

第15条 市の執行機関は、自治の基本理念及び市政運営の基本原則にのっとり、市議会の議決を経て、まちづくりの指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画をまとめ、総合計画を策定します。

第2節 計画の構成と期間

この総合計画は、長期的な方針を示す**基本構想**、中期的な計画となる**基本計画**及び短期的かつ具体的な事業計画となる**実施計画**の三層による構成になっています。

① 基本構想

基本構想は、本市の将来都市像を示し、すすむべき方向や基本理念を明らかにしたまちづくりと行政運営の指針です。

第2次 基本構想 ▶ 期間 8年間 平成28～35年度(2016～2023年度)

② 基本計画

基本計画は、基本構想に示された将来像を具体的な形にするために取り組む基本的な施策*を総合的・体系的に示します。

第1期 基本計画 ▶ 期間 4年間 平成28～31年度(2016～2019年度)

第2期 基本計画 ▶ 期間 4年間 平成32～35年度(2020～2023年度)

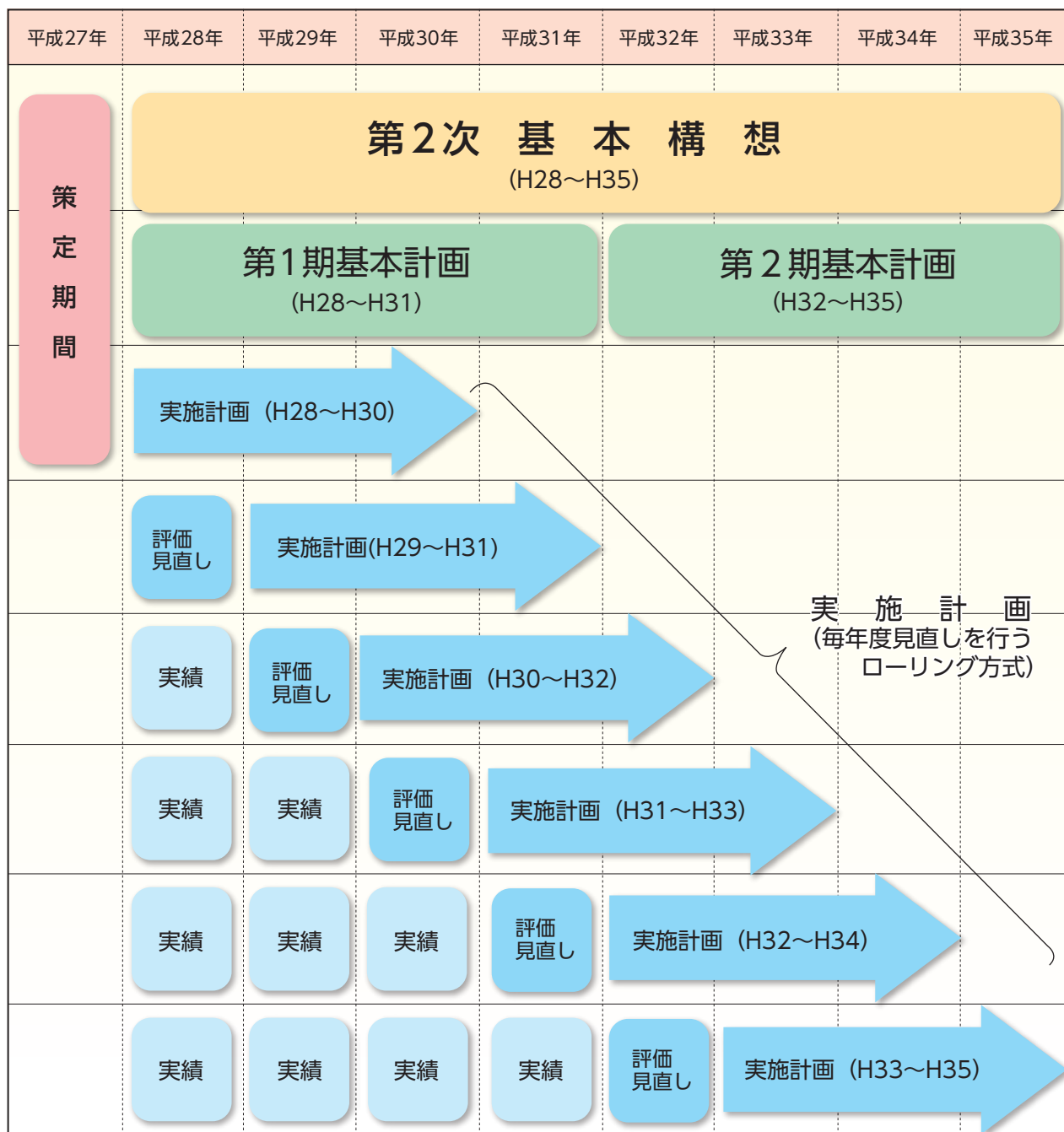
※施策とは：「まちづくりの基本理念やビジョン」を達成するための政策課題として設定した基礎単位です。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策について、現実の行財政運営でどのように実施していくかを具体的に明示したもので、毎年度の予算編成及び事業実施のガイドラインにもなります。

実施計画 ▶ 期間 3年間 (毎年度見直しを行うローリング方式)

[合志市総合計画の構成と期間]



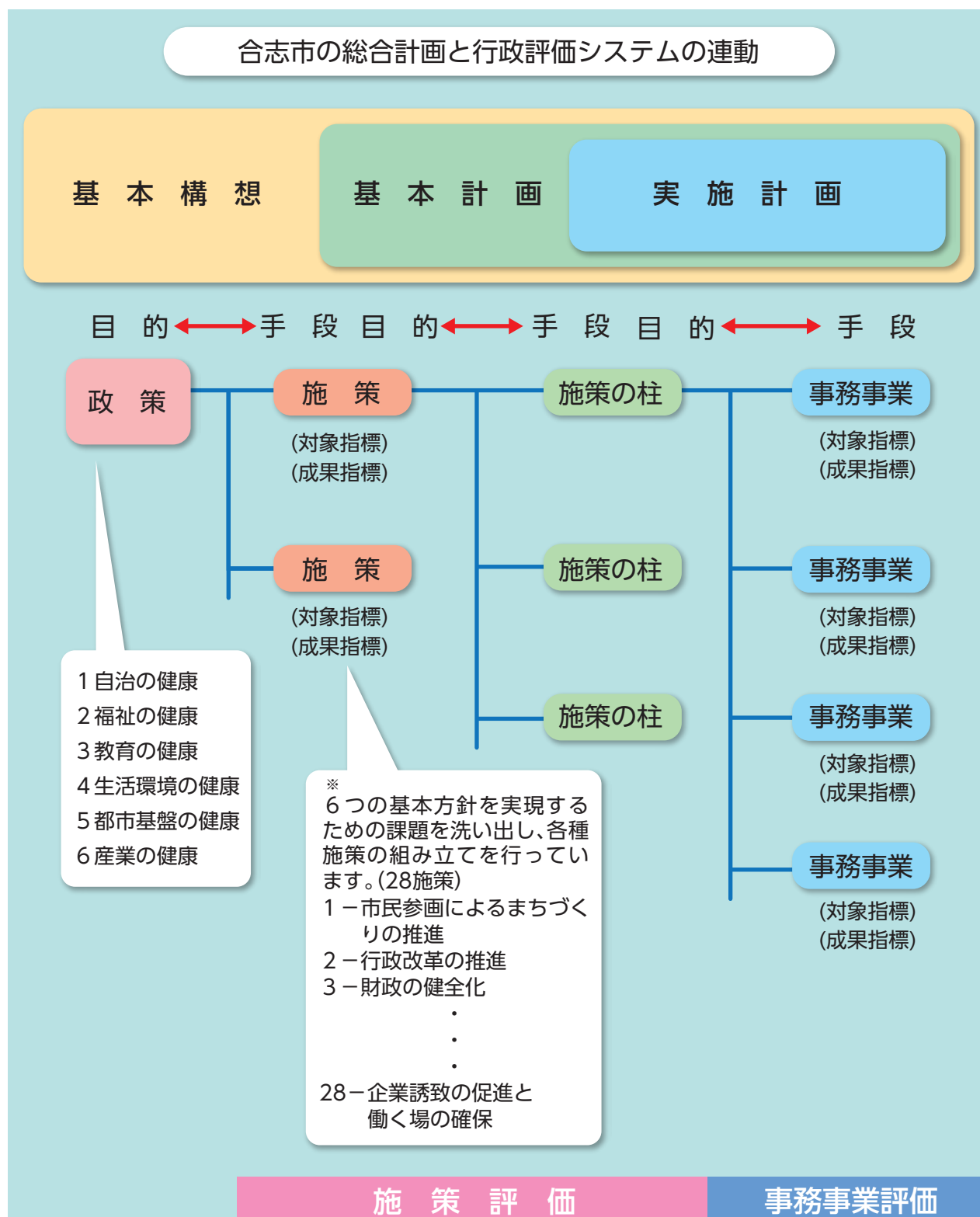
【ローリング方式】

計画の実施過程で計画と実績の間に差異が生じていないかをチェックし事務事業に対する振り返りと評価を加えます。

改善の余地がある場合には、実績に合わせて計画を再編成して目標の達成を図る方式です。

第3節 計画の進行管理と行政評価

「基本構想」、「基本計画」に沿って各事務事業を推進することになりますが、その計画の進行管理にあたっては『行政評価システム』を活用し、計画と連動させることによって行います。



第4節 合志市の行政経営（マネジメント）

◎ 行政評価

行政が行う仕事を評価し、その結果を次の計画や実施に反映することを「**行政評価**」といいます。

行政の仕事は、利益創出が目的ではありません。行政にとってのお客様は市民であり、提供する商品は「健全で安定した住みよいまちづくり」ということになります。また、市民は住民自治を担う主役であり、納税者であり、行政サービスの受益者であり、利害関係者であるなど、さまざまな側面を持っています。

行政評価の原点は、こうした住民の立場で評価を行い、次のより良い行政サービスに結び付けていくことにあります。

[PDCAサイクル]



結果を把握して評価を行い、
次の計画と実施に反映していきます。

◎ 行政評価システム

行政評価システムでは、施策・施策の柱・事務事業という施策体系の各段階において、それぞれを**目的**から振り返るため、「対象」と「意図」を明確にしていきます。

「対象」… 誰や何のために活動するのか

「意図」… 対象をどのような状態にすべきなのか

その達成度を**「成果」**として数値で表します。

成果の設定については、市民にとってどうなればより良い状態になるのか、という視点に立った指標・項目を取り入れていきます。また、事業実施後の効果を評価するとともに、設定した指標(目標)がどの程度達成されているかを毎年度公表します。

このように、行政の透明性を高め、市民の皆様と課題や目的・目標を共有化することで、これからも市民起点の行政経営の実現をめざします。

行政経営は、**「Plan (計画)－Do (実施)－Check(評価)－Act (改善)」**というサイクルですすめられます。このようにまちづくりのビジョンをスタート地点とする行政活動を効率的に行っていくための仕組みが行政評価システムです。

この**行政評価システム**を総合計画の施策体系に沿って機能させることによって、着実な計画の推進を図ります。

第2章 《わがまちの姿》

第1節 位置と地勢

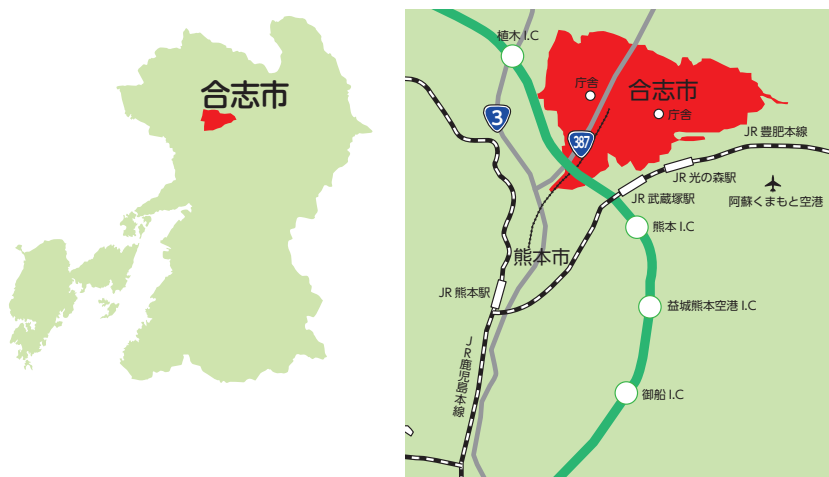
合志市は、県都熊本市の北東に隣接します。北緯32度・東経130度の地点にあり、総面積は53.19平方キロメートル（東西約12キロ、南北約8キロ）です。

市域全体は緩やかな台地状であり、大きな河川や高い山地もなく、災害の少ない自然条件に恵まれた穏やかな地勢となっています。

北部地域は、阿蘇山の火山灰が堆積した黒ボクと呼ばれる火山灰性腐植土に覆われた広大な農地が広がり、農業生産の基盤となっています。

中央地域は、既存地域の住宅地が広がりを見せ、農業研究機関や医療機関、教育機関などの国有地・県有地などの広大地が集積し、緑多い癒しの空間を提供する一方、南部地域から中央地域への市街地の広がりを阻害する存在となっています。

南部地域は、熊本市と隣接しており住宅地と商業地からなる市街地を形成しています。以前から国道・県道及び私鉄沿線に発展し、近年では、既成市街地から連続して住宅地が広がり、新市街地を形成しています。



【合志市へのアクセス】

合志庁舎へ

<電車で>	
JR豊肥線 熊本駅から光の森駅まで	約30分
<バスで>	
水道町（熊本市内）から合志市役所前バス停まで	約50分
<車で>	
JR光の森駅から	約10分
熊本市内から	約35分
阿蘇くまもと空港から	約25分
九州自動車道 熊本インターチェンジから	約15分

西合志庁舎へ

<電車で>	
熊本電鉄株藤崎宮前駅から御代志駅まで	約30分
JR上熊本駅から熊本電鉄株御代志駅まで	約60分
<バスで>	
水道町（熊本市内）から御代志バス停まで	約40分
<車で>	
熊本市内から	約30分
九州自動車道 植木インターチェンジから	約20分

第2節 歴史

市内からは、縄文時代の遺跡が見つかっており、当時より人々が暮らしてきたことがわかります。弥生・古墳時代の遺跡が、塩浸川・上生川・合志川沿いに数多くあり、当時の人々の社会や生活の様子を今に伝えています。

合志市の名は、古代より続いた「合志郡」に由来します。日本書紀に「皮石郡」と見えるのがその初見で、他に「恰志」や「合志」などの表記も見られますが、当時は「加波志」と読んでいたようです。和銅6（713）年に出された、「地名は好字で表すように」との詔により、「合志」の字が定着したものと思われ、平成25年には、「合志」という地名が歴史に登場して1300年を迎えました。

現在の菊池市南部や菊陽・大津まで含んでいたこの合志郡の中でも、合志市域は、中世においては、菊池氏や合志氏が活躍する合志郡の政治の中心でした。

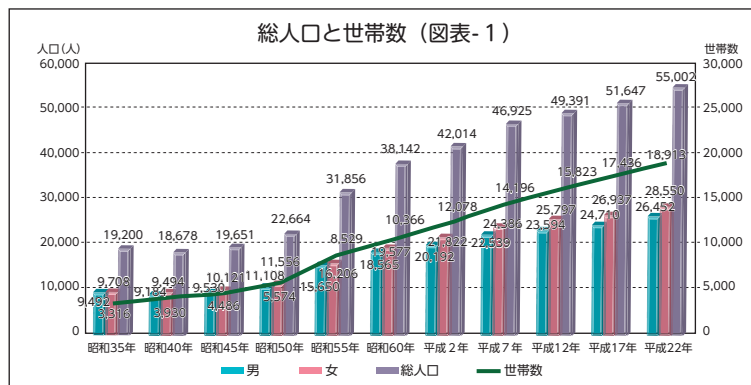
近世、肥後細川藩において合志郡竹迫手永に属していた当時の在町と村々は、明治9年、合併して現在の住所区分の名を冠した村となり、その後明治22年に町村制施行により再度合併し、それぞれ合志村と西合志村となりました。

昭和41年4月1日の町制施行で合志町、西合志町となり、その後、昭和46年には、両町域が熊本都市計画区域に指定されました。南部地区は市街化区域となり、熊本都市圏における新しい生活拠点としても発展を続け、平成18年2月27日の合併により、合志市となりました。

第3節 人 口

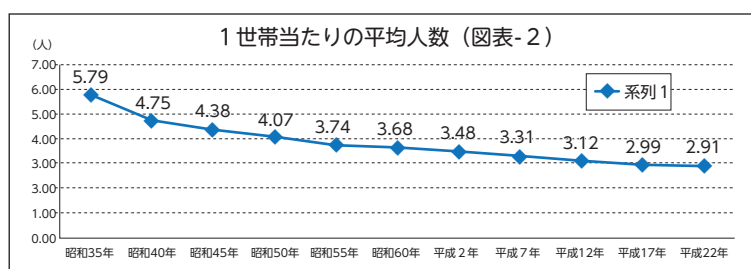
① 総人口と世帯数

平成22年の国勢調査による合志市の総人口は55,002人で、平成17年の前回調査より6.50ポイント増加し、昭和40年調査から引き続き増加の一途をたどっています。総世帯数も18,913世帯を数え、前回調査より8.47ポイント増加しています。



※ 資料は、平成22年国勢調査より

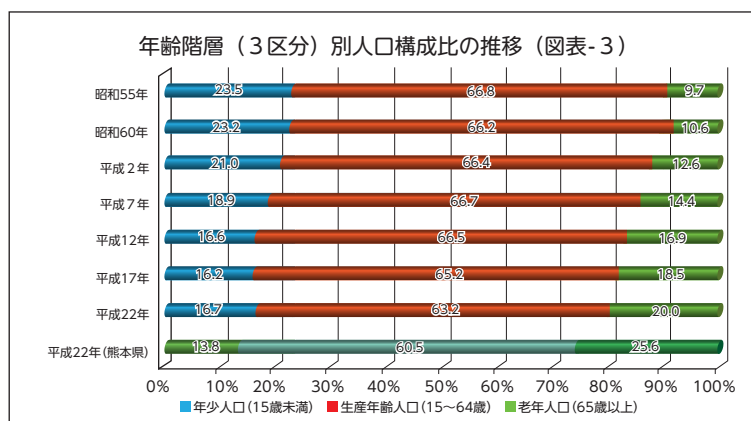
昭和46年の都市計画決定により急激に伸びましたが、世帯数の増加に対し、1世帯当たりの平均人員は年々減少しています。



※ 資料は、平成22年国勢調査より

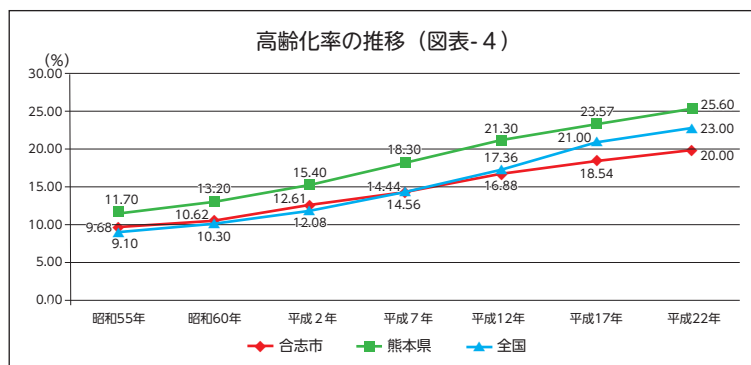
② 年齢階層別人口と高齢化率

昭和55年と平成22年の年齢階層(3区分)別人口構成比の推移をみると、15歳未満の年少人口の割合は6.8ポイント減少しているものの、平成12年からほぼ横ばい状態にあります。15歳から64歳までの生産年齢人口はわずかながら減少傾向にあります。65歳以上の老年人口割合は10.3ポイント増加しており、着実に高齢化が進んでいることを表しています。



※ 資料は、平成22年国勢調査より

平成22年の熊本県と本市の人口構成を比較すると、年少人口割合は2.9ポイント高く、老年人口割合では5.6ポイント低い割合となっており、県内では年齢構成の若い地域であることがうかがえます。



※ 資料は、平成22年国勢調査より

③ 人口動態

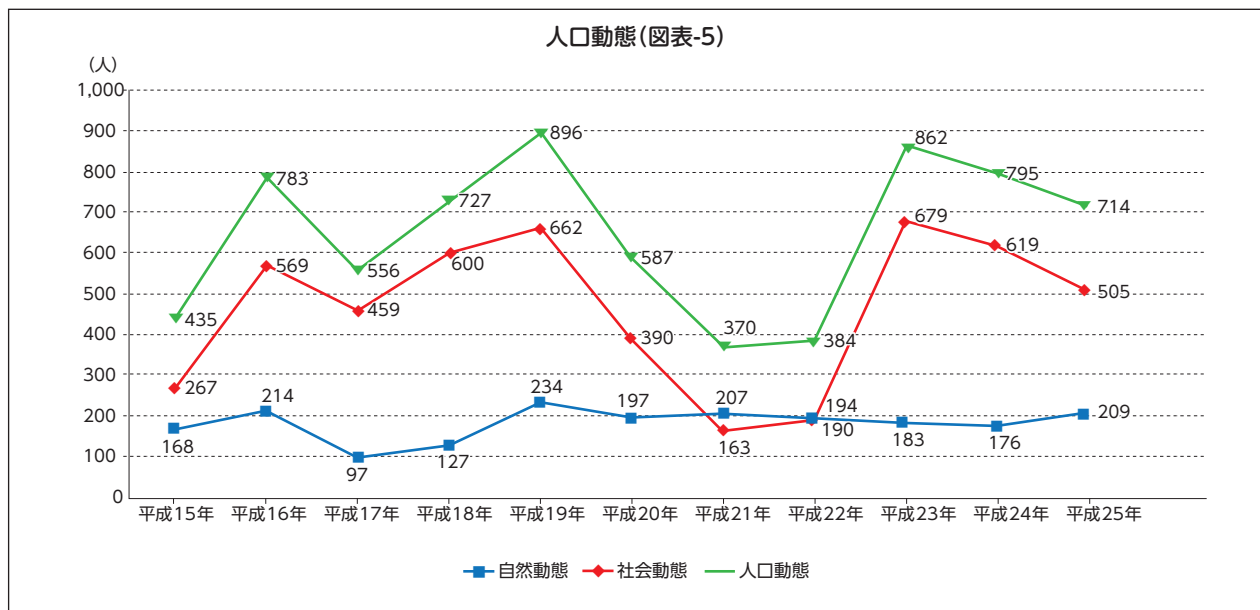
自然動態

自然動態は、出生数から死亡数を引いた値で示されますが、本市においては、大きな起伏がなく、ほぼ一定を保って推移しています。

社会動態

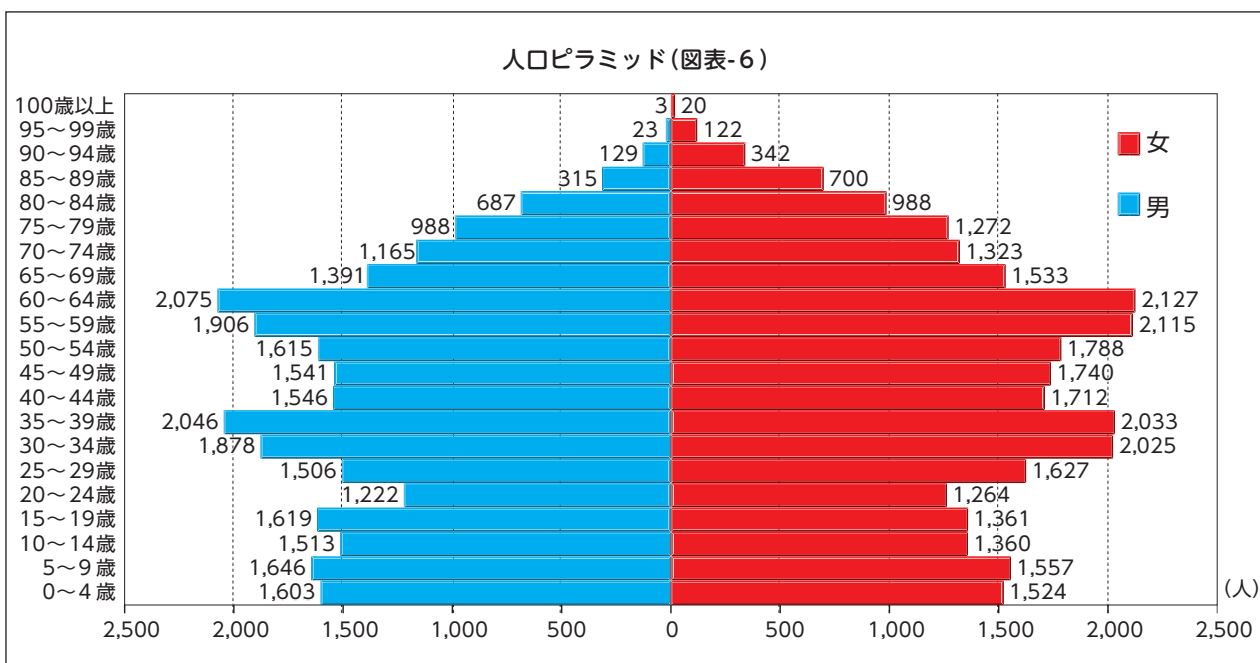
社会動態は、転入者数から転出者数を引いた値で示され、本市の特徴でもある転入者が転出者を上回る傾向は、各年を通じて続いています。

各年によって増減があるのは、景気の動向により宅地開発の進展に影響を受けた推移となっています。



※ 資料は、「熊本県の人口」より

④ 人口ピラミッド



※ 資料は、平成22年国勢調査より

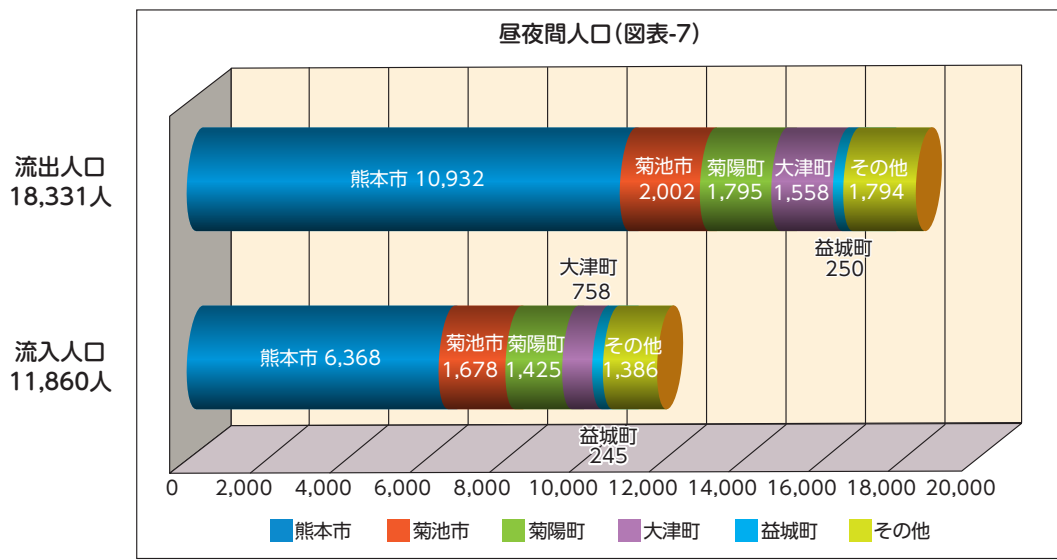
⑤-1 昼夜間人口

本市の通勤、通学者による流入・流出の状況を見ると、流出人口は18,331人、流入人口は11,860人で、昼間人口は、6,471人の流出増により48,531人となっています。(平成22年国勢調査人口55,002人、昼夜間人口比率88.23%)

流出では、熊本市への通勤、通学が最も多く60%近くを占め、次いで菊池市、菊陽町、大津町と続いています。

流入でも、熊本市からの流入が50%で最も多く、菊池市、菊陽町と続いています。

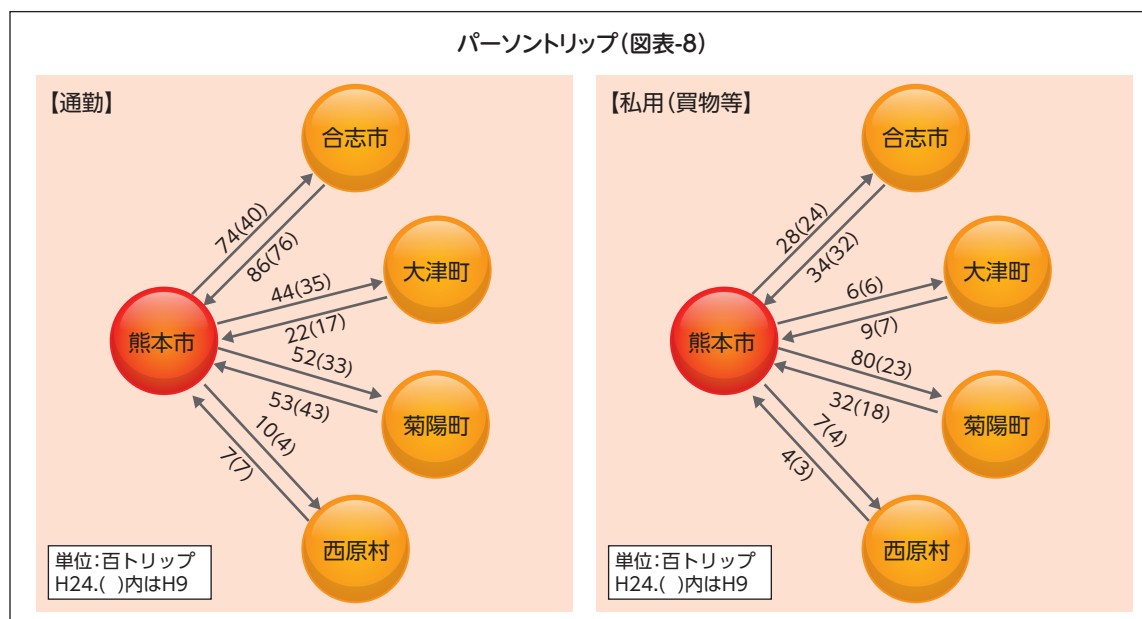
夜間人口55,002人に対し、流出人口及び流入人口とも熊本市が最も多く、ベッドタウンとしての性格を示しています。



⑤-2 パーソントリップ調査における通勤通学等の状況変化

熊本都市圏内の人の移動に関する状況を調査するパーソントリップ調査の結果を見ると、平成9年度の調査では熊本市への人の流れが圧倒的に多いのに対し、平成24年度の調査では熊本市から合志市への人の流れが非常に多くなっています。

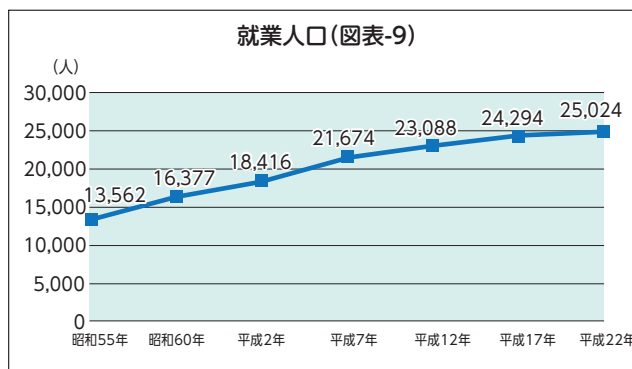
熊本市から市内大型工業団地への通勤者、光の森への買い物客等、熊本都市圏における人の流れが大きく変わっていることがわかります。



第4節 産 業

① 産業別就業人口

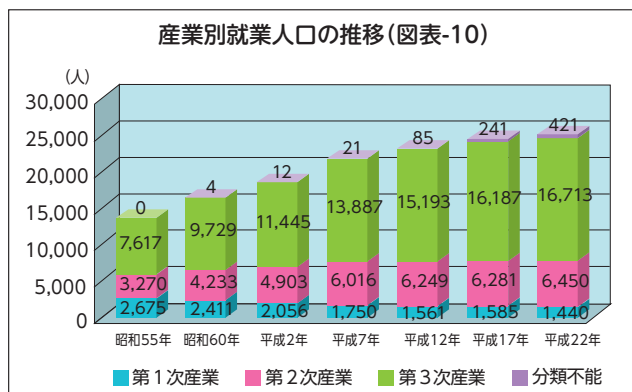
本市の就業人口は、平成22年国勢調査で25,024人(分類不能の就業者を含む。)となっており、以前から増加を続けていますが、増加率は鈍化しており、平成17年と比べ730人の伸びとなっています。



※ 資料は、平成22年国勢調査より

第1次産業については減少を続けており、昭和55年と比べると4割以上も減少し、第2次産業は景気低迷にありながら緩やかに伸び続けています。

第3次産業は最も増加傾向にあり、昭和55年と比較すると2倍以上増加しています。



※ 資料は、平成22年国勢調査より

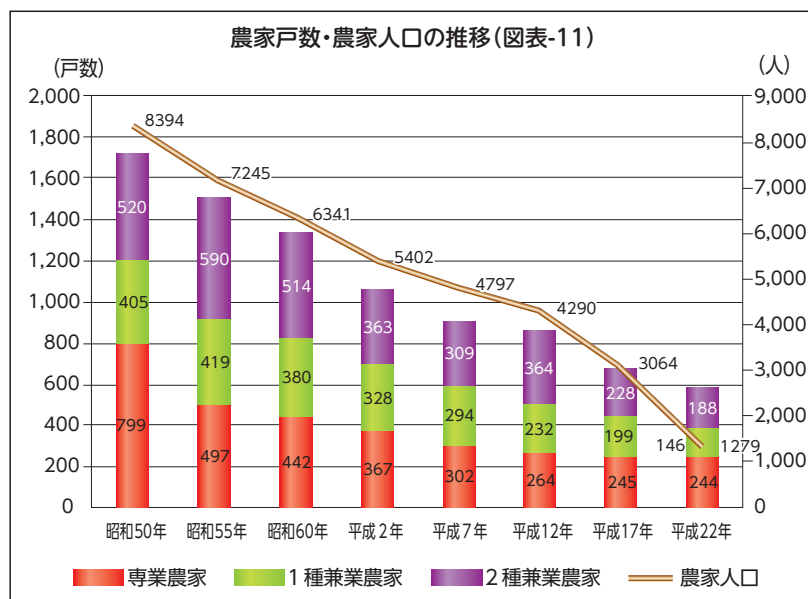
※第1次産業とは、自然界に働きかけて直接に富を取得する産業が分類され、農業、林業、漁業のことをいいます。

※第2次産業とは、第1次産業が採取、生産した原材料を加工して富を創り出す産業が分類され、建設業、製造業、鉱業のことをいいます。

※第3次産業とは、第1次産業にも第2次産業にも分類されない産業が分類され、商品やサービスを分配することで富を創造することが特徴で、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業、サービス業など、他に分類されない産業のことをいいます。

② 農家戸数・農家人口の推移

農家戸数と農家人口の推移をみると、農家戸数は年々減少しています。昭和50年から比べると平成22年現在で6割以上減少し、農家人口も年々減少しており、昭和50年から平成22年現在で8割以上減少しています。

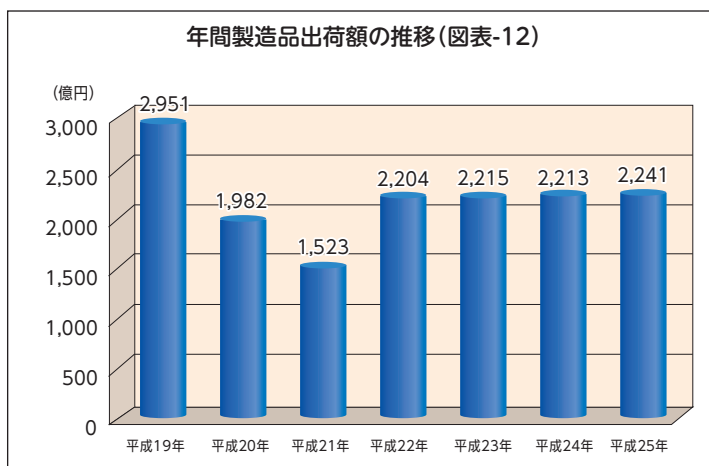


※ 資料は、平成22年世界農林業センサスより

※ 農家人口は、農家世帯全員の数

③ 製造品出荷額

平成20年のリーマンショックは本市にも大きな影響を与え、平成20年度、21年度と大きく前年度から出荷額が減少し、平成21年は平成19年の約5割の額まで落ち込みました。平成22年度以降は回復傾向にはあるものの、未だリーマンショック前の水準まで持ち直すには至っていません。

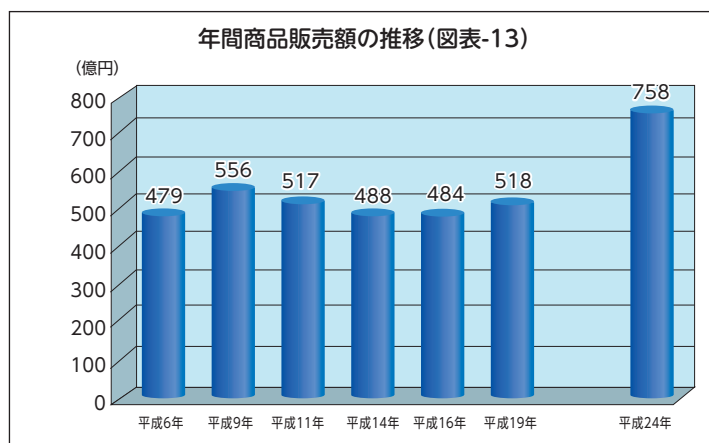


※ 資料は、「工業統計調査」より

④ 年間商品販売額

年間商品販売額の推移をみると、平成9年までは好景気の影響から増加傾向にありました。消費税率が5%に引き上げられた平成9年以降はわずかに減少傾向に転じ、その後は横ばいで推移しています。

平成24年からは、経済センサスでの調査に変わっています。



※ 資料:H19まで商業統計調査(経済産業省)より
H24から経済センサス(経済産業省)より

第3章 《第2次 基本構想》

第1節 まちづくりの基本理念

平成19年3月の合志市議会で議決し、制定された『合志市市民憲章』では、“志を合わせて**協働**によるまちづくりをすすめる”ことを前文に記しています。

また、平成22年3月には、『合志市自治基本条例』を制定し、市民のまちづくりへの参画と市民、市議会、市の執行機関それぞれの権利と責務を明確化しました。

市民と行政とが対等な立場で良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任において、**協働**によるまちづくりに取り組むことが、これからの合志市のまちづくりには不可欠であり、恵まれた自然環境のもと「人と自然を大切にした**協働**によるまちづくり」を第1次基本構想に引き続き合志市の基本理念とします。

合志市の基本理念

人と自然を大切にした協働によるまちづくり



この基本理念を基に、まちづくりの多様な課題に対して、市民自らが行うもの（自助）、地域が共同・連帯して行うもの（共助）、行政が直接行うもの（公助）といった、市民と行政の役割を明確にしながら、それぞれの役割において課題解決に向けた行動ができる“まち”をめざします。

第2節 将来都市像

本市は、地理的な広域交通上の優位性や、先進的な産業・技術の拠点として熊本県の中核的な役割を担い飛躍することが期待されています。第1次基本構想では、将来都市像を「未来輝く 産業・定住拠点都市」とし、人や物、地域間相互の交流を促進し、新たな産業の創出を図り、合併による新たな市として“定住拠点”をめざしてきました。

また、市の横断的課題として、「子育て支援日本一のまちづくり」を掲げ、元気のある合志市をめざし取り組んできました。

これにより本市は、住みよいまちとして高い評価を得るまでになり、人口減少時代を迎えながらもなお人口の増加が続く、県内でも有数の元気の良いまちのひとつとなりました。

今後8年間の第2次基本構想では、将来都市像を「**元気・活力・創造のまち**」と定め、第1次基本構想と新市建設計画の更なる具現化を図るとともに、全ての人が安全に、安心して暮らすことのできるまち「**健康都市こうし**」を創るために「市民の健康」と「財政の健康」の2本の柱を掲げ進めていきます。

また、より本市が発展するため、国の地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」と、活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援する「地域再生法の一部を改正する法」を活用し、地方創生を推進していくことで、本市自らが考え、行動する活力ある合志市をめざします。

将来都市像

元気・活力・創造のまち

将来都市像を実現させるための横断的課題

～健康都市こうし～

さらに、「元気・活力・創造のまち」を産み出していくためには、市民が自ら健康であるとともに、市行財政も健康でなくてはなりません。市全体のあらゆる分野において「健康」を目指す～健康都市こうし～を横断的課題として、市民の皆さまと一体となって、未来に誇れるまちづくりに取り組んでまいります。

第3節 合志市の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

☆1 地方創生(地方人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略)

全国規模の人口減少や東京圏への一極集中がもたらす地方経済の低迷を打開し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む良好な流れを創り、それが「まち」に活力を与えるという好循環を確立させます。将来にわたり「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を実現していくことが地方創生です。国は「まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）」に基づき長期ビジョン及び総合戦略を策定し、合志市は、各地域の個性に合わせて地方版人口ビジョン及び計画期間を5年とする合志市総合戦略を平成27年10月に策定しました。

☆2 総合計画と総合戦略(まち・ひと・しごと創生総合戦略)

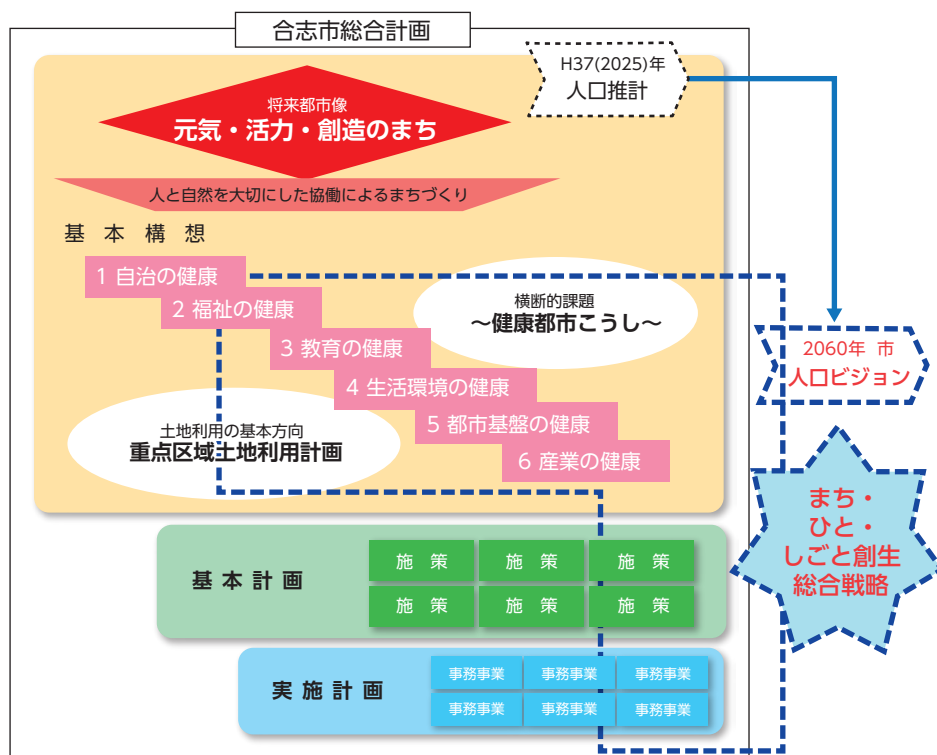
「総合計画」では、市政全般にわたる課題の解決を図り、総合的な振興及び発展を目的に、将来的な都市像と長期的な展望をまちづくりの指針として示す「基本構想」を定めます。この基本構想を具現化するための中期的な取り組みの柱を示す「基本計画」と、年度ごとの具体的な事務事業に取り組むための「実施計画」と併せて、体系的に示したものが総合計画です。

一方、『総合戦略(まち・ひと・しごと創生総合戦略)』は、国及び県が示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえつつ、2060年までの長期的な市人口ビジョンの実現を目的に、施策の対象をしばって具体的な取り組みを示すものです。

※ 「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念に『結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図る。』ことが示されています。また、国の総合戦略の基本目標の一つには『若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。』ことが掲げられています。

これまで取り組んできた「子育て支援日本一のまちづくり」は、より地域の実情に即し、長期的視点に立った総合的な女性・子育て支援及び少子化対策として、市民の雇用対策や仕事と家庭の両立支援など、国及び県と連携した地方創生の観点から展開してまいります。

【総合計画と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係図】



第4節 施策の体系

施策は、政策（基本方針）を実現するための手段であり、目的と手段の関係になっています。

さらに、施策の成果・効果を高め、目標を達成するための手段として、その下に施策の柱や事務事業が設定される体系とします。

合志市総合計画「施策体系表」

将 来 都市像	政 策（基本方針）	施 策 名
元気・活力・創造のまち健康都市へ	1. 自治の健康	(1) 市民参画によるまちづくりの推進 (2) 行政改革の推進 (3) 財政の健全化
	2. 福祉の健康	(4) 子育て支援の充実 (5) 健康づくりの推進 (6) 社会福祉の推進 (7) 高齢者の自立と支援体制の充実 (8) 障がい者(児)の自立と社会参加の促進
	3. 教育の健康	(9) 義務教育の充実 (10) 生涯学習の推進 (11) 生涯スポーツの推進 (12) 人権が尊重される社会づくり (13) 歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成
	4. 生活環境の健康	(14) 危機管理対策の推進 (15) 防災対策の推進 (16) 交通安全対策の推進 (17) 防犯対策の推進 (18) 住環境の充実 (19) 水環境の保全 (20) 水の安定供給と排水の浄化 (21) 廃棄物の抑制とリサイクルの推進 (22) 地球温暖化防止対策の推進
	5. 都市基盤の健康	(23) 計画的な土地利用の推進 (24) 計画的な道路の整備 (25) 公共交通の充実
	6. 産業の健康	(26) 農業の振興 (27) 商工業の振興 (28) 企業誘致の促進と働く場の確保

第5節 まちづくりの政策（基本方針）

6つの政策（基本方針）

市の将来像【元気・活力・創造のまち】を実現していくために、「この将来像がどのような状態を指すのか」について、新市建設計画を尊重しながら、検証と評価を加え、全庁横断的課題である「健康都市こうし」の考え方を取り入れた次の6つの状態を定義し、将来のあるべき姿を見据えました。

1. 『自治の健康』
2. 『福祉の健康』
3. 『教育の健康』
4. 『生活環境の健康』
5. 『都市基盤の健康』
6. 『産業の健康』

それぞれの健康が十分に機能し向上していくことで、市の将来像の実現につなげていくため、次のとおり、まちづくりの6つの政策（基本方針）を設定しました。

1. 自治の健康

まちづくりについては、自治基本条例に定める「参画と協働」を基本に地域住民自治の推進を図ります。併せて、「情報は市民共有の財産である」との認識のもと積極的な情報公開に努め、行政改革大綱に沿った改善、改革への取り組みで、より一層の透明性、信頼性のある市政運営をめざします。

また、安定した市政運営のため、自主財源の確保とともに、財政計画に基づく、健全な財政運営に努めます。

2. 福祉の健康

生涯にわたって健康で元氣な暮らしができるよう健康寿命の延伸をめざし、健康づくりへの取り組みを推進します。

併せて、住み慣れた地域で安心して子育てができるよう、また高齢者や障がい者が地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、すべての人にやさしい健康・福祉のまちづくりをめざします。

3. 教育の健康

未来を担う子どもたちの夢を育み、夢の実現をめざす教育を推進します。

また、市民一人ひとりの基本的人権を尊重しながら、市民が生き生きと生涯学習活動に取り組むことができる環境をつくり郷土愛の醸成を図ります。

4. 生活環境の健康

市街地から農村へと広がる、恵まれた自然を維持し、緑豊かな環境と調和した住環境の整備と循環型社会の構築を図りながら、安全安心に暮らせるまちづくりをめざします。

5. 都市基盤の健康

地域の特性を活かしながら、ゆとりある充実した市民生活が営めるよう、土地利用の推進と道路網の整備に努めます。

また、まちづくりと連動した市民が利用しやすい公共交通網の整備をはじめとした生活基盤の充実を図ります。

6. 産業の健康

本市の基幹産業である農業をはじめ、商工業など産業全体の振興を図るため、生産・販売力の強化による所得向上、後継者の育成、企業誘致による働く場の確保、新たな産業の創出、特産品の開発などに努め、合志市で暮らし、市内で働ける環境づくりを推進します。



第6節 施策の大綱

施策の大綱では、「人と自然を大切にした協働によるまちづくり」を基本理念に、将来都市像として、「元気・活力・創造のまち」を掲げ、横断的課題である「健康都市こうし」を実現するため、6つの政策（基本方針）それぞれについて、取り組み方針を示します。

政策1. 自治の健康

施策（1）市民参画によるまちづくりの推進

自治基本条例の理念に基づき市民・議会・行政が協働し、市民一人ひとりが積極的に社会参画できる場をつくるため、市民の地域づくりへの関心を高めるとともに、参画しやすい環境づくりに努めます。

また、地域づくりやボランティアに取り組む人材の育成や、それらを結び付ける相互のネットワークづくりを促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

施策（2）行政改革の推進

信頼される組織づくりと健全な行政運営を持続させるため、行政改革大綱及び集中改革プランを確実に実行していきます。

さらに、行政評価システムによって進捗管理を行い、改革・改善につなげていく取り組みを継続します。

また、市民への積極的な情報公開に努めることにより行政としての説明責任を果たし、市役所の信頼性の向上や市民との信頼関係の構築を図ります。

議会に対する市民の関心をより高くするため、さらにわかりやすく透明性の高い議会情報の提供に努めます。

施策（3）財政の健全化

歳入面では市税収入の確保に努めるとともに、歳出面では限りある財源を効率的かつ効果的に活用し、財政計画に基づく健全な財政運営に努めます。

政策2. 福祉の健康

施策（4）子育て支援の充実

地域ぐるみで子育て家庭を支え、子育てを支援するとともに、安心・安全な環境で健やかに子育てができるまちづくりをめざします。

その実現のため、多様な子育てサービスの充実や子育ての負担感・不安感を解消するための体制の整備、子どもたちの心身の健やかな成長の支援、地域における子育て力の強化など、子育て環境の整備促進に努めます。

施策（5）健康づくりの推進

健康寿命の延伸、生活習慣病の予防を主な目的とし、市民の健康への意識の高揚と食習慣を通した一体的な健康づくりを進め、市民一人ひとりが、健康に暮らせるまちづくりをめざします。

さらに、健康都市こうしの実現に向けて、健康づくりの拠点整備を進めます。

また、地域医療体制の充実と医療保険制度の健全な運営を行い、加速する高齢化に対応した福祉や医療サービスの維持、向上に努めます。

施策（6）社会福祉の推進

地域の実状に即した創意工夫による「地域福祉」を推進し、市民・団体との協働による取り組みを行います。

また、様々な理由により生活困窮に陥った世帯の自立のため、関係機関との連携を図り、就労相談をはじめとした総合的な支援対策を行います。

施策（7）高齢者の自立と支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で、社会活動への参加や健康づくりに向けた取り組みを行い、生きがいをもって暮らすことのできる環境整備を図ります。

また、認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化し、地域全体で認知症の方とその家族を支える体制を整備します。

施策（8）障がい者（児）の自立と社会参加の促進

地域社会で生きがいを持って安心して暮らすことができるよう、福祉サービスを適切に利用できる体制を整備します。

また、能力に応じた社会参加の促進や働く場の提供に努め、支援体制の充実を図ります。

政策3. 教育の健康

施策（9）義務教育の充実

子ども達が将来の夢に向かって挑戦できる「知育、徳育、体育、食育」のバランスの取れた成長を促進し、「生きる力」を身に付ける教育を推進します。

また、学校教育を担う教員の資質向上を図りながら、小中一貫教育への取り組みやICT活用による学びの環境整備に努めます。

さらに、安全で安心して学べる教育施設の整備に努めます。

併せて、地域との連携により子どもたちの健やかな成長を図ります。

施策（10）生涯学習の推進

市民一人ひとりが自己の教養を高め、生きがいをもって豊かな人生をおくることができるよう、様々な学習の場を提供するとともに指導者育成にも取り組みます。

また、市民が安全に利用できる生涯学習施設づくりを進め、施設の効率的な運用に努めます。

施策（11）生涯スポーツの推進

市民一人ひとりのライフステージに合わせて、いつでも、気軽にスポーツに取り組むことができる環境づくりに努めます。

また、計画的な施設の改修に努め、快適に利用できる施設づくりを推進します。

施策（12）人権が尊重される社会づくり

人権を尊重するための意識の高揚を図り、一人ひとりの人権が大切にされ、差別のない住みよいまちをつくるため、積極的な人権教育及び人権啓発に努めます。

また、個性を認め合い、尊重し合える社会をめざす男女共同参画社会づくりへの理解を深める取り組みを継続的に推進します。

施策（13）歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成

地域の伝統・文化・芸能を知り学ぶことを通して、郷土を知り、郷土を誇りに思う市民の郷土愛の醸成に努めます。

また、古くから語り伝えられてきた伝統・文化・芸能は市民の宝であり、伝承していくための後継者育成に取り組みます。

政策4．生活環境の健康

施策（14）危機管理対策の推進

国民保護計画^{*}に基づく総合的な国民保護対策の推進を図るとともに、市危機管理対策基本方針に基づき、新型ウィルス等の感染症対策など、市民の生活の安全を脅かす危機に対応できるまちをめざします。

※国民保護計画

国民保護法（「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」）に基づき、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にするための国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるよう、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項を定めるとともに、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するための計画です。

国民保護計画は、全ての都道府県や市町村が作成するもので、平成17年度に都道府県が作成し、合志市では、平成19年6月に作成されています。

施策（15）防災対策の推進

市民の身体・生命・財産をあらゆる自然災害等から守るため、地域防災計画に基づき、災害を未然に防ぐ予防対策を充実するとともに、災害に対する迅速な応急対策と復旧対策がとれる体制の整備に努めます。また、地域に根ざした防災組織として期待される自主防災組織の設置を推進します。

施策（16）交通安全対策の推進

交通事故にあわない、起こさないまちにするため、地域を巻き込んだ交通安全運動の取り組みを促進し、高齢者や子どもに対する交通安全教育や交通事故防止運動を推進します。

また、交通安全施設の整備をすすめます。

施策（17）防犯対策の推進

犯罪被害にあわない、起こさないまちをめざして、地域ごとの防犯力を高める取り組みを推進し、防犯灯や防犯カメラなど施設環境の整備を促進します。

また、迅速で幅広い防犯情報の提供に努めるとともに、消費者保護に関するわかりやすい情報の提供に努めます。

施策（18）住環境の充実

人と自然の共生をめざして、身近な里山の風景やみどりの景観の保全に、市と市民と地域が協働で取り組んでいきます。

また、都市公園や上下水道施設等の公共インフラの適正な維持・整備等を推進し、加えて増加する空き家等の対策を講じ、快適な住環境の確保を図っていきます。

施策（19）水環境の保全

貴重な地下水を飲料水として活用できる恵みを後世に引き継ぐため、広域的な観点から地下水のかん養を促進します。

また、河川や地下水などの水環境を保全するための水質監視に努め、農畜産堆肥の適正管理の徹底など環境保全型の農業を推奨し、地下水汚染防止対策に取り組みます。

施策（20）水の安定供給と排水の浄化

安全安心な水道水を安定して供給するため、良質な水源を確保し、老朽化した配水管の敷設替えや水道施設の更新、新規建設を計画的に行います。

また、快適な生活と水質の浄化機能を担う下水道事業についても、施設の改築更新を進めるとともに健全な事業経営に努めます。

施策（21）廃棄物の抑制とリサイクルの推進

自然環境への負荷の低減を図るため、**ごみ減量4R活動**^{*}や分別の奨励、ごみ処理に対する意識の高揚を図りごみ出しマナーの徹底を図ります。

また、人口の増加とともにごみの総排出量は増加傾向にあり、ごみ処理全体に掛かる負担を少なくするため、新環境工場の安全で効率的な事業の運営と廃棄物の適正な処分等を推進します。

※ごみ減量4R活動「リ・スタイル（Re・Style）の実現」

Refuse…リフーズ（ごみの発生回避）「ごみになるものは断ろう!」

ごみ問題の最良の解決方法は、ごみの発生を回避することです。ごみになるもの、不要なものを断ることが大切です。

（例：レジ袋を断る、贈答品などは簡易包装をお願いする、など）

Reduce…リデュース（ごみの排出抑制）「買う量・使う量を減らそう!」

ごみとなるようなものは、買う量や使う量を減らし、ごみの排出を抑制することが大切です。

（例：詰め替え商品、バラ売り食品の購入など）

Reuse…リユース（製品、部品の再使用）「繰り返し使おう!」

繰り返し使える商品の購入など、ごみとして捨てる前に再使用することが大切です。

（例：リターナブル容器の利用、フリーマーケットなど）

Recycle…リサイクル（原材料や熱などの再資源化）「再生資源に戻そう!」

発生回避、排出抑制、再使用してもまだ排出されるごみは、きちんと分別し、リサイクルすることが大切です。また、事業所ごみについては、紙類や食品廃棄物の資源化を促進することが大切です。

（例：再生資源集団回収、生ごみの資源化など）

施策（22）地球温暖化防止対策の推進

温暖化防止対策については、市・市民・事業所それぞれが活動の再点検を行うとともに、環境保全型の新たなエネルギーの活用を拡大させるなど環境に負荷を与えない取り組みを促進します。

政策5．都市基盤の健康

施策（23）計画的な土地利用の推進

地域の特性に応じて土地が活用され、ゆとりある充実した市民生活が営めるよう、重点区域土地利用計画の具現化に向けた土地利用を推進します。

また、国が進めるコンパクトシティ構想、立地適正化についても検証を進め、市民が快適な住環境で暮らすことができるよう、良好な市街地の形成に努めます。

農地については、就農者の意向を尊重し、計画的な土地利用の方向性との整合を図り、有効な活用に努めます。

施策（24）計画的な道路の整備

渋滞の解消や、道路交通がスムーズに行えるようにするため、主要幹線となる国県道や広域交通拠点の整備について、関係機関との連携や要望活動を強化します。

また、まちづくりに大きな影響を与える市の主要市道については、重点区域土地利用計画に基づき整備計画を策定し、計画的かつ着実な整備を進めます。

施策（25）公共交通の充実

公共交通は、高齢化社会の進展に伴い市民の移動手段としてますます重要性が高まります。市内外の移動が更に円滑にできるよう、コミュニティバスをはじめＪＲや熊本電気鉄道、路線バス等の効果的な活用及び乗り継ぎ等の利便性向上を図ります。

また、交通渋滞の緩和や環境に優しいまちの実現のため、自動車利用から公共交通機関への移行を促進するとともに、市内全域や近隣市町と連携のとれた交通体系の構築を図っていきます。

政策６．産業の健康

施策（26）農業の振興

本市の基幹産業である農業の振興については、後継者の育成や経営力の強化、生産品の価格安定対策を推進し、効率性を高める生産基盤の整備や関係機関との連携強化を柱に、安定した所得向上に努めます。

また、農業を核として付加価値の高い新たな特産品の開発や合志ブランドの確立に取り組む活動、いわゆる６次産業化を通じて、新しい複合的な農業の振興を図ります。

さらに、環太平洋連携協定（TPP）等の国際的な流れにも留意しながら、足腰の強い農業の振興に努めます。

施策（27）商工業の振興

商工会を中心に、同業種間や異業種間の連携協力を図り、後継者の育成や生産・流通基盤の確立、販売力の強化対策を推進するとともに、産学官金と連携した創業支援を行います。

また、工業については、将来にわたって安定した操業を可能とするため、立地企業の必要に応じたインフラ整備や増設支援等の環境整備に努めます。

施策（28）企業誘致の促進と働く場の確保

地元雇用に結びつく優良企業の誘致を推進することで、若い年代の定住促進やＵ・Ｊ・Ｉターン者の就業機会の確保、雇用環境の充実を図ります。

また、必要に応じて工業団地の整備や企業誘致のための環境整備を行い、企業の投資を促し、更なる雇用機会の創出を図ります。

第7節 主要指標

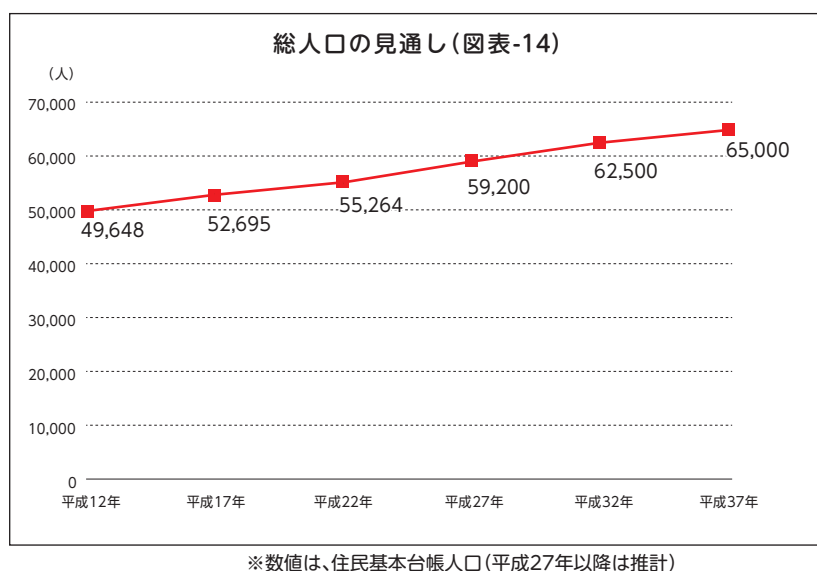
1.人口と世帯数の見通し

(1) 合志市の総人口

将来の日本の人口は、少子高齢化の進行により、人口減少社会へと移行しています。

本市における、平成17年と平成22年の国勢調査による人口の推移では、熊本市をはじめ県内外からの転入による人口の増加が続いており、平成18年度からのデータを基に、今後の開発等を考慮した**回帰分析***での推計でも増加傾向が続くものと予測されています。

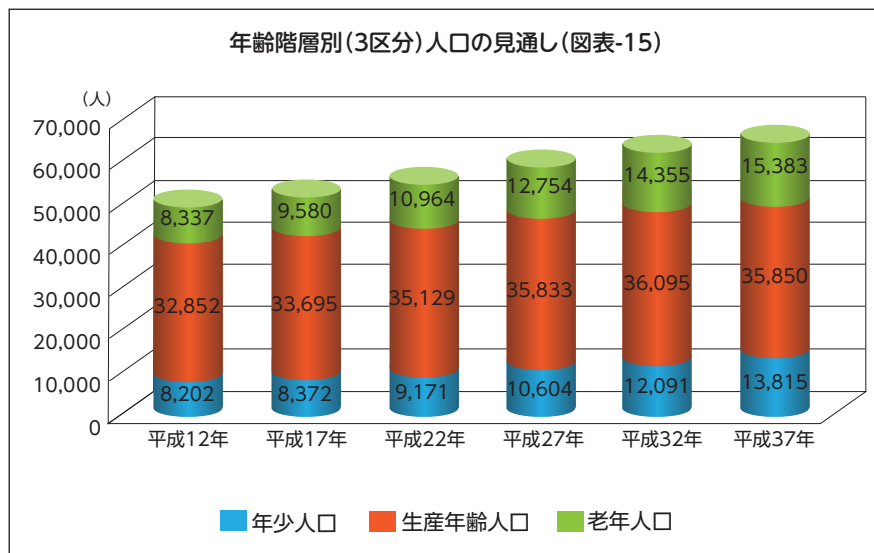
全国的にみると、人口減少傾向が地方に与える影響は都心部以上に大きくなるという研究結果も出されていますが、本計画では、この構想期間における施策の展開や市街地の充実を図ることによって、「総人口の見通し（図表-14）」のように、平成37年度における人口を65,000人と推計します。



※回帰分析…回帰分析は独立変数（説明変数）と従属変数（目的変数）の関係を表す式によって推計する統計的手法。

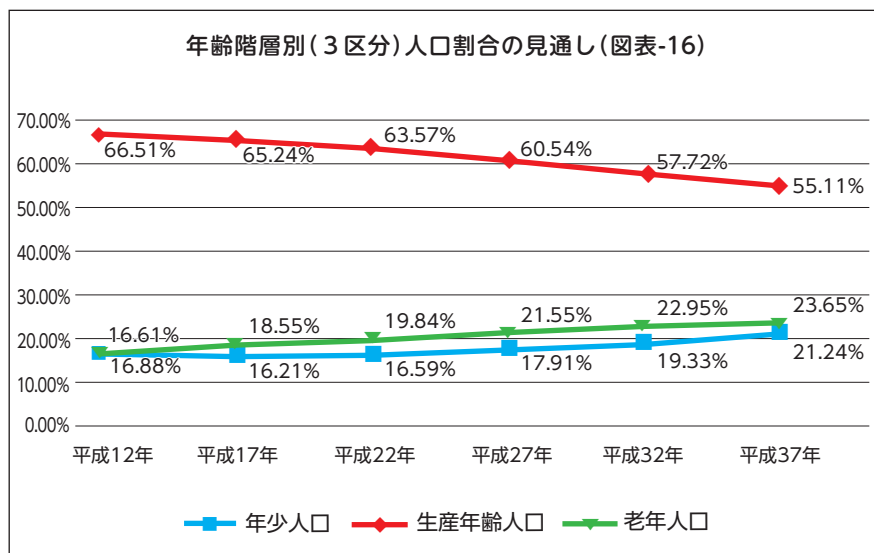
(2) 年齢階層別(3区分)人口

「年齢階層別(3区分)人口の見通し(図表-15)」では、年少人口(0～14歳)は増加する見通しであるものの、生産年齢人口(15～64歳)が減少し、老年人口(65歳以上)が増加するという見通しとなっています。また、老年人口が年少人口をうわまわっており、高齢化率はさらに上昇すると予測されます。



※ 数値は、住民基本台帳人口(平成27年以降は推計)

また、「人口割合の見通し(図表-16)」からは、年少人口(0～14歳)と老年人口(65歳以上)が人口の伸びと併せて微増する反面、生産年齢人口(15～64歳)は減少することが想定されます。

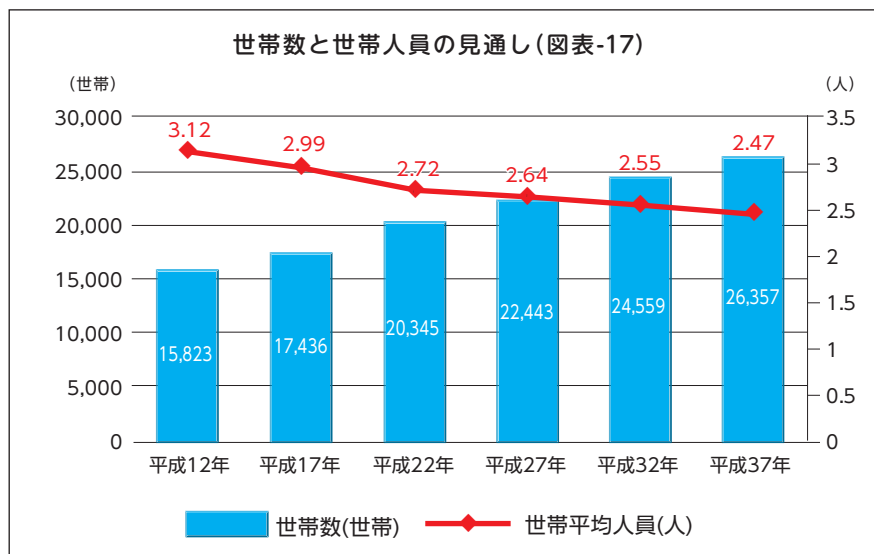


※ 数値は、住民基本台帳人口(平成27年以降は推計)

(3) 世帯数と世帯人員

世帯数については、転入世帯の増加などにより今後も増加傾向は続くものと予測され、平成37年度の本市の世帯数は、26,357世帯と想定されます。

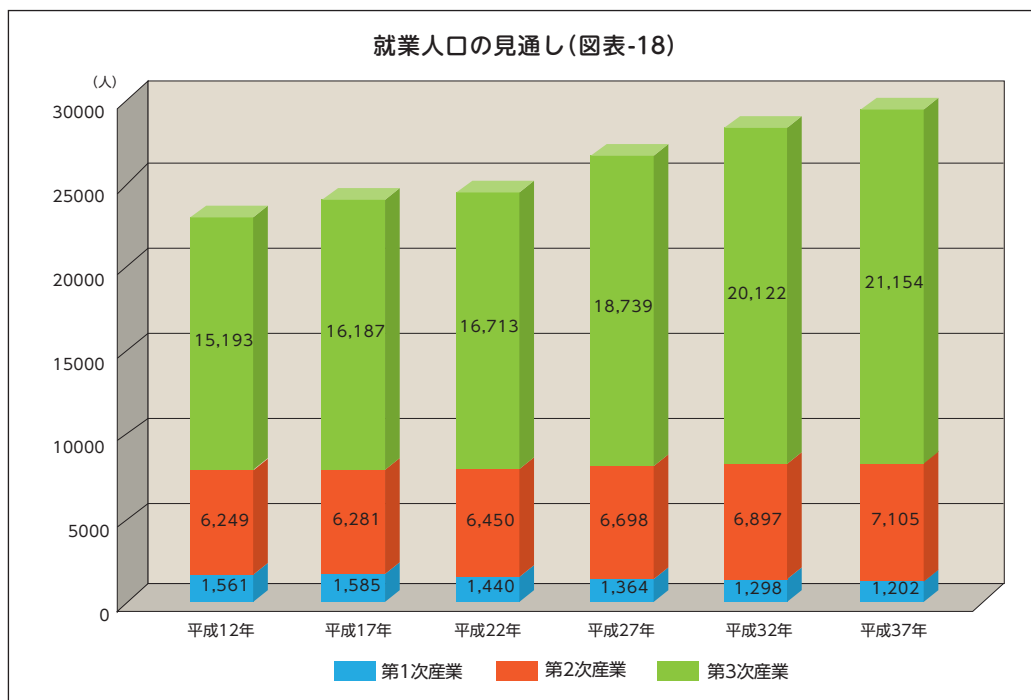
一方、世帯人員については、核家族化の進行や少子化、さらには一人暮らし高齢者世帯の増加などから今後も減少傾向に推移することが予測され、「世帯数と世帯人員の見通し(図表-17)」のとおりと想定されます。



※ 数値は、住民基本台帳人口(平成27年以降は推計)

2. 就業人口の見通し

就業人口の見通しについては、熊本市をはじめとした周辺市町村へ就業する年代の転入増加の影響から、全体の就業人口は今後も増加傾向で推移するものと予測され、「就業人口の見通し（図表-18）」のように想定されます。



第8節 土地利用の基本方向

1. 合志市の土地利用基本計画

(1) はじめに

日本は世界でも類を見ない超高齢社会に突入し、少子高齢化に伴う急速な人口減少がすすむ中、本市にあっては人口が増加するという全国的に稀な自治体のひとつとなっています。このように社会構造が大きく変化していくなか、本市区域の地域特性にふさわしいまちづくりを行っていくために、「合志市重点区域土地利用計画書」を策定しました。

土地利用の基本方向では、新市建設計画をいかし、更なる具現化をめざし進めていきます。

(2) 合志市を取り巻く現状と課題

本市の東部・北部は、ほとんどの地域が農地や里山となっており、基幹産業の農業の生産基盤である農用地の大半が集中し、自然豊かな環境を形成しています。しかし近年では、農業者の高齢化、後継者不足などから、有効な農地の利活用が課題となっています。

中央部は、阿蘇地域と荒尾・玉名地域を結ぶ主要路線が走り、市庁舎や古くからの既存集落が生活の拠点を構える居住地域となっています。また、工業団地や既存企業など、東西に企業が立地し、産業と流通の軸を形成しており、今後はさらなる産業の集積が期待されています。

南部は、熊本市及び菊陽町に隣接する市街化区域になっていますが、近年は市街化区域に隣接する市街化調整区域においても集落内開発制度や地区計画制度による宅地開発が進み、市街地の広がりをみせています。しかし、現状の開発では、小規模な開発が多く、道路・公園などの不十分な生活環境施設整備による問題が生じており、計画的な開発誘導が課題となっています。また、残存農地が点在する市街化区域内にあっては、一層市街化の促進を図る必要があります。

本市の土地利用については、工業団地等の立地により、就業環境の形成もすすみ、定住環境が整った住み良いまちとして発展してきました。一方で、市全域が熊本都市計画区域に属し、市の面積の約1割が市街化区域、残る約9割が市街化調整区域となっており、土地利用の規制が厳しく、本市のまちづくりに影響を及ぼしています。加えて、市中央部には、国・県施設の広大な土地が在り、南部からの市街化の広がりを阻害する要因となっています。

(3) 土地の利用区分ごとの方向性

土地の利用目的に応じた区分について、国土利用計画(熊本県計画)の利用区分のうち、「宅地(住宅地、工業用地、その他の宅地)」、「道路」、「農用地」、「森林」、「その他」について、合志市におけるそれぞれの土地利用の方向性を示します。

① 宅 地(住宅地、工業用地、その他の宅地)

宅地については、良好な居住環境を形成するため、重点土地利用計画に基づいた土地利用をすすめます。

② 道 路

道路は、市民の生活を支える基礎的な基盤であり、地域住民の安全性や快適性に十分に配慮しながら、良好な道路環境が持続できるよう計画的に維持・整備をすすめていきます。

本市域の幹線道路の円滑な車輛通行をめざし、物流や観光拠点への交通に配慮した本市の骨格となる道路網の整備を図ります。

また、熊本市と連携してすすめる北熊本スマートインターチェンジの早期着工や、国・県に対しては地域高規格道路「中九州横断道路」の早期整備、国道387号の改良、大津植木線バイパスの早期完成要望等を行うなど、広域的な道路網の整備に向け、積極的な要望活動を展開します。

③ 農用地

市の総面積のうち、約半分近くを占める農用地は、市の基幹産業である農業の生産基盤を支えているだけでなく、洪水調整機能など自然災害に対して抑止機能を発揮するという重要な役割を担っています。今後も優良農地の確保及び保全を図り、生産基盤としての整備をはじめ、農用地の持つ多様な機能の保全・向上に努めていきます。

④ 森 林

森林については、市民に安らぎと親しみを与える里山としての役目や、自然災害の抑止、地下水かん養や二酸化炭素の吸収など、多様な機能を備えており、今後もその保全に努め、森林資源の管理・活用を推進します。

⑤ その他

公共・公益施設用地については、既存施設が持つ機能の維持、充実を図りながら、その有効活用を優先するものとし、新たな整備にあたっては、本市基本構想に基づき、必要な用地を計画的に確保するものとしします。

公共用地の確保や公共施設は、分散を避けて集約化を図り、景観に配慮した公共的空間の創出に努めるとともに、民間の資金や技術等を活用した官民連携による手法を積極的に取り入れることや、災害時の防災拠点となり得る適正な規模の確保と配置に十分に配慮するものとしします。

(4) 合志市重点区域土地利用計画の具現化**■良好な住環境と雇用の場を提供するための土地利用を進めます。**

この計画は、農村の豊かな環境を保全しつつ良好な住環境（市街地）を創出し、市民の健康増進を図り、かつ市内において多くの雇用を創出することを実現するための土地利用計画であり、市民の所得向上はもとより市財政の安定化を目指すものです。

具体的には、現況の土地利用や交通網を踏まえ、市域のバランスある発展を考慮し、①竹迫地区（合志庁舎前～飯高山・群山南部）、②辻久保～黒石地区（国道387号沿線）、③野々島地区（（仮称）北熊本スマートインターチェンジ【以下、北熊本スマートICという】周辺）を重点土地利用区域に定めます。

■健康を切り口に都市づくりを進めます。

都市の活力は市民の健康が源です。市民一人ひとりが健康という資本を高め、その資本を使って合志市で活動することにより、経済や文化を豊かにしていきます。

健康をキーワードにすることで、企業誘致、産業創造においても「健康産業」、「食と農に関連する産業」などにターゲットを絞り、都市の特性を打ち出していきます。

また、基幹産業である農業は健康に直結する産業であり、農家の経営安定は「都市づくり」の上で重要です。

■雇用を創出する都市を創ります。

若者から高齢者まで、市民がそれぞれに応じた多様な働き方ができるような場を創出します。農家であれば、生産の維持拡大に加え、農産加工と製品販売（6次産業化）による収入の増加を図ります。

また、都市部と農村部を結ぶ方策として、就農や農産加工に従事するといった機会を創出します。

併せて、小売業やサービス業を誘致し、雇用創出とともに市民生活の利便性向上を図ります。企業誘致や雇用を生み出すことで、経済が活性化し、税収の安定にもつながると考えます。

(5) 公共交通ネットワークでつながった階層型多極集中拠点による都市構造

重点区域における都市づくりを進める上では、階層型の「多極集中」の都市構造を目指します。

具体的には、市民の日常生活に必要な食料品や日用品の買い物利便性を確保するために、スーパーを核とする「コミュニティ生活拠点」をバランスよく配置するとともに、御代志駅周辺及び合志庁舎周辺などに、商業施設や公共施設等を集積させた「都市中核拠点」を設けます。

「コミュニティ生活拠点」は、できるだけ多くの人が、徒歩または自転車を使って移動できるように配置し、「都市中核拠点」には、合志市の顔となる高次の都市サービスや、観光客など広域からの利用も考え、地域に必要な魅力ある生活・文化・商業施設を配置します。

また、各拠点をバス網によって便利に移動できるようにすることで、都市全体として複数の拠点を選択的に利用できる“多極集中”の都市構造を実現します。

なお、北熊本スマートICは、観光やビジネスの新たな玄関として位置付けます。

■都市中核拠点

公共交通のターミナルを中心に、魅力的な商業施設や公共施設、雇用の場を配置し、市民の交流拠点となるほか、熊本都市圏や広域観光ルート上の交流拠点となります。

○御代志地区…「合志市の顔としての拠点づくり」

鉄道やバスなどの交通機能を活かし、かつ周辺の土地の有効活用を基本に、合志市の顔となる都市中核拠点として、地区を形成します。公共公益施設と電鉄ターミナル施設を連動させた施設を中心に、合志市の顔としての空間を創り出します。

また、農業公園や弁天山方面へのウォーキングやサイクリング、西合志庁舎周辺の文化施設へのアクセスの起点としての機能を高めます。

○合志庁舎前地区…「食と農と商が融合したまち」

地元農産物の消費拡大を図り、かつ市民の消費生活を便利で豊かにするための商業施設と新しい時代の農業振興を図るための野菜工場や農産物の加工・販売施設、農業体験施設を導入誘導し、生産、加工、販売、就農者育成などを総合化した農業の6次産業化を推進します。



■コミュニティ生活拠点

集落や住宅団地の分布を考慮し、市民生活にもっとも重要な最寄品の買い物ができる商業施設（スーパー等）を核にした拠点。周辺の住宅地から、概ね徒歩や自転車で利用できる圏域を想定します。

○飯高山・群山南部地区…「理想的な市街地形成－良好な住環境と商業サービス－」

市街化区域（堀川以南の住宅団地部）に接する当地区においては、将来増加する人口を受け入れる住宅地とします。また、この地域の日常生活を支援する商業施設を導入します。

○辻久保地区…「理想的な市街地形成－北部地域の人口増と生活利便性向上－」

熊本電鉄辻久保営業所の交通結節機能、百花園ゴルフ場のレクリエーション機能を活かしつつ、減少する北部各小学校区の人口減を解消するための住宅地とし、この地域の日常生活を支援する商業施設を誘導します。また、企業の事業拡張などを想定し、新たな雇用創出のための産業用地の確保を図ります。

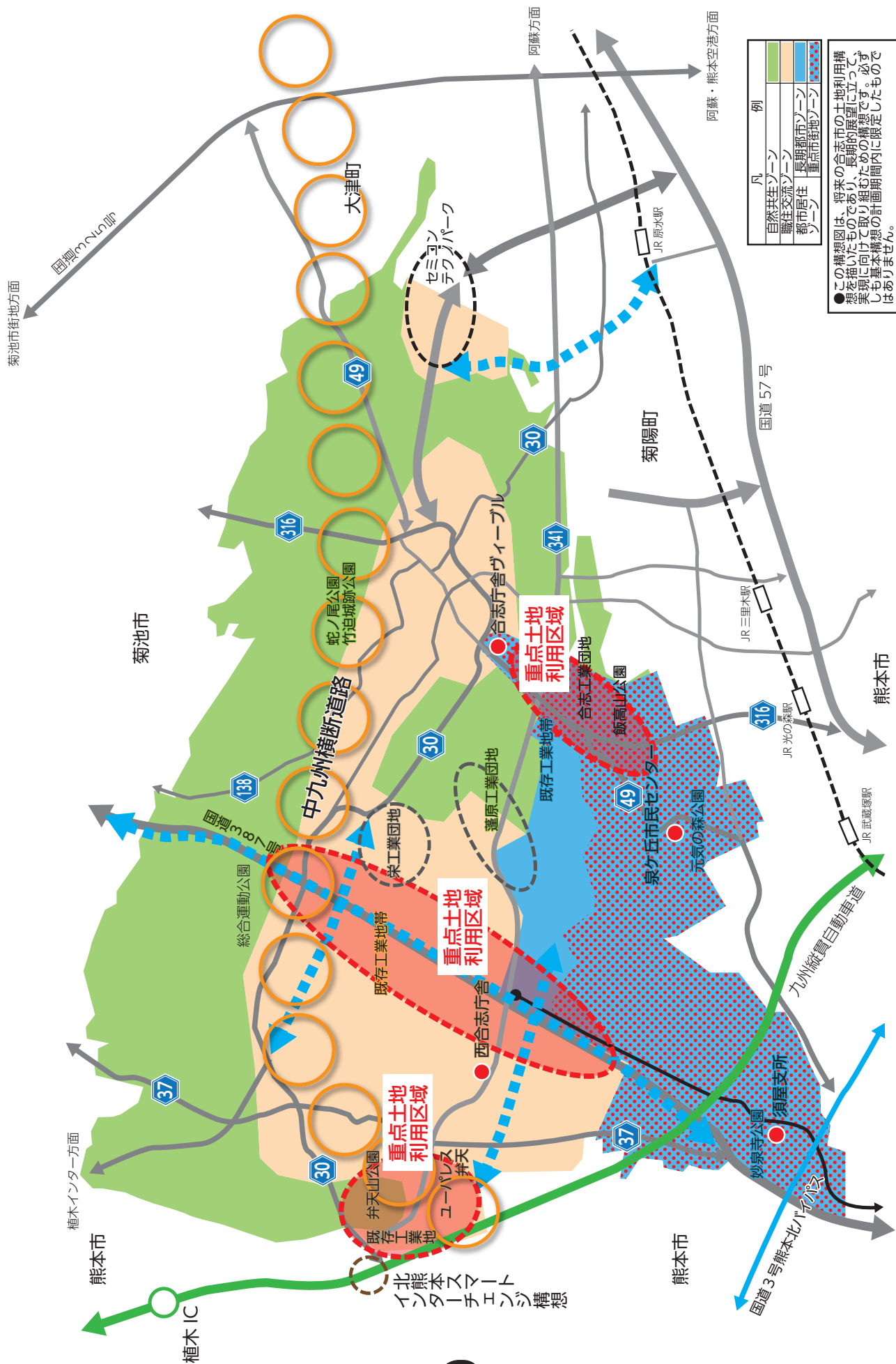
○黒石地区（国道387号沿線）…「R387アカデミックライン」

熊本高等専門学校や九州沖縄農業研究センター、熊本学園大学グラウンド、熊本再春荘病院などの機関が立地しており、それぞれが広大な敷地を有しているという特性を活かし、新たな研究機関や大学研究室の誘致と、それら施設の市民利用サービス機能などの集積を推進します。国道387号を熊本市方面から北上したとき、当該地区は合志市らしい独特の景観を呈するところであり、そこにアカデミックな雰囲気を生み出すことで、市全体のまちのイメージアップを図ります。

○野々島地区（北熊本スマートIC周辺）…「北熊本スマートICを活かした商工業の集積」

既存事業所の機能強化を促すとともに、企業誘致と雇用創出を図ります。併せて、健康増進やレクリエーションの場としての弁天山やユーパレス弁天を連携させるとともに、北熊本スマートICの整備と共にこの一帯に、阿蘇までを視野に入れた広域観光ルートの玄関口としての機能を持たせます。

2. 合志市の土地利用構想図



第9節 行財政改革

「合志市行政改革大綱※」を基本方針として、「合志市集中改革プラン※」を着実に実行していくとともに、総合計画と同じ期間における「合志市財政計画※」を策定し、市政の健全な運営に努めます。

※合志市行政改革大綱

この大綱では、「合志市新市建設計画」と整合性を図りながら、社会情勢の変化に柔軟に対応する財政基盤の確立と、行政運営から行政経営への転換という新たな視点に立ち、多様化する市民ニーズに対応していくことを念頭においています。そして、市民と行政が一体となって行財政の総点検を行い、首長の強いリーダーシップのもと、大綱の実現に向け、さらに一層の行政改革に取り組んでいくこととしています。

◎推進期間⇒平成28年度～平成32年度（5年間）

※合志市集中改革プラン

このプランは、国が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、合志市行政改革大綱に掲げた内容から、今すぐに取り組むべき事項を、可能な限り目標の数値化や具体的指標を用いて市民にわかりやすく明示することを基本に策定しています。

◎計画期間⇒平成28年度～平成32年度（5年間）

※合志市財政計画

この計画は、合志市総合計画との整合性を図り、市税などの歳入の予測及び歳出の見通しを中長期的な視点から示し、計画的な財政運営を推進するため、一般会計を対象に策定するものです。予算編成や行財政運営の指針として活用していくものであり、社会経済情勢の変化や地方財政制度の動向等に大きく左右されることから、必要に応じ見直しを行っていくこととしています。

◎計画期間⇒平成28年度～平成35年度（8年間）

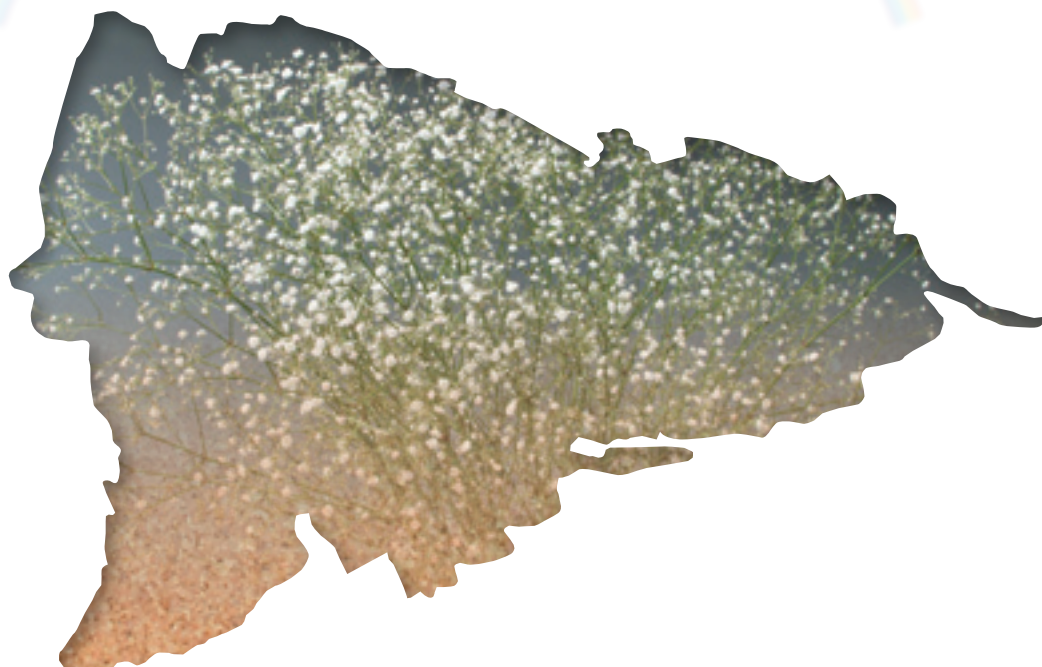
合志市総合計画

元気・活力・創造のまち 健康都市こうし



第1期 基本計画

平成28年度～平成35年度(2016年度～2023年度)



目 次

第1章 《第1期 基本計画》

施策体系別計画	41
---------	----

政策1.自治の健康

市民参画によるまちづくりの推進	44
行政改革の推進	46
財政の健全化	48

政策2.福祉の健康

子育て支援の充実	50
健康づくりの推進	52
社会福祉の推進	54
高齢者の自立と支援体制の充実	56
障がい者(児)の自立と社会参加の促進	58

政策3.教育の健康

義務教育の充実	60
生涯学習の推進	62
生涯スポーツの推進	64
人権が尊重される社会づくり	66
歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成	68

政策4.生活環境の健康

危機管理対策の推進	70
防災対策の推進	72
交通安全対策の推進	74
防犯対策の推進	76
住環境の充実	78
水環境の保全	80
水の安定供給と排水の浄化	82
廃棄物の抑制とリサイクルの推進	84
地球温暖化防止対策の推進	86

政策5.都市基盤の健康

計画的な土地利用の推進	88
計画的な道路の整備	90
公共交通の充実	92

政策6.産業の健康

農業の振興	94
商工業の振興	96
企業誘致の促進と働く場の確保	98

資料編

101 ~

第1章 《第1期 基本計画》

基本構想で示した「施策の大綱」に沿って、まちづくりの政策（基本方針）の実現に向けて、多彩な取り組みを展開していきますが、基本計画では、その計画期間（平成28年度から平成31年度まで）の4年間で取り組む『施策』の内容を示します。

施策体系別計画

1. 施策体系表

施策体系別計画では、まちづくりの政策（基本方針）ごとに、それぞれの『施策』の内容を示します。

また、『施策』の成果を向上させ、目標を達成するための「施策の柱」について、その体系を示し、具体的な取り組み内容を表現します。

施策体系表

政策名 (基本方針)	第1期基本計画「施策」	施策の柱
1 自治の健康	(1) 市民参画によるまちづくりの推進	1 地域づくり(まちづくり)人材の育成
		2 地域づくり(まちづくり)活動機会の確保
	(2) 行政改革の推進	3 計画的な施策・事業の推進
		4 職員の人材育成と効果的な組織運営
		5 広聴・広報機能の充実
		6 情報化の推進
		7 市民サービスの向上
		8 会計の適正な処理
		9 評価機能の確保
		10 開かれた議会の推進
		11 戦略的政策の推進
		12 公有財産の管理運営
	(3) 財政の健全化	13 財政事務の適正な執行
		14 自主財源の確保
2 福祉の健康	(4) 子育て支援の充実	15 子育ての経済的負担の軽減
		16 子育てと仕事の両立支援
		17 地域における子育て支援
		18 相談支援体制の充実
	(5) 健康づくりの推進	19 病気になる生活習慣の確立
		20 病気の早期発見
		21 地域医療体制の充実
		22 保険医療制度の健全な運営
	(6) 社会福祉の推進	23 地域福祉の推進
		24 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援
	(7) 高齢者の自立と支援体制の充実	25 高齢者の社会参加の促進
		26 介護保険サービスの適切な提供
		27 高齢者の介護予防の推進
		28 高齢者の生活支援の充実
	(8) 障がい者(児)の自立と社会参加の促進	29 障がい者(児)への総合的な支援及び福祉サービスの充実
		30 障がい者(児)への社会参加の促進

政策名 (基本方針)	第1期基本計画「施策」	施策の柱
3 教育の健康	(9) 義務教育の充実	31 学力の向上
		32 指導力の向上
		33 徳育の推進
		34 体育の推進
		35 食育の推進
		36 義務教育施設の整備
	(10) 生涯学習の推進	37 学習の啓発と参加機会の提供
		38 生涯学習団体の育成
		39 生涯学習施設(環境)の整備
	(11) 生涯スポーツの推進	40 スポーツの啓発と参加機会の提供
		41 スポーツ団体の育成
		42 スポーツ施設(環境)の整備
	(12) 人権が尊重される社会づくり	43 人権尊重についての理解と相談体制の充実
		44 人権教育啓発活動実践の推進
		45 男女共同参画社会の実現
	(13) 歴史・伝統文化を活かした郷土愛の醸成	46 歴史・伝統文化(文化財を含む)の保護と継承
4 生活環境の健康	(14) 危機管理対策の推進	47 危機管理対策
	(15) 防災対策の推進	48 災害予防対策
		49 災害応急対策
		50 災害復旧対策
	(16) 交通安全対策の推進	51 交通安全意識の高揚
		52 交通事故防止対策の推進
	(17) 防犯対策の推進	53 防犯意識の高揚と地域防犯対策
		54 防犯に関する環境整備
		55 消費者保護の充実
	(18) 住環境の充実	56 環境衛生の充実
		57 公営住宅の充実
		58 公園など身近な住環境の整備とみどりの保全
	(19) 水環境の保全	59 地下水のかん養と河川、池沼の汚染防止
	(20) 水の安定供給と排水の浄化	60 水の安定供給
		61 排水の浄化
5 の都市健康基盤	(21) 廃棄物の抑制とリサイクルの推進	62 ごみの発生抑制とリサイクルの推進
		63 廃棄物の適正処理
	(22) 地球温暖化防止対策の推進	64 地球温暖化防止対策の推進
		65 計画的な市街地の形成
6 産業の健康	(23) 計画的な土地利用の推進	66 計画的な道路の整備
		67 道路環境の整備
		68 公共交通の利便性の向上
	(24) 計画的な道路の整備	69 生産基盤の確保と経営力の強化
		70 後継者の育成
		71 関係機関との連携の強化
	(25) 公共交通の充実	72 人材確保と生産・販売力の強化
		73 異業種連携の促進
		74 企業誘致の促進
	(26) 農業の振興	75 雇用環境の充実支援と就業機会の確保
	(27) 商工業の振興	
	(28) 企業誘致の促進と働く場の確保	

2. 施策体系別計画の考え方

- ① 施策体系別計画では、行政評価システムとの連動をより明確にするため、施策の目的を「対象」と「意図」に分解し、次のように表現します。

施策の目的	対 象	この施策によって、働きかける相手（何？・誰？）
	意 図	対象をどのような状態にするのか 対象がどのような状態になればよいのかを表す。

- ② 意図の達成度合いを「成果」として表現します。計画の目標値を成果指標で示し、実施後の実績は、評価に活用して進行管理を行います。

成 果	成果指標	意図の達成度を測る指標です。 平成26年度の現状値を示し、平成28年度から 平成31年度までの成り行き値と目標値を示します。
-----	------	--

③ 成果指標の目標設定とその根拠

⇒ 現状と今後の状況変化、課題を認識したうえで、基本計画期間内の目標値を設定した根拠を示します。

○成り行き値 = 設定にあたっては、現状に対し何も策を講じず、現状のままの取り組みを続けた場合の成果指標の推移を成り行き値として想定します。

○目 標 値 = 施策を講じることによって目標値と成り行き値を比較しながら、どのように推移するか根拠を明らかにして、平成31年度目標値を設定します。

④ 施策の現状と今後の状況変化

⇒ 施策について、本市の特徴や現在の状況を分析します。
また、施策を取り巻く状況が、今後どのように変化するか予測を表現します。

⑤ 施策の課題

⇒ 現状と今後の状況変化を前提として、基本計画期間を見据えて、施策毎にどのような課題を解決していかなければならないかを示します。

⑥ 第1期基本計画での施策の方針

⇒ 基本計画期間内の施策の基本的な取り組み方針を示します。

⑦ 協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）

⇒ 市が自立するには行政の力だけでは限りがあります。
市民の皆さんには自主的な活動の方向や地域での取り組み、市の主体的な関わりについて、自助、共助、公助という役割分担を明らかにして示しています。

⑧ 施策の展開（施策の柱）

⇒ 施策の目標を達成するために取り組んでいく、基本的かつ主要な事業について、事務事業と結びつけるために設定して取り組みます。

政策1.自治の健康

1 施策名 市民参画によるまちづくりの推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

自治基本条例の理念に基づき市民・議会・行政が協働し、市民一人ひとりが積極的に社会参画できる場をつくるため、市民の地域づくりへの関心を高めるとともに、参画しやすい環境づくりに努めます。

また、地域づくりやボランティアに取り組む人材の育成や、それらを結び付ける相互のネットワークづくりを促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

目的と施策の方針

対象

・市民

意図

・まちづくり活動に参画する

成 果 指 標	単 位
A：地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合 〔市民アンケート〕	%
B：市の行う説明会や行事、イベントなどに参加している市民の割合 〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	64.6%	成り行き値	64.3%	64.0%	63.7%	63.4%
		目標値	65.0%	65.5%	66.0%	66.5%
B	74.1%	成り行き値	74.1%	74.1%	74.1%	74.1%
		目標値	74.3%	74.5%	74.7%	74.9%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合の成り行き値は、本市の平成24～26年度の市民意識調査結果を参考に、平成31年度まで微減傾向で推移すると設定しました。目標値は、自治基本条例をもとにしたまちづくりに引き続き取り組むとともに、転入により増加している新たな市民に対し自治会や区と協力して地域活動などへの参加を働きかけ、また、ボランティア活動やNPO活動に取り組んでいる団体等への支援をさらに強めることで、毎年0.5%の増を目標値としました。

B：市の行う説明会や行事、イベントなどに参加している市民の割合の成り行き値は、平成27年1～2月に実施した本市の総合計画と合併に関する市民意識調査の結果をもとに、平成31年度までこのまま推移すると設定しました。

目標値は、市の行う説明会や行事、イベントなどを更に魅力あるものとし、広報紙やホームページなどで市民への周知を図ることで、毎年0.2%の増を目標値としました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・自治基本条例の認知度があまり上がっていません。
- ・転入による人口の増加に伴い、新しい市民に対する地域づくりの意識を高める取り組みが必要となっています。
- ・高齢化がさらに進み、一部地域では地域活動を維持することが困難となってくることが予想されます。
- ・市地域づくりネットワークが設立されましたが、加入団体は減少傾向にあります。
- ・政治や行政に無関心な市民の増加により、各種選挙における投票率が低落傾向にあります。

◎ 施策の課題

- ・自治基本条例の認知度を高め、いかに市民・議会・執行部が協働し、まちづくりを進めていくかが課題です。
- ・市民参画の柱となるリーダーの育成が必要です。
- ・自治会や区の取り組みを活性化させる啓発と地域活動の担い手の育成が必要です。
- ・地域コミュニティ活動のあり方について検討が必要です。
- ・魅力ある行事やイベントの開催と、より有効な周知方法の検討が必要です。
- ・市地域づくりネットワーク加入団体の減少の抑止と、新規団体の設立支援が必要です。
- ・選挙権の年齢が18歳に引き下げられますが、今後は、有権者となる小、中、高校生への主権者教育が大切になると言われています。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・自治基本条例に基づき、市民参画を促すための情報提供を積極的に行い、協働によるまちづくりを進めていきます。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア) 市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、自治基本条例に基づいた協働のまちづくりを行います。
- 市民は、参画と協働にあたっては、自らの発言や行動に責任を持ちます。
- 市民は、自治につながることを認識して積極的に地域づくり、まちづくり活動に参加します。
- 市民は、自治への関心を持ち、自ら情報を得て、積極的な参画に努めます。
- 市民は、地域社会との調和に努めます。
- 市民は、地域の一員であるという自覚を持ち、為政者を選ぶための選挙(投票)を棄権しないように努めます。

イ) 行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、自治基本条例に基づいた協働のまちづくりを行います。
- 市は、市民の参画の機会の拡充を図ります。
- 市は、市民の意見提案を総合的に検討し結果に対して説明責任を果たします。
- 市は、市の方向とまちづくりの理念を広く市民に示します。
- 市は、地域のまちづくりに対して支援を行います。
- 市は、市民と情報を共有するため、わかりやすく情報を公開します。
- 市選挙管理委員会は、主権者教育を推進し、有権者の政治意識が向上するための啓発活動に努めます。

施策の展開(施策の柱)

1. 地域づくり(まちづくり)人材の育成
2. 地域づくり(まちづくり)活動機会の確保

政策1.自治の健康

2 施策名 行政改革の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

信頼される組織づくりと健全な行政運営を持続させるため、行政改革大綱及び集中改革プランを確実に実行していきます。

さらに、行政評価システムによって進行管理を行い、改革・改善につなげていく取り組みを継続します。

また、市民への積極的な情報公開に努めることにより行政としての説明責任を果たし、市役所の信頼性の向上や市民との信頼関係の構築を図ります。

議会に対する市民の関心をより高くするため、さらにわかりやすく透明性の高い議会情報の提供に努めます。

目的と施策の方針

対象

・市役所、市職員

意図

・市民に信頼される組織になる

成 果 指 標	単 位
A：集中改革プランの取り組み実績 [別指標]	%
B：市役所が信頼できる組織だと思う市民の割合 [市民アンケート]	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	—	成り行き値	83.0%	88.0%	93.0%	98.0%
		目標値	85.0%	90.0%	95.0%	100.0%
B	71.7%	成り行き値	72.0%	72.0%	72.0%	72.0%
		目標値	73.0%	75.0%	77.0%	79.0%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：集中改革プランの取り組み実績の成り行き値は、第2期集中改革プラン（平成23～27年度）の実績をもとに設定しました。

目標値は、毎年度の計画に基づきスピード感を持って実行することを目標とし、平成31年度には100%の達成を目指すとして設定しました。

B：市役所が信頼できる組織だと思う市民の割合の成り行き値は、過去の市民意識調査において合併の翌年度（56.2%）から平成25年度（72.5%）までは毎年増加し平成26年度（71.7%）は微減となっている状況から、平成31年度まで現状維持で推移すると設定しました。

目標値は、自治基本条例が定める市の執行機関（市長・市職員）の責務と役割を果たすことで、毎年2%ずつ成果を伸ばすことができると考え、平成31年度目標値を79.0%に設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・職員の人材育成基本方針に基づき人事評価制度を本格導入し、目標管理等の評価プロセスにより人材育成を図っています。
- ・人口が増える中、適正な職員配置を求める声があり、又、新たな国の方策等による地方自治体を取り巻く環境が変化しています。
- ・現在分庁方式を継続しているが、健康都市こうしの実現とサービスの総合力強化を目指し、窓口業務改善を含めた庁舎のあり方の検討が進められています。
- ・平成28年1月の社会保障・税番号制度の開始に伴い、更なる住民サービスの向上や業務の効率化が求められます。
- ・地方創生等により予算規模が拡大し、今後の事務処理において会計帳票等関係書類の増加や多様化が予想されます。
- ・選挙権が18歳以上に引き下げられる見通しとなり、若い世代の政治への関心が高まってくると考えられます。
- ・市財政の健全化や市民サービスの維持・向上のため、PPP（官民連携）を活用することが求められます。

◎ 施策の課題

- ・市役所に対する市民の評価を上げるための、自治基本条例に基づく市民参画への取り組みが必要です。
- ・職員の質の向上を図ることによる、市役所の信頼性向上、市民との信頼関係構築が必要です。
- ・適正な職員数の研究分析と、効果的な組織の検討が必要です。
- ・広報紙の充実と効果的な情報発信の検討が必要です。
- ・職員（正規、嘱託、臨時職員）の意識改革と市民サービスの充実が必要です。
- ・PPP（官民連携）による事業推進が求められます。
- ・行政評価システムと連携した人事評価制度の構築に向けた取り組みが必要です。
- ・行政評価システムの活用と市民への周知が必要です。
- ・予算執行におけるより確実で効率的な事務処理が求められます。
- ・市民と密接したより質の高い議会活動が求められます。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・職員の育成と効果的な組織運営を行います。
- ・計画的な施策・事業を推進します。
- ・スピード感のある行政経営を推進します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア) 市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、納税の義務を果たし、受益者負担を行います。
- 市民は、行政に対して関心を持ちます。
- 市民は、自治の主体者であることを自覚し、参画と協働に努め、自らの発言と行動に責任を持ちます。

イ) 行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、市民と協働するために徹底した情報公開を行い、説明責任を果たします。
- 市職員は、まちづくりの課題を解決する能力の向上に積極的に努めます。
- 市職員は、地域活動に参加し地域の声を聴きます。
- 市は、職員の人材育成を行い、サービスの向上に努めます。

施策の展開(施策の柱)

3. 計画的な施策・事業の推進

4. 職員の人材育成と効果的な組織運営

5. 広聴・広報機能の充実

6. 情報化の推進

7. 市民サービスの向上

8. 会計の適正な処理

9. 評価機能の確保

10. 開かれた議会の推進

11. 戦略的政策の推進

12. 公有財産の管理運営

政策1. 自治の健康

3 施策名 財政の健全化

◎ 第2次基本構想での施策の方針

歳入面では市税収入の確保に努めるとともに、歳出面では限りある財源を効率的かつ効果的に活用し、財政計画に基づく健全な財政運営に努めます。

目的と施策の方針

対象

・市の財政

意図

・健全な財政状況を保つ

成 果 指 標	単 位
A：実質公債費比率	%
B：基金残高（財政調整基金）	千円
C：税収納率（現年度）	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	7.1%	成り行き値	6.0%	6.4%	7.7%	8.8%
		目標値	6.0%	6.4%	7.7%	8.7%
B	3,743,276 千円	成り行き値	3,736,000千円	3,512,000千円	3,352,000千円	2,871,000千円
		目標値	3,888,000千円	3,811,000千円	3,795,000千円	3,614,000千円
C	99.04%	成り行き値	98.97%	98.97%	98.97%	98.97%
		目標値	99.00%	99.10%	99.20%	99.30%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

- A：実質公債費比率の成り行き値は、普通建設事業の伸びに伴う合併特例債の発行増額により公債費残高が増加することとなり、実質公債費比率の数値が悪化すると、平成31年度8.8%に設定しました。目標値は、普通建設事業費を2.0%から3.5%削減することで、平成31年度8.7%に設定しました。
- B：基金残高（財政調整基金）の成り行き値は、社会保障関係経費と普通建設事業に係る公債費が増加すること等を踏まえ、毎年度の収支均衡を図るための財源不足を財政調整基金から取り崩すこととして、平成31年度2,871,000千円に設定しました。目標値は、収支均衡を図るための財源対策として、ある程度の取り崩しが想定されるものの、普通建設事業費等を2.0%から3.5%削減することで、平成31年度3,614,000千円に設定しました。
- C：税収納率（現年度）の平成26年度の経済動向をみると、地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策等の各種政策の推進により、景気は緩やかに回復していくことが見込まれます。成り行き値については、収納率に影響がある法人市民税が毎年景気の動向に左右されることから、過去5年間の平均値の80%を見込んだため、収納率は現状値より低く設定しました。目標値については、県との連携を図り滞納整理体制確立、新規滞納者への早期対応や滞納処分の強化を引き続き行い、また、業務の効率化・職員の育成を図りながら収納率向上に努めることで設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・市民の財政運営に対する関心が高まり、歳入増や歳出削減についての意見が増えています。
- ・財政健全化法に基づいた、早期健全化基準をクリアしていますが、今後も引き続き計画的な財政運営が求められます。
- ・歳入については、法人市民税の増減が著しく、地方交付税決定額にも影響があり財政見通しが困難な場合があります。
- ・普通交付税の合併算定替が終了し、一本算定に向けて段階的に減額が行われます。
- ・歳出については、扶助費等の増加による義務的経費が増加し、毎年度、財源不足が生じていますが、今後も人口増加が進み、義務的経費の増加が予測されます。
- ・地方創生関連の取り組み実施による事業予算が必要となってきます。
- ・財政計画に基づく計画的な財政運営への取り組みを行ってきましたが、常に経済状況に合わせた財政計画の見直しが必要となっています。
- ・資産や債務の正確な把握と管理、財務情報の分かりやすい開示などを目的として、全国統一的な「新地方公会計」の整備が進められていきます。
- ・新規滞納者への早期対応や滞納処分強化により、市税収納率は向上していますが、今後の経済状況の変化によっては、収納率の減少も懸念されます。

◎ 施策の課題

- ・平成27年度に普通交付税の合併算定替が終了し、平成32年度の本算定に向かって平成28年度から段階的に減額が行われ、今後ますます厳しい財政状況となることが予測されるため、これまで以上の自主財源の確保と、歳出の抑制が必要となります。
- ・合併特例債も平成32年度までと期間延長になり、必要な行政水準を確保するためには、一定の起債借入れは必要になるため、将来の償還を考慮したバランスのよい財政運営を行う必要があります。
- ・年度によって生じる財源の不均衡（法人市民税の増減等）を調整するために設置している財政調整基金は、合併当初の約16億円から約37億円（平成26年度末）へ増えていますが、今後、交付税の減額や大規模事業の実施などにより毎年度の予算編成において、取り崩しを行う必要が予測され、基金総額の減少が課題となります。
- ・大規模事業の実施にあたっては、PFI・PPPなどの活用により歳出予算の圧縮を図っていく必要があります。
- ・人口増加と高齢化に伴い増えていく扶助費などについて、今後どのように対応していくかが課題です。
- ・公共施設の老朽化が進んでおり、計画的な維持補修や更新による財政負担の平準化が必要となります。
- ・市税等における高額滞納者に対する収納対策が課題です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・計画的な財政運営と将来負担を見据えた財政の健全化を図ります。
- ・市税等の収納率の向上と政策推進による自主財源の確保に努めます。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア) 市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、納税の義務を果たし、受益者負担を行います。
- 市民は、市の財政運営に対して関心を持ち、経費節減について自らできる部分は自分たちで行います。

イ) 行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、分かりやすい情報公開を行い、市民への説明責任を果たします。
- 市は、財政改革をすすめ、経費節減を行います。
- 市は、財政計画の進行管理を適正に行います。
- 市は、財政運営に関する職員の意識改革を図ります。
- 市は、自主財源の確保に努めます。

施策の展開(施策の柱)

13. 財政事務の適正な執行

14. 自主財源の確保

政策2. 福祉の健康

4 施策名 子育て支援の充実

◎ 第2次基本構想での施策の方針

地域ぐるみで子育て家庭を支え、子育てを支援するとともに、安心・安全な環境で健やかに子育てができるまちづくりをめざします。

その実現のため、多様な子育てサービスの充実や子育ての負担感・不安感を解消するための体制の整備、子どもたちの心身の健やかな成長の支援、地域における子育て力の強化など、子育て環境の整備促進に努めます。

目的と施策の方針

対象

・子育て世帯

意図

・子育てに思い悩むことが少ない

成 果 指 標	単 位
A：子育てに関する悩みを抱える世帯の割合〔市民アンケート〕	%
B：子育てのための経済的支援が充実していると感じる世帯の割合〔市民アンケート〕	%
C：子どもの安全（犯罪、事件、事故など）に不安を感じる世帯の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	62.0%	成り行き値	62.0%	62.0%	62.0%	62.0%
		目標値	61.5%	61.0%	60.5%	60.0%
B	64.7%	成り行き値	64.7%	64.7%	64.7%	64.7%
		目標値	65.0%	65.5%	66.0%	66.5%
C	35.7%	成り行き値	35.7%	35.7%	35.7%	35.7%
		目標値	35.0%	34.5%	34.0%	33.5%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

- A：子育てに関する悩みを抱える世帯の割合の成り行き値は、現状のまま推移すると考え、平成31年度まで62.0%と設定しました。目標値については、トータル的な子育てに関する悩みを抱える世帯の割合はあまり変化がないと考えられることと、B、Cの目標値を達成することを前提に、少しずつ減少するとして平成31年度には60.0%となると設定しました。
- B：子育てのための経済的支援が充実していると感じる世帯の割合の成り行き値は、短期的には変わらないと判断して平成31年度まで同水準で推移すると設定しました。目標値は、家庭の経済状況は国の経済状況の影響が大きいことから大幅な好転は見込めないと考えますが、こども医療費の対象範囲を小学6年生から中学3年生まで拡大することを検討しており、拡大を実施することなどで、少しずつ向上するとして平成31年度には66.5%となると設定しました。
- C：子どもの安全（犯罪、事件、事故など）に不安を感じる世帯の割合の成り行き値は、社会情勢を勘案するとあまり変化しないと予想され、平成31年度まで35.7%で推移すると設定しました。目標値は、地域ぐるみの取り組みを支援することで不安を解消できると考え、平成31年度には33.5%となると設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・子どもの人口は増加傾向にあり、今後も継続することが見込まれます。
- ・若い世代の離婚の増加により、ひとり親家庭が増加傾向にあります。
- ・家庭児童相談、児童虐待相談等の児童に関する相談等が増加傾向にあります。
- ・子どもを産み育てる若い世代の未婚率が、女性、男性ともに、おおむね上昇傾向にあります。
- ・市の女性の就業率は、全国と比較すると高いレベルにあります。
- ・市が実施している子育て支援事業の周知度と利用状況は、事業によって差はありますが、周知度は高いものの、利用した割合はそれに比べ低くなっています。
- ・その一方、今後の利用意向は利用状況と比べると高くなっています。
- ・平成27年度から、全国で「子ども・子育て支援新制度」が導入されました。また、市は平成27年3月に、「合志市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

◎ 施策の課題

- ・地域における子育て支援の充実が必要です。
- ・子どもと母親の健康の確保と増進が必要です。
- ・子どもの健やかな成長のための教育環境の整備が必要です。
- ・子どもの安全確保と生活環境の整備が必要です。
- ・男女共同参画とワークライフバランスの推進が必要です。
- ・要保護児童等へのきめ細かい対応の推進が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
- ・子育ての負担感・不安感を解消するための体制の整備を推進します。
- ・子どもたちの心身の健やかな成長の支援を行います。
- ・地域における子育て力の強化を図ります。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア) 市民(事業所、地域、団体)の役割

- 地域は、地域の子どもの見守り、子育て相談、交流会等を推進します。
- 企業、事業所は、子育て家庭が子育てと仕事の両立ができるよう、育児休業制度などの支援体制の充実を図ります。
- 市民は、地域とともに子どもを見守り、育てます。

イ) 行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、子育て家庭が、子育てと仕事を両立できるよう、施設の充実を図ります。
- 市は、子育てに関する各種支援を行います。
- 市は、子育てに関する相談支援体制の充実を図ります。
- 市は、子育て支援サービス事業の充実を図ります。
- 国と県は、企業や事業所等に対して、子育て家庭の親が子育てと仕事の両立ができるような労働条件の整備を図ります。

施策の展開(施策の柱)

15. 子育ての経済的負担の軽減

16. 子育てと仕事の両立支援

17. 地域における子育て支援

18. 相談支援体制の充実

政策2. 福祉の健康

5 施策名 健康づくりの推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

健康寿命の延伸、生活習慣病の予防を主な目的とし、市民の健康への意識の高揚と食習慣を通した一体的な健康づくりを進め、市民一人ひとりが、健康に暮らせるまちづくりをめざします。

さらに、健康都市こうしの実現に向けて、健康づくりの拠点整備を進めます。

また、地域医療体制の充実と医療保険制度の健全な運営を行い、加速する高齢化に対応した福祉や医療サービスの維持、向上に努めます。

目的と施策の方針

対象

・市民

意図

・心身ともに健康な状態になる

成 果 指 標	単 位
A：心身が健康だと感じる人の割合〔市民アンケート〕	%
B：日頃から健康づくりに取り組んでいる人の割合（市の健康づくり事業・ラジオ体操・ウォーキング等）〔市民アンケート〕	%
C：一人当たり医療費（国保）〔別指標〕	円
D：一人当たり医療費（高齢）〔別指標〕	円

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	53.7%	成り行き値	53.8%	53.8%	53.8%	53.8%
		目標値	54.0%	54.1%	54.2%	54.3%
B	48.5%	成り行き値	48.5%	48.5%	48.5%	48.5%
		目標値	48.6%	48.7%	48.8%	50.0%
C	373,016円	成り行き値	374,881円	376,755円	378,639円	380,532円
		目標値	373,762円	374,510円	375,259円	376,010円
D	990,000円	成り行き値	1,010,000円	1,020,000円	1,030,000円	1,040,000円
		目標値	1,005,000円	1,015,000円	1,025,000円	1,035,000円

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

- A：心身が健康だと感じる人の割合は、社会情勢を勘案すると、ストレス等の蓄積により現状の水準により推移すると考え、平成31年度成り行き値を53.8%に設定しました。目標値については、今後も啓発活動や生活習慣病の発症予防教室等の健康づくり関連事業を続けていくことで、成り行き値より若干増加し微増で推移すると考え、平成31年度を54.3%に設定しました。
- B：日頃から健康づくりに取り組んでいる人の割合の成り行き値は、過去の実績値を踏まえ平成26年度水準で推移すると考えられます。目標値については、地域でのラジオ体操、健康ステーションの活用、ウォーキングコースの設定等により、健康づくりに取り組む環境が整うことから、平成31年度は50%に設定しました。
- C：国保被保険者の一人当たり医療費については、過去の実績から成り行き値では0.5%の伸びで推移すると考え、平成31年度を380,532円に設定しました。目標値については特定健診の受診率を向上させることで、増加率を0.2%に抑え、目標値を376,010円に設定しました。
- D：後期高齢者の一人当たり医療費については、今後も高齢化の進展が見込まれるため1%の伸びで推移すると考え、平成31年度を1,040,000円に設定しました。
目標値については、後期高齢者健診、人間ドックの受診率の向上を図ることにより、成り行き値から0.5%抑えた1,035,000円に設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 健康づくり事業への参加者が増えてきており、啓発活動の効果が少しずつ現れていると考えられます。
- 健康づくりの活動に関わるボランティア（食生活改善推進員・健康づくり推進員・母子保健推進員など）の数が増えており、市民主体の活動が広がることが期待できます。
- 今後10年間で高齢人口が急増することが予想されるため、健康な高齢期を迎えるために50歳代からの生活習慣病対策が急務です。
- 加入している保健組合に関わらず、一貫した健康づくり対策ができるよう保険者間の連携が必要であることから、全国健康保険協会や医療機関と包括協定を締結し、市の事業への連携・協力を行うこととしています。
- 社会情勢や経済不安など厳しい世相を反映してか、対応が難しい事例（病院受診拒否、自殺、虐待等）が増加しています。丁寧に個別の対応をする必要があります。
- 一人当たり医療費は毎年増加しており、抜本的な制度改正がなければ増加傾向のまま推移していくと予想されます。
- 特定健診の受診率が毎年低下しています。啓発活動は行っていますが、受診率向上にはつながっていません。
- 平成30年度から国保の運営責任が都道府県へと移行することに伴い、新たな財源措置が予定されており、国保財政が現状より好転することが期待されます。

◎ 施策の課題

- がん検診、特定健診等の受診率向上の推進が必要です。
- 一人ひとりが生活習慣を見直し、健康が維持できる予防活動の推進が必要です。
- 健康づくりを普及するボランティアの育成を継続的に行い、市民が市民を支える仕組みづくりの推進が必要です。
- いつでも、どこでも、誰でも気軽に健康づくりが始められる環境の整備が必要です。
- 健康づくりを推進するため、関係機関との連携強化の推進が必要です。
- 病気の予防、早期発見・早期治療による医療費の削減につながる啓発の推進が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 生活習慣病予防の必要性を啓発し、病気の発症予防に努めます。
- 関係機関と連携し、健康づくり事業を乳児期から高齢期まで切れ間なく展開していきます。
- 関係課や地域との連携を図り、健康づくりに対する意識を高めていきます。
- 啓発を通して検診受診率を向上させることで、予防医療に努めます。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア) 市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、一人ひとりが食事、運動、休養などに留意し、健康づくりに努めます。
- 市民は、検診をすすんで受診し病気の早期発見に努めます。
- 市民は、かかりつけ医を持ち早期治療と健康管理に努めます。
- 地域は、地域ぐるみでの健康づくりに努めます。(スポーツ大会・レクリエーション・健康教室・ラジオ体操等の開催)

イ) 行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、健康づくりに関する啓発を行います。
- 市は、健診の実施、家庭訪問、健康相談、健康教育、予防接種などの保健サービスを行います。
- 市は、医療機関(医師会)や関係機関(国保連合会、協会けんぽ等)との連携強化を図ります。
- 市は、市民を支えるボランティアの人材育成を行います。

施策の展開(施策の柱)

19. 病気にならない生活習慣の確立
20. 病気の早期発見

21. 地域医療体制の充実
22. 保険医療制度の健全な運営

政策2. 福祉の健康

6 施策名 社会福祉の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

地域の実状に即した創意工夫による「地域福祉」を推進し、市民・団体との協働による取り組みを行います。
また、様々な理由により生活困窮に陥った世帯の自立のため、関係機関との連携を図り、就労相談をはじめとした総合的な支援対策を行います。

目的と施策の方針

対象

・市民

意図

・住み慣れた地域で生きがいのある
自立した日常生活を営むことができる

成 果 指 標	単 位
A：住み慣れた地域で生活できていると感じる市民の割合〔市民アンケート〕	%
B：生きがいがあると答えた市民の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	73.1%	成り行き値	72.7%	72.6%	72.5%	72.4%
		目標値	73.7%	74.0%	74.3%	74.7%
B	75.0%	成り行き値	74.7%	74.6%	74.5%	74.4%
		目標値	75.6%	75.9%	76.2%	76.5%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

- A：住み慣れた地域で生活できていると感じる市民の割合については、自治会離れや子ども会の減少など地域でのつながりが希薄化していく社会が進んでいることを考え、成り行き値は微減傾向で推移すると見込み、平成31年度を72.4%としました。目標値については、社会福祉協議会と連携しながら地域福祉事業を更に進めていくことにより地域のつながりを強め、地域で生活することへの安心感が高まり微増すると考え、平成31年度を74.7%に設定しました。
- B：生きがいがあると答えた市民の割合については、地方の生活実態をみると格差社会の影響は大きく、未就労や低所得層の増加など今後もこの傾向は続くと考えられることから成り行き値は、微減傾向で推移すると見込み、平成31年度を74.4%としました。目標値については、安定し充実した生活を送れるよう、地域の支え合い活動も併せ、更なる相談体制の整備を図ることで微増すると考え、平成31年度を76.5%と設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 自治会離れなどが進んではいるものの、身近な地域で充実した生活を送りたいと望んでいる人は多く、生活支援のニーズは高まっています。
- 生活困窮者自立相談支援事業が始まったことにより、生活相談をはじめ就労など様々な相談が寄せられています。
- 避難行動要支援者制度の整備を進めていくことから、社会福祉協議会、自治会などと連携し更なるサポート体制の構築が求められます。
- 今後も経済的な生活格差は広がり、生活困窮者や生活保護世帯への支援需要が大きく増加すると考えられます。

◎ 施策の課題

- 地域福祉の推進には住民同士の連携強化が欠かせませんが、少子高齢化の進展に伴い、地域での連携意識が希薄化していく中で、ボランティア組織の育成や支え合いの仕組みづくりなど、地域住民自身が地域福祉の担い手となれるような方策が必要です。
- 地域福祉の重要な担い手である民生・児童委員の活動が活発になることは、地域福祉の推進につながるが、民生・児童委員への依存度も高く、生活困窮者制度など新たな制度も出てくるなど、業務も複雑多様化していることから、民生・児童委員への負担が大きくなってきます。この負担軽減のためにも地域の自治会など地域の各組織の協力や役割分担などが必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 地域福祉計画に基づき、地域で支えあう協働による地域福祉活動の仕組みづくりを確立します。
- 生活保護世帯や生活困窮者世帯の自立に向けた支援体制を充実します。
- 避難行動要支援者に必要な体制を整え、併せて地域支援の意識向上を推進します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア) 市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、避難行動要支援者の情報を地域の防災組織などと共有し、地域住民同士の支援体制の構築を行います。
- 市民は、地域活動やボランティア活動に積極的に取り組む意識を持ちます。
- 市民は、支援を必要とする人を地域で支え合うという地域福祉の仕組みづくりに取り組みます。

イ) 行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、相談体制の充実を図ります。
- 市は、社会福祉協議会と連携し、地域活動やボランティア活動の支援を行います。
- 市は、災害時のボランティア活動への拠点整備を行います。
- 市は、福祉活動に関するPRを行います。

施策の展開(施策の柱)

23. 地域福祉の推進

24. 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援



政策2. 福祉の健康

7 施策名 高齢者の自立と支援体制の充実

◎ 第2次基本構想での施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で、社会活動への参加や健康づくりに向けた取り組みを行い、生きがいをもって暮らすことのできる環境整備を図ります。

また、認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化し、地域全体で認知症の方とその家族を支える体制を整備します。

目的と施策の方針

対象

・高齢者

意図

・住み慣れた地域で生きがいのある
自立した日常生活を営むことができる

成 果 指 標	単 位
A：住み慣れた地域で生活できていると感じる高齢者の割合〔市民アンケート〕	%
B：生きがいがあると答えた高齢者の割合〔市民アンケート〕	%
C：要介護認定者数〔別指標〕	人

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	79.2%	成り行き値	78.6%	78.4%	78.2%	78.0%
		目標値	79.2%	79.5%	79.8%	80.2%
B	78.2%	成り行き値	76.2%	75.2%	74.2%	73.2%
		目標値	80.8%	80.8%	80.8%	80.8%
C	2,387人	成り行き値	2,498人	2,496人	2,598人	2,700人
		目標値	2,478人	2,476人	2,578人	2,680人

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：住み慣れた地域で生活できていると感じる高齢者の割合の成り行き値は、今後も高齢者人口、特に後期高齢者人口の増加が見込まれることから在宅生活が困難となる高齢者が増加することが考えられるため、今後減少すると考え、平成31年度を78%に設定しました。目標値は、高齢者数、介護認定者数は増加するが高齢者を地域で支える体制を構築することにより80.2%と設定しました。

B：生きがいがあると答えた高齢者の割合の成り行き値は、一人世帯や高齢者のみの世帯が増加することや過去4年間の実績値からみて、今後減少することが考えられるため73.2%に設定しました。目標値は、介護予防の推進、社会参加の促進を進めていくことで、平成31年度まで80.8%に設定しました。

C：要介護（要支援）認定者は、過去5年間の平均では毎年100人ずつ増加していますが、平成28年度からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、要支援者が一時的に減少すると予測されるため、成り行き値を平成31年度は2,700人に設定しました。目標値は、介護予防事業の実施により平成31年度は2,680人に設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・平成26年の本市の65歳以上の高齢者人口は12,691人となっており、5年前の平成21年に比べ2,037人（伸び率19.1%）の増加となっています。また、高齢化率でみると平成21年に19.4%であったものが、平成26年には21.6%となっており、今後も高齢者人口、特に後期高齢者人口の伸びが見込まれます。
- ・高齢者人口の増加に伴い、要介護（要支援）認定者、認知症高齢者の増加が見込まれます。
- ・老人クラブ会員数が年々減少傾向にあります。

◎ 施策の課題

- ・介護保険法の改正を踏まえ、支援が必要な高齢者の様々な状態に対応できるよう、きめ細かな介護予防や生活支援サービスの提供体制の構築が必要です。
- ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアの視点から、引き続き地域密着型サービス提供体制の基盤整備への取り組みが必要です。
- ・認知症の方とその家族が安心して暮らせるよう、医療・介護・予防など、市民に関わる機関が連携できる体制づくりや地域全体で支える体制の整備が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・高齢者の地域支援体制を推進します。
- ・高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進します。
- ・高齢者の自立支援と介護予防を推進します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア) 市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、高齢者を理解して支えます。
- 高齢者は、地域の活動（老人クラブ、地域サロン等）に参加します。また、自分の生きがいや趣味をみつけます。
- 地域・団体は、高齢者にサークル活動や地域活動への参加を促します。
- 高齢者は、制度（介護保険・地域支援事業）を活用します。
- シルバー人材センターは、高齢者の再雇用を進めます。
- 市民は、生活・介護支援サポーターに登録し活動します。

イ) 行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、市民へ高齢者を支援するための啓発を行います。
- 市は、各種団体（シルバー人材センター、老人クラブ、地域サロン等）への支援を行います。
- 市は、高齢者を支援するための各種事業を実施し、介護保険事業の運営を行います。
- 市は、高齢者の能力を活用できる場や制度の提供（シルバー人材センター等）を行います。

施策の展開(施策の柱)

25. 高齢者の社会参加の促進

26. 介護保険サービスの適切な提供

27. 高齢者の介護予防の推進

28. 高齢者の生活支援の充実



政策2. 福祉の健康

8

施策名

障がい者(児)の自立と社会参加の促進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

地域社会で生きがいを持って安心して暮らすことができるよう、福祉サービスを適切に利用できる体制を整備します。

また、能力に応じた社会参加の促進や働く場の提供に努め、支援体制の充実を図ります。

目的と施策の方針

対象

・障がい者(児)

意図

・適切な障害福祉サービスを受けながら
社会生活、日常生活を営むことができる

成 果 指 標	単 位
A：障害福祉サービス（訪問系）利用件数［別指標］	件
B：障害福祉サービス（日中活動系）利用件数［別指標］	件
C：障害福祉サービス（居住系）利用件数［別指標］	件

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	1,086件	成り行き値	1,120件	1,140件	1,150件	1,160件
		目標値	1,130件	1,150件	1,160件	1,170件
B	3,642件	成り行き値	3,750件	3,800件	3,840件	3,870件
		目標値	3,780件	3,840件	3,900件	3,950件
C	1,160件	成り行き値	1,190件	1,200件	1,210件	1,220件
		目標値	1,200件	1,220件	1,240件	1,250件

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

- A：障害福祉サービス（訪問系）利用件数の成り行き値は、人口増加とともに外出支援等の利用者の伸びを考慮し微増すると考え、平成31年度を1,160件と設定しました。目標値については、更なる支援体制の充実を図るとともに制度の周知に努めることで利用者は増加すると設定しました。
- B：障害福祉サービス（日中活動系）利用件数の成り行き値は、人口増加とともに就労継続支援事業等の利用者の伸びを考慮し増加すると考え、平成31年度を3,870件と設定しました。目標値については、更なる支援体制の充実を図るとともに制度の周知に努めることで利用者は増加すると設定しました。
- C：障害福祉サービス（居住系）利用件数の成り行き値は、人口増加とともにグループホームの利用など地域生活への移行者が増加すると設定しました。目標値については、更なる支援体制の充実を図るとともに制度の周知に努めることで利用者は増加すると設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、各種サービスの利用率も伸びています。サービス利用の意向も高く、今後もサービス利用者は増加すると予想されます。
- 障害者総合支援法の基本的考えである福祉施設入所者が地域生活へ移行を進めるという観点からも、今後自立訓練事業所などを利用し、グループホーム等に移行する人は増加すると考えられます。

◎ 施策の課題

- 障がい者の自立に向けた就労支援サービスは利用者も増加傾向にあり、受け入れ体制や賃金の確保など障がい者が安心して生活できるためには更なる取り組みが求められています。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 施設等と連携し、自立に向けた適正な支援サービスや生きがいがづくりにつながるよう支援体制の充実を図ります。
- 障がい者(児)に対する正しい理解のための啓発を行うとともに地域で支えあう地域支援体制を確立します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア) 市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、障がい者(児)を理解して支えます。
- 障がい者は、地域の活動に参加をします。また、能力と適正に応じて就労します。
- 事業所は、障がい者の雇用を進めます。
- 地域・団体は、サークル活動や地域活動への参加を促します。

イ) 行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、合志市障がい者計画に基づき、障がい者福祉施策を進めます。
- 市は、障がい者団体の活動を支援し、社会参加を促進します。

施策の展開(施策の柱)

29.障がい者(児)への総合的な支援及び福祉サービスの充実

30.障がい者(児)への社会参加の促進



政策3. 教育の健康

9 施策名 義務教育の充実

◎ 第2次基本構想での施策の方針

子ども達が将来の夢に向かって挑戦できる「知育、徳育、体育、食育」のバランスの取れた成長を促進し、「生きる力」を身に付ける教育を推進します。

また、学校教育を担う教員の資質向上を図りながら、小中一貫教育への取り組みやICT活用による学びの環境整備に努めます。

さらに、安全で安心して学べる教育施設の整備に努めます。

併せて、地域との連携により子どもたちの健やかな成長を図ります。

目的と施策の方針

対象

・児童、生徒

意図

・知・徳・体・食のバランスが整い、
生きる力が身についている

成 果 指 標	単 位
A：標準学力検査(NRT検査)において全国標準値を50とした場合の児童・生徒の総合学力の平均値	学力偏差値
B：不登校の出現率（＝不登校生徒数／全児童・生徒数×100）	%
C：問題行動（いじめ、暴力等）の発生件数	件
D：体力テスト結果で「A～C」と判定される児童生徒の割合	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	52.4	成り行き値	52.4	52.4	52.4	52.4
		目標値	52.6	52.8	53.0	53.2
B	1.16%	成り行き値	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%
		目標値	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%
C	7件	成り行き値	7件	7件	7件	7件
		目標値	6件	6件	5件	5件
D	72.3%	成り行き値	72.3%	72.3%	72.3%	72.3%
		目標値	72.5%	73.0%	73.5%	74.0%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

- A：総合学力の平均値の成り行き値は、平成26年度結果が維持できるものと考え、平成28年度以降各年度52.4と設定しました。目標値は、第2期の実績を踏まえ最も高かった平均値52.7%を計画年度内に超えるよう、学力充実の研究指定校制度や学力向上対策委員会の取組の更なる充実を図ることにより、平成28年度を52.6とし、以降各年度0.2ポイント増をめざし設定しました。
- B：不登校の出現率の成り行き値は、不登校者数の増加傾向、全国や熊本県の不登校状況を踏まえ、平成28年度以降を、平成26年度結果である1.16%から0.1%づつ増加すると設定しました。目標値は、各学校の取り組みや適応指導員、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の活用を充実させることで、平成28年度を1.0%とし、4年間で出現率を現状値から0.2ポイント減少で設定しました。
- C：問題行動を起こした児童・生徒数の成り行き値は、学校で豊かな心の育成に向けた取り組みをはじめ、学校と家庭の連携の成果もあり減少してきたが、児童・生徒の増加もあることから、平成26年度結果である7件としました。目標値は、厳しい現実もあるが、関係機関の専門的な連携の強化を図り組織的な取り組みを行うことで平成28年度を6人、以降2年毎に1人の減をめざし、平成31年度を5件と設定しました。
- D：体力テストでA.B.Cランク（平均値以上）と判定される児童生徒の割合の成り行き値は、平成26年度結果が維持できるものと考え、平成28年度以降各年度72.3%としました。目標値は、平成30年度までの小学校体育の社会体育への移行もあるが、これまでの実績値の推移と各学校の体力の実態から判断し、平成28年度を72.5%に、校長会をはじめ体育主任会で小中連携の取り組みを強化し、平成29年度以降各年度0.5ポイントの増をめざし平成31年度74.0%と設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・宅地開発により、児童生徒数が増加しており、平成27年5月1日現在で、平成25年度に比べ特に合志南小学校は148人、西合志東小学校が51人、西合志南小学校が36人、合志中学校が83人、西合志南中学校が29人の増加となっています。校舎増築で対応していますが、今後も開発が続き、児童数が増加すると考えられます。
- ・地域によって児童数が大きく異なり、最も少ないのが西合志第一小学校の74人、最も多いのが西合志東小学校の1,121人です。(平成27年5月1日現在)
- ・学校給食センターの新設についても、新設校と合わせた検討が必要です。
- ・新学習指導要領により、小学校、中学校の授業時間数増加に伴い、学力向上へ取り組み、標準学力検査による総合学力は上がっています。児童生徒の学力向上のため標準学力検査を実施し、結果を受け検証を行います。また、児童生徒の学習に対する意識やいじめを許さない意識の高まりは感じられますが、さらに学習能力を高めるための取り組みやいじめをなくす取り組みが求められます。
- ・合志市の「教育基本計画」の実現のため年度ごとに「合志市教育努力目標」を定め、取り組みを行っています。
- ・行政評価の中で教育委員会の自己点検・評価を行うとともに、外部評価委員会を設置し、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図っています。
- ・小中学校全校(10校)の研究指定を目指し取り組んでいます。なお、研究指定校の基礎学力は着実に伸びています。
- ・問題行動は、徐々にではあるが確実に減少しており、全体として落ち着きが見られるようになりました。今後も取り組みの強化を図ることで、児童・生徒が落ち着いた学校生活が送れることが求められます。また、生徒指導ネットワーク会議による児童生徒の健全育成も図っています。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化が謳われ、教育委員会制度の改革による総合教育会議の設置により教育に関する「大綱」を首長が策定します。
- ・体力も目標値には届いていませんが、少しずつ改善が見られ、各学校とも体育の授業のみならず休み時間などを利用した体力づくりを行っています。
- ・不登校は、平成22年度は49人であったが、徐々に減少し平成24年度は、33人までに減少したが、平成25年度、平成26年度と増加し53人となっています。多くの生徒が登校できない状況にあるため、今後も取り組みの強化が求められます。

◎ 施策の課題

- ・教育相談や適応指導教室等により、不登校傾向にある児童生徒の早期発見、早期対応が必要です。
- ・幼保小中連携の強化を図り、支援の必要な児童生徒への対応が必要です。
- ・いじめ不登校対策委員会等の取り組みにより、積極的な生徒指導の推進と規範意識の向上が必要です。
- ・新学習要領のねらいを踏まえた研究授業の推進と体制づくりが必要です。
- ・体力向上のための共通実践化を図り全体的な底上げが必要です。
- ・住宅開発等による児童生徒の増加に対応するため分離新設校の整備が必要です。また、児童・生徒の安心安全確保のため、老朽化した施設等(校舎、体育館、プール、グラウンド)の整備を計画的に進める必要があります。
- ・給食センターと学校単独調理場が混在しています。単独調理場の老朽化及び分離新設校の給食センター化に伴い、給食のあり方を検討し、児童・生徒に安心、安全な給食を安定的に提供できる給食センターの整備が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

教育委員会と地域との連携を強化し、共に生きる力をもつ人を育み、一人ひとりの個性が光り輝く学校教育の推進を図るため次の方針を設定します。

- ・知、徳、体、食のバランスをとって、生きる力を身に付けます。
- ・問題行動(いじめ、暴力等)の発生を抑制します。
- ・標準学力検査の平均値をさらに高めるとともに、体力向上についても取り組みを強化します。
- ・幼保小中連携による、児童生徒の健全育成を目指します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 保護者は、自宅学習の徹底と生活リズムの確立(早寝早起き朝ごはん運動、ノーテレビデー、ノースマホデー等)に努めます。
- 地域では、学校で習うことのできない地域文化・芸能等の伝承と子どもの見守りボランティアの実施、強化に努めます。
- 地域住民やコミュニティは、学校教育への協力(ゲスト・アシスタントティーチャー等)に努めます。
- 保護者は、PTA活動へ参加します。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 学校は、こどもの学力・体力の向上と豊かな心の育成を図ります。
- 市は、教育環境の整備(学校建築や大規模改造等)充実を図ります。
- 市は、市雇用の学校教育活動指導員、教育介護補助員、適応指導員、英語活動指導員、学校教育指導員の充実を図ります。
- 市は、教師の資質や児童生徒の生きる力を高める研究指定校の指定、市施策の浸透のための校長会議、教頭会議、教務主任会、研究主任会等を実施します。
- 市は、いじめ、不登校問題への対応のための生徒指導連絡会議、いじめ不登校対策委員会を定期的に開催します。
- 県は、教職員のレベルアップのための研修等を実施します。

施策の展開(施策の柱)

31.学力の向上
32.指導力の向上

33.徳育の推進
34.体育の推進

35.食育の推進
36.義務教育施設の整備

政策3.教育の健康

10 施策名 生涯学習の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

市民一人ひとりが自己の教養を高め、生きがいを持って豊かな人生を送ることができるよう、様々な学習の場を提供するとともに指導者育成にも取り組みます。

市民が安全に利用できる生涯学習施設づくりを進め、施設の効率的な運用に努めます。

目的と施策の方針

対象

・市民、市外からの通勤・通学者

意図

・生涯にわたって目標・目的を持って学習を行っている

成 果 指 標	単 位
A：目標・目的を持って、実際に生涯学習を行っている人の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	30.2%	成り行き値	30.2%	30.2%	30.2%	30.2%
		目標値	35.0%	37.3%	39.7%	42.0%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：目標・目的を持って実際に学習を行っている人の割合について、成り行き値は、平成26年度の現状値に基づき、今後、高齢化による余暇時間を利用した学習やスポーツ、ボランティア活動が増えると考えられますが、社会情勢の不安定化、家族介護等の増加によるマイナス要因もあることから、平成26年度の実績値で推移するとして、平成31年度を30.2%に設定しました。目標値は、市民ニーズを反映した主催講座及び市民大学、女性セミナーの内容の充実、図書館活動の啓発に努めることで、機会の提供拡大を図っていきますが、マイナス要因として主催講座が施設の規模等に制約されることで、大幅な増加は見込めず、現状では35%前後を推移していることから、平成27年の目標値として設定していた42.0%を平成31年度に継続して設定しました。



◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・今後、高齢化が進むことや、市民ニーズを検証し内容の充実や機会の提供を増やすことで、学習に親しんだりボランティア活動に参加できる人が増えると予想されます。反面、高齢化が進むことで、家族介護等も増えることから余暇時間の減少も考えられます。
- ・各施設の老朽化が進み、維持管理費の増加が考えられます。特に野々島公民館、黒石市民センターは、昭和48年に開館しており、耐震化もされていないことから計画的な建替えを行います。
- ・司書業務の委託により、社会情勢の変化に対応したレファレンス*業務等図書活動の充実が求められます。

※レファレンス・・・図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務

◎ 施策の課題

- ・学習機会の提供では、施設使用の制約もあるが、講座・教室によっては募集人員に達していないものがあり、継続、休止、廃止の判断が難しい状況です。
- ・身障者パソコン教室など、受講者が少数の講座の開設が必要です。
- ・施設の老朽化により、雨漏れ等改修修繕に必要な経費の増加も予想されます。また、計画的に長寿命化や費用対効果を含めた改修、更新の検討が必要です。
- ・学校・家庭・地域が連携した子ども支援の取組みに向けた人材育成、機会の提供が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

豊かな心をもつ人を育み、生涯にわたって生きがいを見つけられる生涯学習の推進を図るため、次の方針を設定します。

- ・市民が自ら生涯学習に取り組みやすい環境づくりとしての機会を提供します。
- ・豊かな心をもつ人を育み、生きがいを見つけられる生涯学習を推進します。
- ・学校・家庭・地域が連携した、子どもたちの良好な健全育成を図ります。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、市主催事業や地域主催事業等の様々な事業に参加したり、指導者や講師として関わります。
- 市民は、学習意欲を持ち、自分のライフスタイルに合わせ自主的に取り組みます。
- 地域は、文化活動等や各種講座、学習会を開催します。
- 団体は、自主的に活動を行います。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、市民の変化する多様なニーズを捉えた各種講座・教室等の開催と支援を行います。
- 市は、活動拠点となる各施設の計画的な整備と適正な管理運営を行います。

施策の展開(施策の柱)

37.学習の啓発と参加機会の提供

38.生涯学習団体の育成

39.生涯学習施設(環境)の整備

政策3. 教育の健康

11 生涯スポーツの推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

市民一人ひとりのライフステージに合わせて、いつでも、気軽にスポーツに取り組むことができる環境づくりに努めます。

また、計画的な施設の改修に努め、快適に利用できる施設づくりを推進します。

目的と施策の方針

対象

・市民

意図

・生涯にわたって目標・目的を持って、スポーツを行っている

成 果 指 標	単 位
A：目標・目的を持ってスポーツを行っている人の割合[市民アンケート]	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	34.4%	成り行き値	34.5%	34.7%	34.9%	35.1%
		目標値	35.0%	37.0%	39.0%	41.0%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：目標・目的を持ってスポーツを行っている人の割合の成り行き値は、アンケート結果の推移から微増すると考え平成31年度を35.1%と設定しました。目標値は、市民の健康づくり事業の推進に伴い、平成27年度から各地域において、ラジオ体操の普及に努めており、平成28年度以降には、徐々に健康志向の高まりによりスポーツに取り組む市民の割合の増加が期待できるとして、平成31年度は41.0%に設定しました。



◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・目標、目的を持ってスポーツに取り組んでいる市民の割合は、全体的には、スポーツ人口は伸びているものの人口増加率に比べ少ないため、数値としては現れていません。

◎ 施策の課題

- ・市民ニーズにあったスポーツやレクリエーションに参加できる機会の提供が必要です。
- ・地域の普及促進を行うスポーツ推進員の養成が必要です。
- ・老朽施設の計画的な改修が必要です。(安心安全に使用できる施設の整備)

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・身近な所で、誰でも気軽にスポーツに取り組める環境を整備します。
- ・ラジオ体操の普及により、健康増進や体力向上等、スポーツに取り組みやすい環境づくりを促進します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、区の行事計画に併せ、スポーツ大会、レクリエーション大会をコーディネートできる体育部長等の地域リーダーを育成する体制づくりを行います。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、各地域で企画立案する際のアドバイザー的活動が出来るよう職員及びスポーツ推進委員の活用を行います。

施策の展開(施策の柱)

40.スポーツの啓発と参加機会の提供

41.スポーツ団体の育成

42.スポーツ施設(環境)の整備



政策3. 教育の健康

12 施策名 人権が尊重される社会づくり

◎ 第2次基本構想での施策の方針

人権を尊重するための意識の高揚を図り、一人ひとりの人権が大切にされ、差別のない住みよいまちをつくるため、積極的な人権教育及び人権啓発に努めます。

また、個性を認め合い、尊重し合える社会をめざす男女共同参画社会づくりへの理解を深める取り組みを継続的に推進します。

目的と施策の方針

対象

・市民

意図

・人権が尊重されている

成 果 指 標	単 位
A：過去1年間で人権侵害を受けたと思っている人の割合[市民アンケート]	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	14.6%	成り行き値	14.6%	14.6%	14.6%	14.6%
		目標値	14.3%	14.0%	13.7%	13.4%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：過去1年間で人権侵害を受けたと思っている人の割合について、成り行き値は、平成26年度の実績を踏まえて、平成31年度で14.6%と設定しました。

前期総合計画に引き続き、講演会、研修、学習会等による人権啓発活動の推進、「人権教育推進協議会」各部会による啓発の推進、人権相談体制の充実により、人権問題への理解が深まると考え、目標値を平成31年度で13.4%と設定しました。



◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・平成26年度に人権教育・啓発基本計画の見直しを行いました。今後、計画に基づく講演会、研修会や学習会等を通して、人権問題に対する認識が深まっていくと考えられます。
- ・ハンセン病問題基本法が平成20年6月に成立しました。
- ・平成20年11月に実施された「ハンセン病市民意識調査結果」では、菊池恵楓園の認識度が低いと報告されています。
- ・平成21年10月、菊池恵楓園将来構想検討委員会で将来構想を策定しました。
- ・他地域からの転入により人口が増える中で、平成25年度に実施した「人権意識に関する市民アンケート調査」から人権に関する意識も多様になってきていることが伺えます。
- ・インターネットの普及に伴い、ネット上での誹謗中傷などの人権侵害が増えていますが、今後も増加すると考えられます。

◎ 施策の課題

- ・講演会、研修会、学習会等を通じた市民一人ひとりの人権意識の向上を図ります。
- ・関係団体との連携促進と、人権教育・啓発の推進を図ります。
- ・市人権教育・啓発基本計画に基づいた一つひとつの課題を、今後も啓発等を通して認識を深めていきます。
- ・菊池恵楓園の将来構想に基づく市民への学習機会の提供を図ります。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

人権に関する理解と人権感覚を育てる取り組みにより、自分の人権を守り、他者の人権を守るという意識を養うとともに、生きる力としての人権感覚をもつ人を育み、人権が尊重され、あらゆる差別のないまちづくりの推進を図るため、次の方針を設定します。

- ・市人権教育・啓発基本計画に基づき、人権を尊重する意識を高揚し、人権問題（同和問題、ハンセン病問題、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人、SNS、LGBT性的少数者の問題、その他様々な人権問題）の解消を引き続き図ります。
- ・すべての市民が人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動します。

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）

ア) 市民（事業所、地域、団体）の役割

- 市民は、人権について理解を深め、人権を尊重し、近隣住民とのコミュニケーションを図ります。
- 事業所は、一人ひとりの人権を尊重し、人権について正しい理解と認識を深めるための学習機会を設けます。
- 事業所は、相談窓口等の人権を尊重するための仕組みを充実します。
- 地域・団体は、人権意識を高めるために、継続的な人権学習に取り組みます。
- 事業所、地域、団体は、女性の役職登用を進めます。
- 事業所は、男女が共に働きやすい職場づくりに努めます。
- 市民、地域、団体は、男だから、女だからという旧来からの固定的な意識や考えを見直します。

イ) 行政の役割（市がやるべきこと）

- 市は、市民への人権教育啓発を関係機関と連携して進めます。
- 市は、社会、学校教育での人権学習、交流機会を提供します。
- 市は、関係機関と連携して人権相談の充実を図ります。
- 市は、人権学習を行う地域・団体への活動を支援します。
- 市は、児童相談所、警察、民生委員、学校、その他関係機関との連携による虐待防止対策にさらに取り組みます。

施策の展開（施策の柱）

43.人権尊重についての理解と相談体制の充実

44.人権教育啓発活動実践の推進

45.男女共同参画社会の実現

政策3. 教育の健康

13 施策名 歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成

◎ 第2次基本構想での施策の方針

地域の伝統・文化・芸能を知り学ぶことを通して、郷土を知り、郷土を誇りに思う市民の郷土愛の醸成に努めます。

また、古くから語り伝えられてきた伝統・文化・芸能は市民の宝であり、伝承していくための後継者育成に取り組めます。

目的と施策の方針

対象

・市民や市の出身者

意図

・合志市の歴史、伝統文化に対する愛着や誇りを持つ

成 果 指 標	単 位
A：合志市の歴史、伝統文化に触れている市民の割合〔市民アンケート〕	%
B：合志市を郷土として愛着を感じていると答えた市民の割合〔市民アンケート〕	%
C：合志市を郷土として誇りを持っていると答えた市民の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	48.7%	成り行き値	48.7%	48.7%	48.7%	48.7%
		目標値	49.3%	49.9%	50.5%	51.1%
B	72.0%	成り行き値	72.0%	72.0%	72.0%	72.0%
		目標値	72.5%	73.0%	73.5%	74.0%
C	61.1%	成り行き値	61.1%	61.1%	61.1%	61.1%
		目標値	61.4%	61.7%	62.0%	62.3%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

- A：合志市の歴史、伝統文化に触れている市民の割合の成り行き値は、全体人口の増加率に比べ極端な増減はないため、平成26年度の実績値で推移すると設定しました。目標値は、資料館での特別展やまちめぐりふるさと探訪バスなどの充実に努め、文化財や伝統芸能の周知を図り、伝統文化である祭り等の支援を行うことと過去の実績値（伸び率）を踏まえて、平成31年度は51.1%に設定しました。
- B：合志市を郷土として愛着を感じていると答えた市民の割合の成り行き値は、全体人口の増加率に比べ、極端な増減はないため、平成26年度の実績値で推移すると設定しました。目標値は、現状でも72.0%と水準は高いと考えますが、今後も指定文化財の掘り起こしや啓発に努めていくことで、郷土の再発見をしてもらう機会が増えることと、過去の実績値（伸び率）を踏まえて、平成31年度は74.0%に設定しました。
- C：合志市を郷土として誇りを持っていると答えた市民の割合の成り行き値は、全体人口の増加率に比べ、極端な増減はないため、平成26年度の実績値で推移すると設定しました。目標値は、現状では61.1%の人が誇りを感じており、子どもたちが地域や学校で歴史や伝統文化に触れ合う機会を設け、理解を深めてもらうことで、子どもたちを含め地域でも誇りを持ってもらえることと、過去の実績値（伸び率）を踏まえて、平成31年度は62.3%に設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・歴史資料館と郷土資料館の統合に向け、両館の収蔵物調査を進め、収蔵、展示方法、出土品作業等の機能やあり方の検討が必要です。
- ・文化財の標柱や案内板等が、老朽化による腐食や損傷が進んでおり、分かりづらくなってきています。
- ・伝統的郷土芸能や歴史的祭りの保存・継承活動を行う団体の会員の高齢化により、存続も難しくなっています。

◎ 施策の課題

- ・地域の文化財等を案内するボランティアガイドを育成します。
- ・伝統文化や郷土芸能などを継承するための後継者を育成します。
- ・新しい住民への地域や文化財等を紹介する啓発活動を行います。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・地域で伝承されてきた伝統的郷土芸能や歴史的な祭りの保存活動を行う団体の継承者の育成を支援します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、昔から伝えられてきた行事などに参加することで、歴史、伝統文化を継承するとともに、新しい文化を創造し伝えます。
- 地域は、地域の歴史や伝統文化を守り、継承することによって住民間の連帯感を高めます。
- 企業や事業所は、地域行事に積極的に参加し協力をを行います。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、文化財の保護、保存と施設の管理を適切に行います。
- 市は、文化財や施設について、市民への啓発に努め、活用促進を図ります。
- 市は、取り組んでいる地域の実情に応じた支援を行います。
- 市は、学校教育と連携した子どもたちへの啓発を行います。

施策の展開(施策の柱)

46.歴史・伝統文化(文化財を含む)の保護と継承



政策4. 生活環境の健康

14 施策名 危機管理対策の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

国民保護計画に基づく総合的な国民保護対策の推進を図るとともに、市危機管理対策基本方針に基づき、新型コロナウイルス等の感染症対策など、市民の生活の安全を脅かす危機に対応できるまちをめざします。

目的と施策の方針

対象

- ・市内全域（財産）と市民
- ・自然災害以外のあらゆる危機

意図

- ・危機に備えることができる
- ・対応できている

成 果 指 標	単 位
A：健康危機（強毒性の新型インフルエンザ）に備えて、日頃から、メディア等を通じて情報収集に努めている市民の割合【市民アンケート】	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	79.2%	成り行き値	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
		目標値	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：健康危機（強毒性の新型インフルエンザ）に備えて、日頃から、メディア等を通じて情報収集に努めている市民の割合の成り行き値は、予測が困難であることから平成26年度の現状値に基づき、平成28年度以降平成31年度までの数値を80%としました。目標値は、新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、今後も新たな新型インフルエンザ等の発生に備え、日頃からの予防対策を進めることで、市民の意識の向上につながるものとして、平成31年度には85%を設定しました。



◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 新型インフルエンザ対策として、市の役割である予防接種を混乱なく市民に提供するため、関係者と連携し、訓練等の取り組みを行います。

◎ 施策の課題

- 新型インフルエンザ行動計画等に基づく事業の実施が必要です。
- 近年、国内ではデング熱、海外ではエボラ出血熱などのウィルス性感染症が発生、流行しました。このような事態への対策としての県域あるいは菊池地域における広域的な取り組みの検討が必要です。
- 家畜伝染病が菊池地域等で発生した場合は、県と連携した防疫体制の整備が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 新型インフルエンザの国内発生による緊急事態に適切に対応する体制の整備を目指します。
- 武力攻撃など有事の際や市民の安全を脅かす危機の発生に対し、災害対策本部の設置など、迅速に対応できる体制づくりを目指します。
- 危機管理対策基本方針に基づき、危機管理体制を確立します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、日頃から、メディア、市の防災放送、市ホームページ等から情報収集に努めます。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、新型インフルエンザの国内での発生に際し、混乱なく市民に予防接種の機会を提供します。
- 市は、国民保護法による取り組みを実施します。

施策の展開(施策の柱)

47.危機管理対策



政策4. 生活環境の健康

15 施策名 防災対策の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

市民の身体・生命・財産をあらゆる自然災害等から守るため、地域防災計画に基づき、災害を未然に防ぐ予防対策を充実するとともに、災害に対する迅速な応急対策と復旧対策がとれる体制の整備に努めます。また、地域に根ざした防災組織として期待される自主防災組織の設置を推進します。

目的と施策の方針

対象

・市内全域と市民、観光客等

意図

・災害等から生命や財産を守る

成 果 指 標	単 位
A：家庭内で防災に対する取り組み（非常持出し袋の携帯、家族での話し合い等）を行っている世帯の割合【市民アンケート】	%
B：職場・地域内で防災に対する取り組み（防災訓練の参加、自主防災組織・消防団等への参加）を行っている市民の割合【市民アンケート】	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	34.4%	成り行き値	34.8%	35.0%	35.5%	36.0%
		目標値	35.5%	37.0%	38.5%	40.0%
B	37.5%	成り行き値	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%
		目標値	42.0%	45.0%	47.0%	50.0%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：家庭内で防災に対する取り組み（非常持出し袋の携帯、家族での話し合い等）を行っている世帯の割合の成り行き値は、東日本大震災、異常気象の多発、台風の大型化、阿蘇山の噴火などの影響もあり、市民の意識の高まりが予測され、今後も僅かながら増加の傾向を示すと考えられることから、平成26年度の現状値を踏まえ、平成31年度36%と設定しました。

目標値は、防災意識の高揚に向けての啓発を強化することで、平成31年度の目標値を40%として設定しました。

B：職場・地域内で防災に対する取り組み（防災訓練の参加、自主防災組織・消防団等への参加）を行っている市民の割合の成り行き値は、平成26年度の現状値のまま推移すると考え、平成31年度まで37.5%で設定しました。

目標値は、住民の防災意識の高揚に向けて、防災訓練、自主防災組織・消防団等への参加への取り組みを強化することで、平成31年度の目標値を50%として設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・毎年継続した、防災訓練や防災講習会を実施しています。
- ・災害時要援護者避難支援計画について、要援護者名簿のシステム化を行いました。
- ・異常気象（集中豪雨・竜巻・大型台風等）により、災害発生の危険度が高まっています。
- ・生活様式の多様化に伴い、消防団員の確保が難しくなっています。

◎ 施策の課題

- ・自主防災組織の設置率は、平成27年10月1日現在で68.8%と、県平均の73.4%を大きく下回っている状況です。県との共同による研修会等を通じて、組織設置率の向上を図ることが必要です。
- ・消防団員の確保が課題です。
- ・家庭における防災の取り組み（非常持ち出し袋の普及等）を進めることが必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・地震、自然災害発生に対する、自助・共助・公助による防災体制を整備します。
- ・災害に強いまちづくりに努めます。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、非常持ち出し袋の常備や非常食等の備蓄など、家庭や地域で災害に備えた取り組みを行います。
- 市民は、災害ボランティアに参加します。
- 市民は、総合防災訓練に参加します。
- 市民は、自主防災組織を結成し、加入します。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、地域防災計画書（災害予防、災害応急対策、災害復旧）に基づいた取り組み、火災予防に対する施設の整備、啓発、広報を実施します。
- 市は、危険箇所に住む人々に関する説明、自主防災組織結成への働きかけを行います。
- 市は、避難体制を確立します。
- 市は、公共施設の耐震化、一般住宅・建築物の耐震診断への補助を実施します。

施策の展開(施策の柱)

48.災害予防対策

49.災害応急対策

50.災害復旧対策



政策4. 生活環境の健康

16 施策名 交通安全対策の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

交通事故にあわない、起こさないまちにするため、地域を巻き込んだ交通安全運動の取り組みを促進し、高齢者や子どもに対する交通安全教育や交通事故防止運動を推進します。

また、交通安全施設の整備を進めます。

目的と施策の方針

対象

・市民、市内道路の利用者

意図

・交通事故にあわない、
起こさないようにする

成 果 指 標	単 位
A：交通事故発生件数(人身事故) [別指標]	件
B：交通事故死亡者数（市民数）[別指標]	人
C：市民が第1当事者となった県内での交通事故発生件数（人口1万人あたり）[別指標]	件

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	242件	成り行き値	242件	242件	242件	242件
		目標値	230件	230件	230件	230件
B	1人	成り行き値	1人	1人	1人	1人
		目標値	0人	0人	0人	0人
C	46.8件	成り行き値	47件	47件	47件	47件
		目標値	45件	45件	45件	45件

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：交通事故発生件数の成り行き値は、ここ数年交通事故発生件数が減少傾向にあるものの、今後も人口は増加することが見込まれることから、平成26年度の基準とほぼ増減はないものと見込み、平成31年度までの数値を242件としました。

目標値は、地域の人たちによる交通安全ボランティアの取り組みの促進、交通安全教育の実施、交通安全施設の整備充実、警察との連携強化による交通規制の強化を図ることで減少できると考えますが、人口、交通量の増加を考慮に入れ、平成28年度以降の目標値を230件と設定しました。

B：交通事故死亡者数の成り行き値は、平成26年度の現状値1人で設定しました。

目標値は、今後増加が見込まれる高齢者を対象とした交通安全教育の徹底、交通安全施設の充実、警察との連携強化によるシートベルト、ヘルメットの着用など、徹底して実施することにより死亡者を0人にする設定しました。

C：市民が第1当事者となった県内での交通事故発生件数（人口1万人あたり）の成り行き値については、もっとも直近の数値である平成26年度の現状値から47件を想定しました。

目標値は、交通事故件数の減少、人口、交通量の増加を考慮に入れ、平成28年度以降45件で設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・高齢者人口の増加に伴い、高齢者の交通事故件数の増加が懸念されます。
- ・交通法規の厳罰化が進められています。
- ・人口増加とともに、交通量が増える中においても、本市の交通事故発生件数は減少傾向にあります。

◎ 施策の課題

- ・高齢者及び児童・生徒の事故防止に向けた啓発活動の実施が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・交通事故防止のため人の安全対策、道路の安全対策、自転車対策を進め、交通安全対策の充実を図ります。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、交通安全に関する意識を高め、交通法規を遵守します。
- 市民は、地域住民で自主的に交通安全教室を開くなど、危険箇所調査の実施と地元住民への周知を行います。
- 市民は、カーブミラー等の点検等に協力します。
- 市民は、小中学校児童生徒の登下校時の見守りや指導を行います。
- 市民は、生垣等の道路や歩道へのはみ出しを防止します。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、交通安全環境の整備を行います。
- 市は、交通安全意識の啓発、教育を行います。
- 市は、公安委員会との連携を図り、地域の実情を踏まえ、交通安全施設の充実を図ります。

施策の展開(施策の柱)

51.交通安全意識の高揚

52.交通事故防止対策の推進



政策4. 生活環境の健康

17 施策名 防犯対策の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

犯罪被害にあわない、起こさないまちをめざして、地域ごとの防犯力を高める取り組みを推進し、防犯灯や防犯カメラなど施設環境の整備を促進します。

また、迅速で幅広い防犯情報の提供に努めるとともに、消費者保護に関するわかりやすい情報の提供に努めます。

目的と施策の方針

対象

・市内全域と市民、観光客等

意図

・犯罪被害にあわない、
起こさないようにする

成 果 指 標	単 位
A：刑法犯認知件数 [別指標]	件
B：犯罪被害にあうかもしれない不安を持たない人の割合 [市民アンケート]	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	333件	成り行き値	335件	340件	345件	350件
		目標値	280件	280件	280件	320件
B	40.7%	成り行き値	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
		目標値	42.0%	45.0%	47.0%	50.0%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：刑法犯認知件数の成り行き値は、長期的には減少傾向にあるものの、平成25年度（294件）との比較では40件ほど増加しています。近隣には大型集客施設の立地や人の流入が多いなど犯罪率悪化の要因とされる地域的特色も見られることから、微増することが懸念され、平成31年度の数値を350件としました。

目標値は、市民一人ひとりの防犯意識を高めたり、自主防犯組織（平成26年度末現在27団体）のさらなる拡充を図るとともに、防犯灯の設置、警察との連携強化などにより、平成31年度の目標値を320件としました。

B：犯罪被害にあうかもしれない不安を持たない人の割合の成り行き値は、犯罪の低年齢化などの影響を考慮し、平成26年度の現状値とほぼ同じ水準で推移すると見込み40%と設定しました。

目標値については、自主防犯組織の拡充、防犯灯の設置、警察との連携強化に取り組むとともに、このような取り組みを市民に周知し、不安感の軽減を図ることで、平成31年度の目標値を50%に設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 自主防犯団体の増加（27団体）に伴い、地域における見守り活動が盛んになってきたことにより、長期的には刑法犯認知件数の減少につながっていると考えられます。
- 平成22年度に「自転車等放置防止条例」を制定し、年間100台程度の放置自転車の処理を実施しており、住環境の保全と自転車盗などの軽犯罪防止に効果をあげていると考えられます。
- 平成22年に設置した消費生活センターには、年間240～250件の相談が寄せられており、犯罪被害防止に大きく寄与しています。
- 高齢者に対する犯罪やインターネットを利用した犯罪が多発するとともに、巧妙化しており、警察との連携がさらに必要です。

◎ 施策の課題

- 自主防犯団体の連携を進める必要があります。
- 自主防犯団体の構成員の高齢化、後継者不足に悩む団体があり、対策を急ぐ必要があります。
- 道路沿いの樹木等による死角、不安箇所等を解消するため、枝などの伐採について、地権者に理解と協力を求めていく必要があります。
- 消費生活センターの周知と市民への啓発が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 地域防犯力の醸成と組織の強化を図ります。
- 安全な都市環境を整備します。
- 防犯意識の高揚と防犯教育を推進します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア) 市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、地域危険箇所の確認、対応・情報提供と地域内防犯灯の設置・維持管理等を行います。
- 市民は、地域住民による自主防犯組織の結成や防犯パトロールの実施、近隣への声掛け運動、挨拶運動を行います。
- 市民は、子ども110番の家（プレート）等の設置に協力します。
- 市民は、自ら被害にあわないよう日頃から予防に取り組みます。

イ) 行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、区（自治会）管理外の防犯灯の設置・維持管理等を行います。
- 市は、地域の防犯対応に対する支援を行います。
- 市は、警察や関係機関、関係団体との連携を図ります。
- 市は、高齢者や子どもへの啓発、指導や市民への防犯情報の提供と相談を実施します。

施策の展開(施策の柱)

53. 防犯意識の高揚と地域防犯対策

54. 防犯に関する環境整備

55. 消費者保護の充実



政策4. 生活環境の健康

18 施策名 住環境の充実

◎ 第2次基本構想での施策の方針

人と自然の共生をめざして、身近な里山の風景やみどりの景観の保全に、市と市民と地域が協働で取り組んでいきます。

また、都市公園や上下水道施設等の公共インフラの適正な維持・整備等を推進し、加えて増加する空き家等の対策を講じ、快適な住環境の確保を図っていきます。

目的と施策の方針

対象

・市民

意図

・快適な住環境で暮らすことができる

成 果 指 標	単 位
A：よい住環境であると答えた市民の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	90.4%	成り行き値	90.3%	90.2%	90.1%	90.0%
		目標値	91.6%	92.2%	92.8%	93.4%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：よい住環境であると答えた市民の割合は、平成26年度の実績値では高い水準にあるが、公園等施設の老朽化やそれぞれの価値観等の違いによる騒音、悪臭等への苦情が増加すると想定すると、成り行き値は、微減すると考え、平成31年度を90.0%にしました。

目標値については、今後、公共施設の維持管理を適正に図り、市民との協働を進めることによって、よい住環境を整備できると考え、年度ごとに0.6%増をめざし、平成31年度を93.4%に設定しました。



◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・ 築年数が経過した市営住宅が多く、老朽化しているため今後改修が必要になります。
- ・ 超高齢化社会になってきているため、市営住宅の居住者も高齢化し、バリアフリー化を望む声がさらに強くなります。
- ・ 自衛隊演習場のヘリコプターの騒音に対する苦情が寄せられていますが、周辺の宅地化が進めばさらに多くなることが予想されます。
- ・ 市民一人当たりの公園面積は、平成23年度は国の基準を上回っていましたが、人口増加により基準を下回っています。また、遊具施設等の老朽化が進み改修等が必要になります。
- ・ 市の人口は増えていますが、一方で高齢化に伴う空き家等の増加もみられ、市としての対策が求められることが予想されます。
- ・ 悪臭や鳥獣被害、焼却による煙等の問題は、今後さらに深刻化することが懸念されます。

◎ 施策の課題

- ・ 市営住宅の長寿命化計画に基づく維持管理が必要です。
- ・ より良い住環境にしようという意識の啓発が必要です。
- ・ 公園の計画的な改修が必要です。
- ・ ごみ等のポイ捨てや焼却に対する規制対策の充実が必要です。
- ・ 荒地となり、手入れが困難となった土地等の適正な管理が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・ 土地利用基本計画に基づき里山を保全します。(みどりの景観の保全より)
- ・ 快適な住環境をめざし、市民の身近な公共施設を計画的に更新します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、身近なところからよい住環境になるよう意識して行動します。
- 市民は、公園等の公共施設を大切に利用します。
- 地域では、公共施設がみんなの施設であることを認識し、維持管理等に積極的に協力します。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、市民との協働により、良好な住環境をつくりあげるための取り組みを進めます。(啓発、指導を含む。)
- 市は、市民が、安心して安全に使用できるよう公共施設等の整備、維持管理を行います。
- 市は、公害の防止について、法令等に基づき適切な指導を行います。

施策の展開(施策の柱)

56.環境衛生の充実

57.公営住宅の充実

58.公園など身近な住環境の整備とみどりの保全



政策4. 生活環境の健康

19 施策名 水環境の保全

◎ 第2次基本構想での施策の方針

貴重な地下水を飲料水として活用できる恵みを後世に引き継ぐため、広域的な観点から地下水のかん養を促進します。

また、河川や地下水などの水環境を保全するための水質監視に努め、農畜産堆肥の適正管理の徹底など環境保全型の農業を推奨し、地下水汚染防止対策に取り組めます。

目的と施策の方針

対象

・地下水、河川

意図

・良好な水質を保つ

成 果 指 標	単 位
A：市内河川のBOD*（測定地点）基準達成箇所数／測定地点数×100	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	100%	成り行き値	100%	100%	100%	100%
		目標値	100%	100%	100%	100%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：「市内河川の測定地点のBOD*基準を達成した箇所の割合」は、すべての箇所で達成しています。今後生活排水の垂れ流しや、堆肥の野積み等の禁止の徹底などにより、成り行き値、目標値もそれを現状で維持できるものとして設定しました。

※BOD【biochemical oxygen demand】

生物化学的酸素要求量。水の汚染を表す指標のひとつ。好気性微生物が一定時間内に水中の有機物（汚物）を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量。



◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・給水人口の増加に伴い、地下水の取水量も増加傾向にあります。
- ・平成24年度から雨水タンクの設置に対する補助事業を開始し、地下水保全のため普及促進に取り組んでいます。
- ・くまもと地下水財団や菊池川流域同盟に参画し、情報の交換等によって、地下水や河川の良好な水質の維持、向上を図っています。

◎ 施策の課題

- ・地下水かん養のための啓発や事業の推進が必要です。
- ・継続的な水質の維持管理が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・環境にやさしい水利用を推進します。
- ・良好な水質を維持します。
- ・地下水かん養を促進します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民、事業所等は、節水や地下水かん養に取り組みます。
- 農家は、低農薬、適正な施肥で地下水保全に努めます。
- 市民は、安全な水質を保つため、耕種農家と畜産農家の連携を図り、適正な堆肥処理に努めます。
- 工業用水を利用する事業所は、工業用水の再利用や地下水かん養を行います。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、低農薬、有機質農業の啓発を行います。
- 市は、工業用水の再利用や地下水かん養の啓発を行います。
- 市は、水質汚濁防止法や公害防止協定及び環境保全協定に基づく検査や調査を行います。

施策の展開(施策の柱)

59.地下水のかん養と河川、池沼の汚染防止



政策4. 生活環境の健康

20 施策名 水の安定供給と排水の浄化

◎ 第2次基本構想での施策の方針

安全安心な水道水を安定して供給するため、良質な水源を確保し、老朽化した配水管の敷設替えや水道施設の更新、新規建設を計画的に行います。

また、快適な生活と水質の浄化機能を担う下水道事業についても、施設の改築更新を進めるとともに健全な事業経営に努めます。

目的と施策の方針

対象

- ・上水道施設
- ・下水道施設

意図

- ・良質な水を安定して供給する
- ・家庭等からの排水を適正に浄化する

成 果 指 標	単 位
A：上水道施設の故障による断水回数 [別指標]	回
B：上水道水源地の水質基準達成箇所数／測定した水源地数×100 [別指標]	%
C：下水道放流水の水質基準達成回数／検査回数×100 [別指標]	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	2回	成り行き値	4回	6回	8回	10回
		目標値	0回	0回	0回	0回
B	100%	成り行き値	100%	100%	100%	100%
		目標値	100%	100%	100%	100%
C	100%	成り行き値	100%	100%	100%	100%
		目標値	100%	100%	100%	100%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

- A：上水道施設の故障による断水回数の成り行き値は、施設の老朽化及び自然災害（落雷等）による故障の増加が予想されるため、毎年2回程度の断水の増加を見込みました。また、目標値については、水源地や配水池等の整備を実施していくことや配水区域の調整を行うことにより、断水を未然に防ぐことが可能であると考え0回としました。
- B：上水道水源地の水質基準達成箇所数の割合については、硝酸性窒素の値が高い傾向にある井戸がありますが、新規に水源地を確保することによって、成り行き値、目標値の現状を維持することができるものと考え設定しました。
- C：下水道放流水の水質基準達成回数については、各処理施設に年間24回の法定検査を実施していますが、水質基準はすべての箇所で達成しています。処理水量は増加していますが、今後も適正な水質管理を行うことで、成り行き値、目標値とも現状を維持できるものとして設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 水道施設、下水道施設ともに建設から数十年が経過し老朽化しており、施設の改修や更新が必要になっています。
- 水道は100%地下水に依存していますが、硝酸性窒素の値が上昇傾向にある井戸があります。
- 下水道の普及率と水洗化率は、県下でも上位を占めています。

◎ 施策の課題

- 老朽化した水道施設の改修や更新並びに良好な水質、水量が確保できる新規水源の確保が必要です。
- 給水管の計画的な更新が必要です。
- 下水道施設の老朽化に伴う機械類を含む施設の改修や更新が必要です。
- 地下水かん養のための啓発や節水の推進が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 配水施設の計画的な整備と良好な水源の確保を行います。
- 基幹施設の改修や更新、耐震化を進めます。
- 地下水かん養や節水の推進を図ります。
- 良好な放流水質を維持します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア) 市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民、事業所等は、節水や地下水かん養に取り組みます。
- 工業用水を利用する事業者は、工業用水の再利用を行います。

イ) 行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、水道水の安定供給を図るために配水池や水源地を整備し、老朽化した配水管の敷設替えを計画的に行います。
- 市は、節水や地下水かん養の啓発を行います。
- 市は、下水道の整備や水洗化を促進します。
- 市は、工業用水の再利用の啓発を行います。

施策の展開(施策の柱)

60.水の安定供給

61.排水の浄化



政策4. 生活環境の健康

21 施策名 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

自然環境への負荷の低減を図るため、ごみ減量4R活動や分別の奨励、ごみ処理に対する意識の高揚を図りごみ出しマナーの徹底を図ります。

また、人口の増加とともにごみの総排出量は増加傾向にあり、ごみ処理全体に掛かる負担を少なくするため、新環境工場の安全で効率的な事業の運営と廃棄物の適正な処分等を推進します。

目的と施策の方針

対象

- ・市民、市内事業所

意図

- ・廃棄物を減らす
- ・資源としてリサイクルする

成 果 指 標	単 位
A：一人当たりの廃棄物の量（年）〔別指標〕	kg
B：事業所から出る廃棄物の総排出量〔別指標〕	t
C：一人当たりのリサイクルした資源の量〔別指標〕	kg

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	198.1kg	成り行き値	198.5kg	199.0kg	199.5kg	200.0kg
		目標値	197.5kg	197.0kg	196.5kg	196.0kg
B	2,038 t	成り行き値	2,060t	2,100t	2,150t	2,200t
		目標値	2,000t	1,950t	1,900t	1,850t
C	39.7kg	成り行き値	39.0kg	38.0kg	37.5kg	37.0kg
		目標値	40.0kg	40.5kg	41.0kg	41.5kg

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：一人当たりの廃棄物の量(年)の成り行き値は、市民の減量化への取り組みも一定の定着を見ましたが、まだ関心を持たない市民や景気回復により購買力も高まることが予想され、多少の廃棄物の量の増加が見込まれるため、平成31年度の成り行き値を平成26年度水準より1日一人当たり1.9kg増の200.0kgに設定しました。

目標値は、エコまつりや資源物集団回収および生ごみ処理機器の普及啓発等により減量化が図られるとして、平成31年度196.0kgに設定しました。

B：事業所から出る廃棄物の総排出量の成り行き値は、事業所の増や景気回復による生産性の向上等も考慮して、平成31年度の成り行き値を2,200 tに設定しました。

目標値は、契約事業所の増により、廃棄物の排出量の増加が予想されますが、今後も廃棄物搬入検査や分別の徹底、資源化の推進等によりさらなるごみの減量化に取り組むことで、平成26年度の実績値を下回るとして、平成31年度の目標値を1,850 tに設定しました。

C：一人当たりのリサイクルした資源の量の成り行き値は、子ども会や老人会などの再生資源集団回収団体の回収量が減少傾向にあるため、平成31年度37.0kgに設定しました。

目標値は、市民と資源回収団体の積極的な取り組みによる分別回収の徹底と再生資源保管所等整備により微増していくものと考え、平成31年度の目標値を41.5kgに設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 人口が増えることにより廃棄物の量も増えることが懸念されます。
- 平成25年度の東部清掃工場の能力に対する利用率が97.4%に達し、焼却能力の限界に近づいているため、構成市町でさらなるごみの減量化への取り組みが求められます。
- 平成32年度までは現清掃工場での処理が可能となっていますが、新工場建設に向けて、環境アセスメントや用地確保を経て、平成30年度着工をめざします。
- 合志市は一般廃棄物処理手数料金が近隣市町と比較し安価であることから、総合的に検証し見直しを検討する必要があります。
- し尿及び浄化槽汚泥の量が減少していきます。

◎ 施策の課題

- 清掃工場等の状況や維持経費に関することなど、廃棄物処理に関する情報を市民に提供し、廃棄物の削減や意識の啓発、ごみ出しマナーの徹底を図るとともに、分別方法等を分かりやすく説明していく必要があります。
- ごみ分別のよりいっそうの徹底と、さらなるごみ減量化に取り組み、いかに一人当たりの廃棄物の量を抑えるかについて取り組みを強化する必要があります。
- 新環境工場等の建設に向けて、安全性を重視した整備を進めるとともに、より効率的で経済的な計画となるよう配慮する必要があります。
- 冷蔵庫などの大型家電や粗大ごみの不法投棄に対して、適切な処分の徹底を啓発していく必要があります。
- 本市としての適正な一般廃棄物処理手数料金を検討する必要があります。
- 廃棄物の発生を抑制するため、生ごみ処理機器のさらなる普及を促進する必要があります。
- 再生資源集団回収制度のさらなる普及と、常設の回収ボックスを設置するなど、より利便性が高い新たなシステムの構築を図っていく必要があります。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 廃棄物の抑制や資源のリサイクルを促進し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築をめざします。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、必要以上にものを消費しないことや家電製品等を修理して使うことなど、廃棄物の発生を抑制します。
- 市民と事業所は、廃棄物の分別やごみの減量化に取り組みます。
- 地域では、ごみの再資源化に協力します。
- 市民は、ごみ出しのルールを遵守します。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、ごみ出しルールの徹底、分別やごみ減量に向けた市民や事業所への周知、指導助言を行います。
- 市は、計画的に廃棄物を収集し、廃棄物の適正処理(資源のリサイクル等)を行います。
- 市は、受益者負担の適正化を図ります。
- 県は、公共関与による産廃処理場等の整備を推進します。
- 国は、循環型社会を構築します。

施策の展開(施策の柱)

62.ごみの発生抑制とリサイクルの推進

63.廃棄物の適正処理

政策4. 生活環境の健康

22 施策名 地球温暖化防止対策の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

温暖化防止対策については、市・市民・事業所それぞれが活動の再点検を行うとともに、環境保全型の新たなエネルギーの活用を拡大させるなど環境に負荷を与えない取り組みを促進します。

目的と施策の方針

対象

・市民、事業所

意図

・CO2の排出量を削減する生活や事業活動を行う

成 果 指 標	単 位
A：地球温暖化防止対策に取り組んでいる世帯の割合〔市民アンケート〕	%
B：地球温暖化防止対策に取り組んでいる事業所の割合〔別指標〕	%
C：温室効果ガスの削減目標を掲げて取り組んでいる事業所数〔別指標〕	事業所

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	65.2%	成り行き値	65.2%	65.2%	65.2%	65.2%
		目標値	65.6%	66.0%	66.5%	67.0%
B	89.6%	成り行き値	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
		目標値	90.0%	91.0%	92.0%	93.0%
C	13事業所	成り行き値	13事業所	13事業所	13事業所	13事業所
		目標値	14事業所	15事業所	16事業所	17事業所

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：地球温暖化防止に対する意識が高まっていますが、温暖化防止対策に取り組んでいる割合にあまり変化がありません。成り行き値は、平成26年度現状値で推移していくとし、平成31年度65.2%に設定しました。

目標値は、エコまつりや広報での周知、小中学校における環境教育等によって具体的な取り組みを進めてもらうことにより、平成31年度67.0%に設定しました。

B：市内事業所にアンケートを実施した結果であり、何らかの取り組みをしている事業所の割合に大きな変化はありません。成り行き値は、平成26年度現状値で推移していくとし、平成31年度90.0%に設定しました。

目標値は、エコまつりや広報での啓発により、平成31年度目標を93.0%に設定しました。

C：ISOやエコアクション21等に取り組み、具体的な数値を示すことが必要です。事務処理等に時間を要するために取り組みに至っていない事業所が多い状況です。成り行き値は、平成26年度現状値で推移していくとし、平成31年度13事業所に設定しました。

目標値は、環境問題に対する意識や関心の高まり、国の施策、事業所イメージ等により、取り組みが増えていくものと考え、平成31年度17事業所に設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 地球の温暖化が進むと、植物などの生態系や地球環境の変化、北極圏を覆う氷や陸地の氷が溶けることが心配されます。
- 市民アンケートによると、地球温暖化防止に対する関心は高いものの、積極的な取り組みにまで至っていません。節約意識の向上やマスメディアの影響により、徐々には取り組みが推進されると予想されます。
- 地球温暖化防止の取り組みについて、エコまつりの開催や広報での周知、小中学校における環境教育の取り組み等により、事業所や家庭における意識の高まりが期待されます。
- 市民の環境美化に対する意識の高まりでエコカー（ハイブリッド・電気自動車等）や低燃費車両の登録台数が増えていくことが考えられます。
- 太陽光発電システムを搭載した新築住宅件数が増えています。

◎ 施策の課題

- 市民アンケートによると、地球温暖化防止に対する関心は高いものの、取り組みにまでは至っていません。今後は、エコまつり等の事業を開催し具体的な取り組みを展開することにより、取り組みを増やす必要があります。
- 事業所でのCO2排出量は、生産活動との関連もあり単純比較は難しいですが、機器の取り替え等、状況に応じた取り組みを働きかける必要があります。
- 学校では、環境学習の時間等を利用して地球温暖化防止の取り組みについて、教育内容を充実する必要があります。
- 省電力対策として、防犯灯のLED化設置を推進する必要があります。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 地球温暖化防止対策に取り組む世帯と事業所をさらに増やし、CO2削減に取り組みます。
- 小中学校における環境教育を進めます。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民、事業所は、資源の無駄使いをしません。
- 市民、事業所は太陽光発電、太陽熱温水器、節電、省エネ家電への切り替え、エコ運転等を実際に行います。
- 市民、地域、団体は地球温暖化防止対策に取り組みます。
- 地域、団体は地球温暖化防止対策の普及・啓発を進めます。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、市民への地球温暖化防止対策の普及・啓発を進めると同時に、太陽光発電や節電、省エネ家電やエコカーへの切り替え等、CO2削減に取り組みます。
- 市は、子どもを対象とした環境学習を進めます。
- 国、県、市は、市民が行う地球温暖化防止対策に対し、支援を行います。

施策の展開(施策の柱)

64.地球温暖化防止対策の推進



政策5. 都市基盤の健康

23 施策名 計画的な土地利用の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

地域の特性に応じて土地が活用され、ゆとりある充実した市民生活が営めるよう、重点区域土地利用計画の具現化に向けた土地利用を推進します。

また、国が進めるコンパクトシティ構想、立地適正化についても検証を進め、市民が、快適な住環境で暮らすことができるよう、良好な市街地の形成に努めます。

農地については、就農者の意向を尊重し、計画的な土地利用の方向性との整合を図り、有効な活用に努めます。

目的と施策の方針

対象

・市内全域の土地

意図

・地域の特性に合った土地利用がなされる

成 果 指 標	単 位
A：市街化区域で有効に市街化がなされている土地の割合 [別指標]	%
B：市街化調整区域で開発を誘導した箇所数 [別指標]	箇所

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	84.9%	成り行き値	85.5%	85.8%	86.1%	86.4%
		目標値	85.5%	85.8%	86.1%	86.5%
B	0箇所	成り行き値	1箇所	1箇所	1箇所	2箇所
		目標値	1箇所	2箇所	3箇所	4箇所

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：市街化区域内で、有効に市街化されている面積の割合の成り行き値は、土地の所有者の意向で宅地化されるので、過去3年間の平均伸び率で今後推移するとしました。目標値も土地所有者の意向によるところが大きいですが、平成31年度は86.5%としました。

B：市街化調整区域で開発を誘導した箇所数の成り行き値は、重点区域土地利用計画の拠点6 地区（合志庁舎前地区、飯高山・群山南部地区、辻久保地区、御代志地区、黒石地区、野々島地区）において、市が誘導開発許可を受けない場合、平成31年度は2箇所と設定しました。目標値は、重点区域土地利用計画の拠点6地区において、市が誘導して開発認可を受ける予定箇所数として、都市計画・農地法を考慮し平成31年度を4箇所に設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 市街化調整区域においては、地区計画や集落内開発制度による開発が続くと予想されます。この根拠として、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計で2035年（平成47年）まで増加すると予測されます。
- 現都市計画法上、市街化調整区域では商業施設等の開発が厳しく制限されていることから、制度の見直しを国・県に要望していくこととしています。

◎ 施策の課題

- 計画的な土地利用を推進するために、土地利用基本計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画等の計画を基本とした、地域にあった開発とするための誘導方策が必要です。
- 市街化区域隣接地の宅地開発は、人口増加が促進されるため、既設の上下水道施設、教育施設、福祉施設等の生活環境整備の早急な検討が必要です。
- 国・県有地および施設の利活用の検討が必要です。
- 長期展望に立った都市計画の見直しが必要です。
- 「重点区域土地利用計画書」に基づく土地利用が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 市街化区域内の宅地化を促進します。
- 市総合計画、都市計画マスタープラン、重点区域土地利用計画に則った土地利用を展開します。
- 官民連携によるまちづくりを推進します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、市が策定した土地利用計画等に参画協力します。
- 事業者は、関係法令に基づき開発等を行う場合、市民及び関係者に対して丁寧な説明を行います。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、地域の特性を踏まえた土地利用計画を策定し、市民との合意形成に努めます。
- 市は、土地利用に合った公共施設の整備を行います。
- 市は、事業者が開発を行う場合、公共性の高い施設整備等については、将来を見据えた支援を検討します。

施策の展開(施策の柱)

65.計画的な市街地の形成



政策5. 都市基盤の健康

24 施策名 計画的な道路の整備

◎ 第2次基本構想での施策の方針

渋滞の解消や、道路交通がスムーズに行えるようにするため、主要幹線となる国県道や広域交通拠点の整備について、関係機関との連携や要望活動を強化します。

また、まちづくりに大きな影響を与える市の主要市道については、重点区域土地利用計画に基づき整備計画を策定し、計画的かつ着実な整備を進めます。

目的と施策の方針

対象

・市内道路とその利用者

意図

・合志市内の道路を安全かつ円滑に通行できるようにする

成 果 指 標	単 位
A：4年間の整備済延長/4か年(H28～31)の道路整備計画総延長×100[別指標]	%
B：道路利用に関して満足している人の割合(市内の移動)[市民アンケート]	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	100%	成り行き値	10%	30%	50%	70%
		目標値	20%	40%	60%	80%
B	67.7%	成り行き値	67.7%	67.7%	67.7%	67.7%
		目標値	70.7%	71.2%	71.7%	72.2%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：平成28年度から32年度までの5か年にかけて新たに道路整備計画を作成するので、各年度20%ずつ実施すると想定し32年度には整備計画延長を100%達成することを見込んで目標値を設定しました。なお、予定通り実施できない場合を想定し、成り行き値を設定しました。

B：道路利用に対して満足している人の割合（市内の移動）について、成り行き値は平成26年度の現状値が67.7%であったため、この67.7%を平成31年度までの成り行き値として設定しました。目標値は平成21年度の現状値が59.5%、平成26年度の現状値が67.7%と、5年間で8.2%上昇しており、平均すると1.64%の上昇となります。よって平成28年度の目標値を70.7%に設定し、毎年度0.5%上昇すると見込んで、平成31年度を72.2%と設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 道路整備事業には、用地の確保及び家屋等の補償を伴う場合が多く、土地所有者の理解と協力なしでは整備できません。また、国からの交付金等の財源確保が困難な状況となっており、計画的な道路整備ができなくなることが懸念されます。
- 住宅開発が進んでおり、人口増加に伴う交通量の増加が見込まれることから、安全に通行できる道路整備が必要となっています。

◎ 施策の課題

- 用地買収や家屋等の補償に伴う、職員の専門的知識の習得が必要です。
- 道路整備に伴う住民や土地所有者の理解と協力が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 市道舗装維持管理計画に基づき、計画的に道路の維持管理を図ります。
- 市民からの道路の維持修繕についての苦情・要望に対し、速やかに対応するよう努めます。
- 国県道の整備を国・県に働きかけていきます。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、道路維持管理に協力します。
- 土地所有者は、道路事業を理解し協力します。
- 市民は、渋滞を解消するため、公共機関の利用を心がけます。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、道路事業に際して、住民及び土地所有者への説明を行い、理解と協力を求めます。
- 市は、用地買収と工事を実施し、維持管理を行います。
- 市は、国県と連携し幹線道路のネットワークを形成します。

施策の展開(施策の柱)

66.計画的な道路の整備

67.道路環境の整備



政策5. 都市基盤の健康

25 施策名 公共交通の充実

◎ 第2次基本構想での施策の方針

公共交通は、高齢化社会の進展に伴い市民の移動手段としてますます重要性が高まります。市内外の移動が更に円滑にできるよう、コミュニティバスをはじめＪＲや熊本電気鉄道、路線バス等の効果的な活用及び乗り継ぎ等の利便性向上を図ります。

また、交通渋滞の緩和や環境に優しいまちの実現のため、自動車利用から公共交通機関への移行を促進するとともに、市内全域や近隣市町と連携のとれた交通体系の構築を図ります。

目的と施策の方針

対象

・市民

意図

・市内外の移動が円滑にできる

成 果 指 標	単 位
A：公共交通機関を利用している人の割合〔市民アンケート〕	%
B：公共交通機関を使った市内外への移動での乗り換え、乗り継ぎが円滑にできていると思う市民の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	69.0%	成り行き値	69.0%	69.0%	69.0%	69.0%
		目標値	69.5%	70.0%	70.5%	71.0%
B	43.9%	成り行き値	44.0%	44.0%	44.0%	44.0%
		目標値	45.0%	46.0%	47.0%	48.0%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：公共交通機関を利用している人の割合の成り行き値は、過去8年間の市民意識調査において68%前後で推移しており、平成31年度まで現状維持で推移すると考え設定しました。目標値については、平成27年度に新たな地域公共交通網形成計画を策定し、本市の公共交通を更に充実させることにより平成28年度以降年間0.5%ずつ利用者数を増加させることを目標にし、平成31年度の目標を71.0%と設定しました。

B：公共交通機関を使った市内外への移動での乗り換え、乗り継ぎが円滑にできていると思う市民の割合の成り行き値は、過去の市民意識調査において平成24年度のコミュニティバス本格運行開始以降44%前後で推移しており、平成31年度まで現状維持で推移すると考え設定しました。目標値については、地域の特性に合った公共交通体系を更に整備し、市内外への移動において円滑な乗り換え・乗り継ぎができる環境を整えることで年間1%ずつ増加させることを目標にし、平成31年度の目標を48.0%と設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・高齢化により公共交通の充実に対する要望が高まっていますが、採算性の低い民間バス路線は次々と廃止になっており、今後さらに高齢者等交通弱者に対する公共交通の必要性が高まってきます。
- ・地域公共交通活性化再生法の施行に伴い、合志市地域公共交通計画を策定しコミュニティバス等の運行を実施し、利用者も徐々に増加しています。今後は、平成26年11月20日に地域公共交通活性化再生法の一部改正法が施行されたことに伴い、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークの再構築が求められてきます。

◎ 施策の課題

- ・「合志市地域公共交通網形成計画」に基づき、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークの再構築と市民ニーズにあった公共交通事業を展開していくことが課題です。
- ・熊本電鉄（鉄軌道）との連携を図った公共交通対策（パークアンドライド・駐輪場等交通環境の整備）の推進が必要です。
- ・周辺市町と連携し、広域的な公共交通体系整備への取り組みが必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・近隣他市町との公共交通体系の確立を図ります。
- ・自家用車から公共交通への転換について市民意識の醸成に努めます。
- ・市民が利用しやすいコミュニティバスなどの公共交通の充実を図ります。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、環境負荷等を考慮し、自家用車と公共交通機関を状況に合わせて利用します。
- バス・電車・タクシー運行事業者は、利用者のニーズを的確に把握し、利用しやすい公共交通の運行と顧客サービスの提供に努めます。
- 区（自治会）等は、地域での公共交通の推進に積極的に携わります。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、市地域公共交通網形成計画に基づいた公共交通ネットワークの再構築（コミュニティバスの運行）や公共交通機関連携を図るとともに、公共交通に関する住民ニーズの把握に努めます。
- 市は、公共交通に関する情報をわかりやすく市民に伝えます。

施策の展開(施策の柱)

68.公共交通の利便性の向上



政策6. 産業の健康

26 施策名 農業の振興

◎ 第2次基本構想での施策の方針

本市の基幹産業である農業の振興については、後継者の育成や経営力の強化、生産品の価格安定対策を推進し、効率性を高める生産基盤の整備や関係機関との連携強化を柱に、安定した所得向上に努めます。

また、農業を核として付加価値の高い新たな特産品の開発や合志ブランドの確立に取り組む活動、いわゆる6次産業化を通じて、新しい複合的な農業の振興を図ります。

目的と施策の方針

対象

- ・市内の農家（担い手農家、集落営農組織）

意図

- ・経営が安定している

成 果 指 標	単 位
A：認定農業者数／農業従事者数（戸数）〔別指標〕	戸
B：生産農業所得（認定農業者一戸当たり）〔別指標〕	円

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	218戸	成り行き値	213戸	208戸	203戸	200戸
		目標値	216戸	214戸	212戸	210戸
B	7,570,000円	成り行き値	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円
		目標値	7,550,000円	7,550,000円	7,600,000円	7,600,000円

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：認定農業者数（戸数）の成り行き値は、農業従事者の高齢化に伴い、減少していくと推計し、平成31年度は200戸に設定しました。目標値については、Uターン、Jターンにより毎年4名程度の新規就農者があり（平成26年度就農給付金実績12世帯18名）、新規就農者が行う経営安定に向けての取り組みに対して支援しています。併せて、青年農業者クラブ（会員数14）への支援の強化や人・農地プランによる青年就農給付金の給付や法人化等への支援を行うことで、減少の幅を抑えることとし、平成31年度の目標値を210戸と設定しました。

B：生産農業所得（認定農業者一戸当り）は認定農業者の収入の平均より算出しました。成り行き値は経済状況や国際的動き等により変化することを踏まえ、認定農業者としての要件である750万以上の所得に合わせて750万円で推移すると設定しました。目標値は人・農地プランによる農地、技術等を集結し、農業所得の安定化を図り、農業をより魅力的なものにするための農業施策を展開し、併せて農業関係団体との連携、及び国・県等の補助事業の活用、担い手育成総合支援協議会も取り組みの強化を図ることで、平成31年度の目標値を合志市農業経営基盤強化構想で設定している760万円としました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・今後、集落営農組織化（法人化）が進むことで、共同での営農が進んでいくと考えられます。また、相反して小規模農家の減少が予測されます。
- ・平成24年度より「合志市人・農地プラン」を策定し、経営体の規模拡大等の支援を行うようになりました。
- ・農業者の高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念されます。
- ・農地法の改正に伴い、企業が農業経営に参入することが容易になったことで、農地の有効利用が図られるようになります。
- ・TPPや地方創生戦略での新たな農業施策が次々と打ち出されていくので、政府の動向を注視していく必要があります。
- ・国、県で「新たな米政策の進め方について」が平成26年から平成29年度にかけて策定されたことにより、米政策は大きな転換点を迎えることとなりました。新たな米政策に対応していく必要があります。
- ・口蹄疫や鳥インフルエンザ等の伝染病や様々なリスクの発生により、農業に甚大な被害が発生する懸念があります。
- ・農業への関心の高まりと安全で安心できる食物を摂りたいという欲求から、市民農園の需要が増えることが予想されます。

◎ 施策の課題

- ・国営の灌がい施設を活用した、新たな作物の作付けの検討とブランド化が必要です。
- ・集落営農組織（法人化）と作物の集団作付けの推進が必要です。
- ・優良農地の確保と生産性の向上が必要です。
- ・新規就農者を含む後継者や担い手の育成が必要です。
- ・遊休農地の解消と農地の有効活用が必要です。
- ・異業種からの農業への参入推進が必要です。
- ・国・県の農業研究機関等との連携が必要です。
- ・伝染病に対する防疫体制の確立と農家への啓発が必要です。（自己防衛、安全性確保の意識の向上、情報の収集）

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・生産性の向上と多彩な担い手の育成を推進します。
- ・農家の所得向上を目指した農業の振興を図ります。

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）

ア）市民（事業所、地域、団体）の役割

- 市民は、合志市の農産物を購入し、消費します。また、地産地消に努め、農業の現状を理解します。
- 生産者は、消費者が望む作物を作り、自らに合った販売を行います。
- 農協は、農業者に対する営農指導、販路の開拓を行います。
- 協議会は、ブランド品の開発、研究及び経営規模の拡大等に対する支援を行います。

イ）行政の役割（市がやるべきこと）

- 市は、地産地消の仕組みづくりを進めます。（農業者と市民の交流）
- 市は、生産性を高めるための基盤整備を実施します。
- 市は、新規就農者や後継者への支援を行います。
- 市は、国・県等の農業研究機関との連携を図ります。（農業・商業・工業との連携の推進）
- 市は、6次産業化に向けての農業経営指導、助言を行います。

施策の展開（施策の柱）

69.生産基盤の確保と経営力の強化

70.後継者の育成

71.関係機関との連携の強化

政策6. 産業の健康

27 施策名 商工業の振興

◎ 第2次基本構想での施策の方針

商工会を中心に、同業種間や異業種間の連携協力を図り、後継者の育成や生産・流通基盤の確立、販売力の強化対策を推進するとともに、産学官金と連携した創業支援を行います。

また、工業については、将来にわたって安定した操業を可能とするため、立地企業の必要に応じたインフラ整備や増設支援等の環境整備に努めます。

目的と施策の方針

対象

・市内の商工業事業所

意図

・健全な経営がなされている

成 果 指 標	単 位
A：法人市民税の法人税割を納めている法人数 [別指標]	社

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	204社	成り行き値	205社	205社	205社	205社
		目標値	210社	210社	210社	210社

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：法人市民税の法人税割（所得割）を納めている法人数の成り行き値は、景気は緩やかな回復基調にありますが、経済センサスの結果では法人数が減少しているため、横ばいの205社と設定しました。目標値は、中小企業支援施策により企業の経営安定を支援し、黒字化する法人も現れると見込み、成り行き値よりも高い210社と設定しました。



◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・現在、大企業及び大都市圏を中心に景気は回復傾向にありますが、景気回復の影響が地方中小企業まで浸透しておらず、安定した景気回復には時間がかかっている状況にあります。
- ・消費税増税により市民の消費効果にも影響が出ていますが、今後予定されている10%への増税時にも影響が出るのは確実です。

◎ 施策の課題

- ・中小企業等振興基本条例に基づいた取り組みの実施が必要です。
- ・創業支援事業計画による、新たな起業化が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・地域経済の持続的な活力を生み出す地元企業支援体制の確立を図ります。
- ・商工会等地元企業との連携を図ります。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 事業所は、企業の自助努力、優秀な従業員の確保、研究開発の充実、健全な経営に努めます。
- 商工会は、同業種間・異業種間の共存共栄のための連携・協力の推進を図ります。
- 市民は、市内での消費に努めます。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、商工会の運営を支援します。
- 市は、市内商工業者への支援を行います。
- 市は、起業化支援を行います。

施策の展開(施策の柱)

72.人材確保と生産・販売力の強化



政策6. 産業の健康

28 施策名 企業誘致の促進と働く場の確保

◎ 第2次基本構想での施策の方針

地元雇用に結びつく優良企業の誘致を推進することで、若い年代の定住促進やU・J・Iターン者の就業機会の確保、雇用環境の充実を図ります。

また、必要に応じて工業団地の整備や企業誘致のための環境整備を行い、企業の投資を促し、更なる雇用機会の創出を図ります。

目的と施策の方針

対象

・働いていない人、働いている人

意図

・安定して働ける

成 果 指 標	単 位
A：市内で働きたい人で働くことができる割合〔市民アンケート〕	%
B：立地協定の締結数（新設・増設）〔別指標〕	件

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	27.3%	成り行き値	27.3%	27.3%	27.3%	27.3%
		目標値	28.0%	28.5%	29.0%	30.0%
B	4 件	成り行き値	1件	1件	1件	1件
		目標値	2件	2件	2件	2件

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：市内で働きたい人で働くことができる割合の成り行き値は、勤務場所が市内である割合の実績値が横ばいであることから本指標も、現状値の27.3%としました。目標値は、既存企業への支援や新たな企業の誘致を推進することによる働く場の増加を見込み平成31年度は30.0%としました。

B：立地協定の締結数（新設・増設）の成り行き値は、工業団地の空き用地はなく、新規での立地は厳しい状況にあります。増設等も含め1件程度の締結があると設定しました。目標値は、計画期間中の景気回復を見込み、新規の工業団地整備の検討を進めるとともに、既存企業等へのフォローアップを進めることで毎年2件程度の立地協定（増設等）が見込まれると設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・本市が開発を進めていた蓬原第2工業団地は、平成26年度に売却しました。現在は本市所有の工業団地が無い。新たな工業団地整備の検討が必要です。
- ・現在は、雇用の増加に伴い求人数が増加しており、この傾向は今後もしばらく続くと予想されます。
- ・菊池管内の有効求人倍率は1倍を超える水準ですが、職種によって求人数にばらつきがあることから、雇用に関する相談窓口は引き続き業務を継続する必要があります。

◎ 施策の課題

- ・求職者対策として、就職に有利となるような技術習得などの就業支援事業を継続して実施する必要があります。
- ・国・県の施策を活用し、雇用対策を進める必要があります。
- ・子育て支援としての事業所内保育所運営など、雇用環境整備のための事業所への働きかけを進める必要があります。
- ・企業誘致に伴う、新規工業団地、交通インフラの整備が必要です。
- ・地元雇用につながるような企業誘致が必要です。
- ・市街化調整区域の規制緩和が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・合志市の特性を活かした新しい産業の創出や健康ファクトリー構想*を推進します。
- ・地元雇用に結びつく優良企業の誘致を図ります。
- ・勤労者が安心して働ける環境づくりを進め、雇用促進と安定化を図ります。

※健康ファクトリー構想：九州沖縄農業研究センター、県農業研究センター、県農業大学校、菊池恵楓園、熊本再春荘病院、カントリーパークなどの広大な土地と高い技術力、潜在的な価値を活かしたまちづくりをめざし、特産品の開発促進、教育施設や環境産業研究施設、健康産業（農業・バイオ）の誘致、既存の研究機関と連携した人材の育成をすすめることで、健康をキーワードにした、新たな産業を核とした、魅力ある市、将来を見据えた産業づくりを進める構想。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、就労のための資格取得等、個人の能力開発に励みます。
- 市民は、働く意欲を持ちます。
- 事業所は、雇用増につながるような経営に努めます。
- 市民（地権者）は、企業誘致へ協力します。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、技術取得の支援や雇用情報を提供します。
- 市は、就労意識の向上を目的とした啓発を行います。
- 市は、民間委託を促進します。
- 市は、雇用の場となる事業所の誘致を行います。
- 市は、工業団地の造成、優遇措置による企業誘致、大学や研究機関等との産学官連携、起業化を支援します。
- 市は、企業等連絡協議会の運営を支援します。
- 市は、企業活動への支援を行います。
- 市は、市内企業の求人情報の提供、住環境の整備、交通、産業インフラ（上下水道など）の整備を行います。
- 国、県は、労働環境や条件の整備、雇用を創出するための経済対策を推進します。
- 国、県は、工業団地の造成、優遇措置による企業誘致、規制緩和、雇用対策の推進、起業化を支援します。

施策の展開(施策の柱)

73.異業種連携の促進

74.企業誘致の促進

75.雇用環境の充実支援と就業機会の確保

資料編

目 次

目 次	101
総合計画策定の経緯	102
合志市総合政策審議会委員名簿	103
合志市総合計画策定のための市民意識調査概要	104
合志市行政改革大綱	111
合志市集中改革プラン	117
合志市財政計画	127

総合計画策定の経緯

年・月・日	実施項目	内容
平成25年9月20日	市長・副市長協議	総合計画の策定の考え方及び今後のスケジュールについて協議
平成25年10月2日	政策推進本部会議 (市長以下部長級以上)	策定期間の確認と今後のスケジュールの確認
平成25年10月25日	市長・副市長協議	政策体系に対する考え方の検討協議
平成25年11月1日	政策推進本部会議 (市長以下部長級以上)	策定スケジュールの確認
平成25年11月20日	議会全員協議会報告	策定の考え方と策定スケジュールについての報告
平成26年2月12日	行政経営推進部会 (課長級)	策定の考え方及び策定スケジュール並びに策定作業について説明
平成26年9月12日	行政経営推進部会 (課長級)	施策体系策定に伴う事務事業結びつけ作業依頼
平成26年10月16日	行政経営推進部会 (課長級)	政策体系の検討
平成26年12月17日	政策推進本部会議 (市長以下部長級以上)	行政経営推進部会を受けての政策体系の検討
平成26年12月22日	行政経営推進部会 (課長級)	策定方針の検討
平成27年1月15日	政策推進本部会議 (市長以下部長級以上)	進捗状況説明及び市民説明会について説明
平成27年1月20日	議会全員協議会報告	政策体系等の素案報告及び意見聴取
平成27年1月25日 ～2月10日	市民意識調査	総合計画の施策の成果を測るための目標値の基準を得るために実施
平成27年1月26日	総合政策審議会	政策体系の考え方説明
平成27年2月15日	市民説明会(ヴィーブル)	25名参加、政策体系説明後、ワークショップ形式で意見の聴取
平成27年2月22日	市民説明会(西合志図書館)	29名参加、政策体系説明後、ワークショップ形式で意見の聴取
平成27年3月19日	行政経営推進部会(課長級)	市民説明会での意見を受けて、各施策の基本方針策定作業
平成27年6月29日	行政経営推進部会(課長級)	政策体系の説明及び検討
平成27年10月14日	政策推進本部会議 (市長以下部長級以上)	総合計画全体の素案報告
平成27年10月26日	総合政策審議会	総合計画原案に対して諮問
平成27年11月10日	総合政策審議会	総合計画原案に対して答申
平成27年11月18日	政策推進本部会議 (市長以下部長級以上)	最終確認
平成27年12月17日	議会定例会	議決

合志市総合政策審議会委員名簿

任期：平成26年6月1日～平成28年5月31日

区 分	氏 名		要 件 等
合志市総合政策審議会条例 第3条第1号 住民を代表する者 10名	1	三宅 正恵	合志市認可保育園連盟から推薦された者
	2	寺本 秀信	老人クラブ連合会から推薦された者
	3	荒川 和典	区長連絡協議会から推薦された者
	4	竹田 節子	民生委員・児童委員協議会連合会から推薦された者
	5	川端 正春	身体障害者福祉協議会から推薦された者
	6	永尾 テル子	スポーツ推進委員会から推薦された者
	7	峯 隆吉	商工会から推薦された者
	8	大藪 真裕美	農業委員会から推薦された者
	9	田端 眞知子	地域づくりネットワークから推薦された者
	10	小林 文子	ボランティア連絡協議会から推薦された者
第3条第2号 学識経験を有する者 2名	11	出口 増穂	行政経験者
	12	矢野 辰善	行政経験者
第3条第3号 その他市長が 適当と認めた者 7名	13	緒方 幸代	一般公募による委員
	14	矢野 信司朗	一般公募による委員
	15	松浦 隆	一般公募による委員
	16	杉田 眞紀	一般公募による委員
	17	東 隆幸	審議会委員経験者
	18	緒方 量	審議会委員経験者
	19	田代 宏男	指名選任

合志市総合計画策定のための市民意識調査概要

目的：合志市総合計画（第2次基本構想、第1期基本計画）策定にあたり、施策の成果を測るための目標値の基準を得るために実施するとともに、合併の効果を把握し、合志市における今後のまちづくりを進めていく上で必要な基礎資料を得るために行うものである。

対象地域：合志市内全域

調査対象：市内に在住する18歳以上の男女3,000人

調査対象者の抽出方法：小学校区別、性別、年齢別の条件による無作為抽出

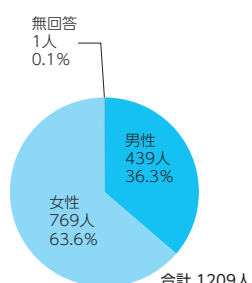
有効回収率：40.3%（回収数1,209通）

調査方法：郵送による配布、回収

調査期間：平成27年1月25日～から平成27年2月10日

1. 回答者プロフィール

問1 性別



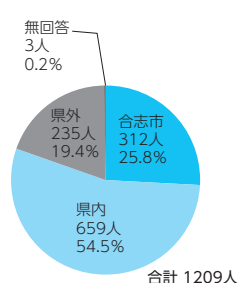
問2 年齢

	人	%
18～29歳	116	9.6
30～39歳	204	16.9
40～49歳	215	17.8
50～59歳	195	16.1
60～64歳	170	14.1
65～69歳	167	13.8
70歳以上	140	11.6
無回答	2	0.2
合計	1209	100.0

問3 居住年数

	人	%
1年未満	40	3.3
1～3年未満	71	5.9
3～5年未満	47	3.9
5～10年未満	140	11.6
10～20年未満	249	20.6
20年以上	659	54.5
無回答	3	0.2
合計	1209	100.0

問4 出身地



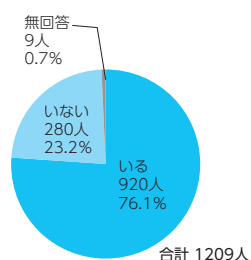
問5 家族構成

	人	%
夫婦だけの世帯	306	25.3
二世代世帯（親と子）	652	53.9
三世代世帯（親と子と孫）	146	12.1
ひとり暮らしの世帯	55	4.5
その他	44	3.6
無回答	6	0.5
合計	1209	100.0

問6 小学校区

	人	%
合志小学校区	114	9.4
合志南小学校区	240	19.9
南ヶ丘小学校区	174	14.4
西合志第一小学校区	38	3.1
西合志中央小学校区	126	10.4
西合志南小学校区	212	17.5
西合志東小学校区	225	18.6
わからない	80	6.6
合計	1209	100.0

問7 配偶者



問8 職業（自身）

	人	%
正社員として働いている（会社役員等を含む）	360	29.8
契約社員・派遣社員として働いている	79	6.5
パート・アルバイトとして働いている	220	18.2
自営業に従事している（農業、商業など）	100	8.3
就労していない	411	34.0
不明	8	0.7
無回答	31	2.6
合計	1209	100.0

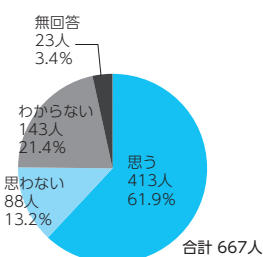
問8 職業（配偶者）

	人	%
正社員として働いている（会社役員等を含む）	352	38.3
契約社員・派遣社員として働いている	30	3.3
パート・アルバイトとして働いている	120	13.0
自営業に従事している（農業、商業など）	92	10.0
就労していない	283	30.8
無回答	43	4.7
合計	920	100.0

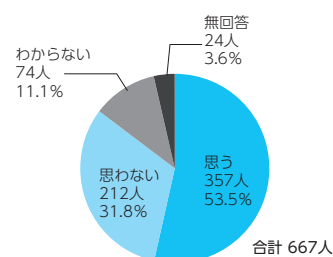
問9 合志市内での就労意向と勤務場所

	人	%
合志市内で働きたいと思っており、合志市内に勤務している	182	27.3
合志市内で働きたいとは思っているが、合志市外に勤務している	233	34.9
合志市内で働きたいとは思っていないが、合志市内に勤務している	25	3.7
合志市内で働きたいとは思ってはらず、合志市外に勤務している	200	30.0
無回答	27	4.0
合計	667	100.0

問10 今の職場での今後も働き続けたいと思うか？

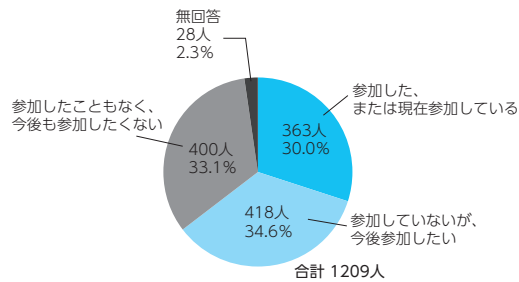


問11 職場の福利厚生は十分と思うか？

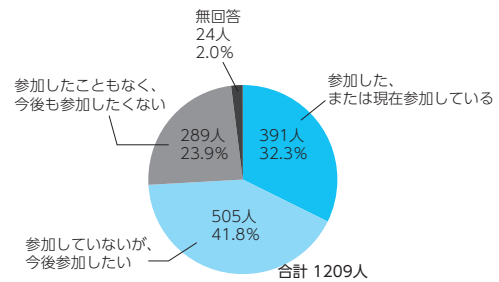


2. 日常生活について

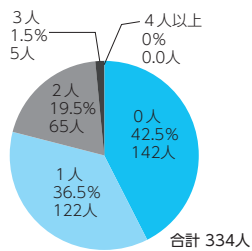
問12 過去1年以内に、地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加したか、また今後参加したいと思うか？



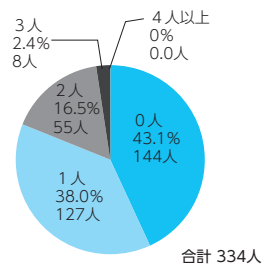
問13 過去1年以内に、市が行う説明会や行事、イベントなどに参加したか、また、今後参加したいと思うか？



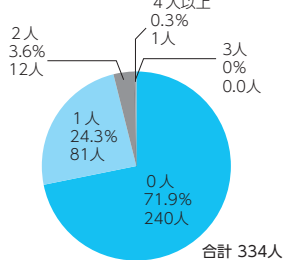
問14 中学生以下の子どもの数【就学前】



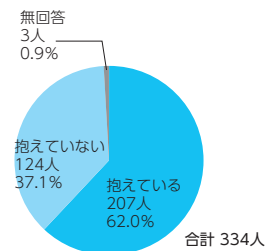
問14 中学生以下の子どもの数【小学生】



問14 中学生以下の子どもの数【中学生】



問15 子育てに関する悩みを抱えているか？



問16 子育ての上で特に不安に思っていること、悩んでいること

	人	%
子育てのための経済的支援が充実していない	73	35.3
子育てのための、精神的、身体的負担が大きい	33	15.9
子育てのため、自由な時間がとれない (趣味や学習活動、外出、遊興など)	65	31.4
子育てのため仕事にでられない、 希望する仕事につけない、家業が思うようにできない	33	15.9
子育てのことで家族が理解してくれない	14	6.8
子育てのための十分な生活環境が整っていない (住居、遊び場、交通など)	45	21.7
子育てについて職場の理解が得られない	8	3.9
子育てについて気軽に相談する相手がいない	11	5.3
子どもの進路(進学、就職など)	94	45.4
子どもの発育、健康	47	22.7
子どもの安全確保(犯罪、事件、事故など)	74	35.7
子どもの教育環境(いじめ、非行など)	53	25.6

※複数回答可設問

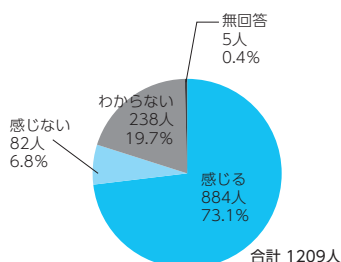
問17 心身ともに健康と感じているか？

	人	%
心身共に健康だと感じている	649	53.7
心は健康だと感じているが、 体は健康とは思っていない	284	23.5
体は健康だと感じているが、 心は健康とは思っていない	97	8.0
心身共に健康だと感じていない	159	13.2
無回答	20	1.7
合計	1209	100.0

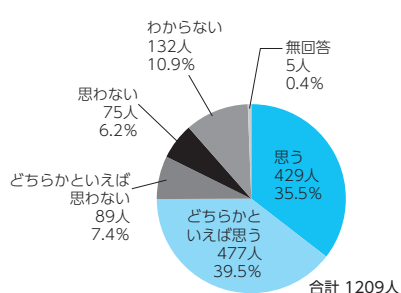
問18 日頃から、健康づくりに取り組んでいるか？

	人	%
週2回以上行っている	331	27.4
週に1回行っている	150	12.4
月に2、3回行っている	74	6.1
月に1回行っている	32	2.6
ほとんど行っていない	348	28.8
行っていない	258	21.3
無回答	16	1.3
合計	1209	100.0

問19 住み慣れた地域で生活できていると感じるか？



問20 生きがいを持って生活していると思うか？



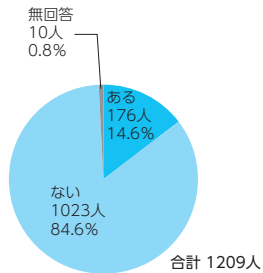
問21 目標・目的を持って生涯学習を行っているか？

	人	%
週2回以上行っている	147	12.2
週に1回行っている	80	6.6
月に2、3回行っている	80	6.6
月に1回行っている	58	4.8
ほとんど行っていない	393	32.5
行っていない	426	35.2
無回答	25	2.1
合計	1209	100.0

問22 目標・目的を持ってスポーツを行っているか？

	人	%
週2回以上行っている	200	16.5
週に1回行っている	114	9.4
月に2、3回行っている	65	5.4
月に1回行っている	38	3.1
ほとんど行っていない	300	24.8
行っていない	479	39.6
無回答	13	1.1
合計	1209	100.0

問23 過去1年間で自分の人権が侵害されたと感じたことがあるか？

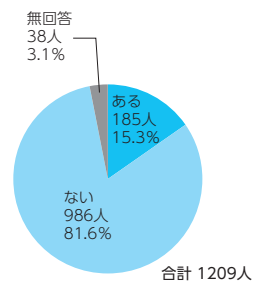


問24 侵害されたと感じた状況

	人	%
同和問題	2	1.1
ハンセン病問題	0	0.0
男女差別	21	11.9
児童・高齢者・障害者虐待や差別	12	6.8
DV(ドメスティックバイオレンス)	12	6.8
セクハラ(セクシャルハラスメント)	8	4.5
パワハラ(パワーハラスメント)	80	45.5
いじめ	16	9.1
プライバシーの侵害	31	17.6
その他	44	25.0

※複数回答可設問

問25 過去1年間で人権問題の研修会、学習会等への参加したことがあるか？



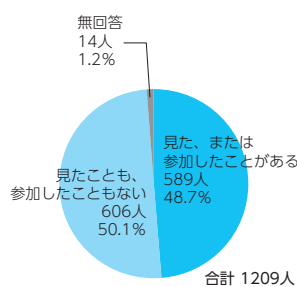
問26 過去1年以内に参加した回数

	人	%
1回	103	55.7
2回	43	23.2
3回	15	8.1
4回以上	23	12.4
無回答	1	0.5
合計	185	100.0

問27 男女共同参画社会が推進されてきたと思うか？

	人	%
思う	148	12.2
だんだん推進されてきたと思う	375	31.0
あまり推進されていないと思う	180	14.9
思わない	111	9.2
わからない	364	30.1
無回答	31	2.6
合計	1209	100.0

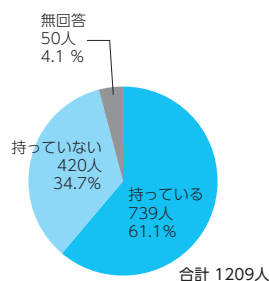
問28 過去5年間に合志市の歴史・伝統文化を見た、参加したことがあるか？



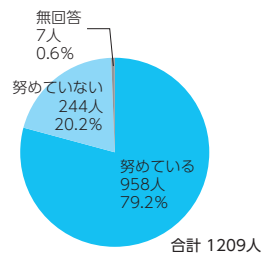
問29 郷土として合志市に愛着を感じているか？

	人	%
とても感じている	297	24.6
やや感じている	573	47.4
あまり感じていない	287	23.7
全く感じていない	44	3.6
無回答	8	0.7
合計	1209	100.0

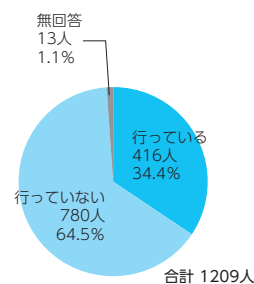
問30 郷土として合志市に誇りを持っているか？



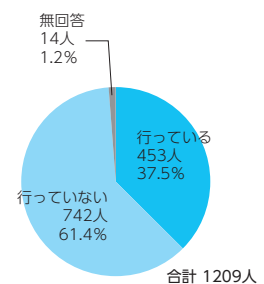
問31 健康危機に備えて、日頃からメディアなどを通じて情報収集に努めているか？



問32 家庭内で防災に対する取り組み(非常持ち出し袋の準備、家族での話し合い等)を行っているか？



問33 地域・職場内で防災に対する取り組み(防災訓練の参加、自主防災組織・消防団への参加等)を行っているか？



問34 あなたやあなたの家族が、合志市内において犯罪被害(子供に対する犯罪、詐欺、窃盗、痴漢等)にあう不安を感じているか？

	人	%
すごく不安を感じている	107	8.9
ある程度不安を感じている	602	49.8
それほど不安を感じていない	448	37.1
全く不安を感じていない	43	3.6
無回答	9	0.7
合計	1209	100.0

問35 住んでいるところは、良い住環境だと思うか？

	人	%
とても良いと思う	265	21.9
どちらかといえば良いと思う	828	68.5
どちらかといえば悪いと思う	90	7.4
とても悪いと思う	14	1.2
無回答	12	1.0
合計	1209	100.0

問36 世帯で何らかの地球温暖化防止対策(太陽光発電、太陽熱温水器、節電、エコ運転等)に取り組んでいるか？

	人	%
積極的に取り組んでいる	196	16.2
どちらかといえば取り組んでいる	593	49.0
どちらかといえば取り組んでいない	293	24.2
全く取り組んでいない	119	9.8
無回答	8	0.7
合計	1209	100.0

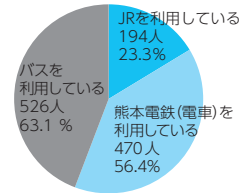
問37 合志市内の道路を円滑に移動できているか？

	人	%
出来ていると思う	173	14.3
だいたい出来ていると思う	646	53.4
あまり出来ていないと思う	255	21.1
全く出来ていないと思う	59	4.9
わからない	68	5.6
無回答	8	0.7
合計	1209	100.0

問38 どの程度公共交通機関（JR、バス、電車）を利用しているか？

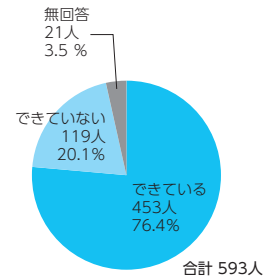
	人	%
日常的に利用している	169	5.7
月に数回程度利用している	164	13.6
年に数回だけ利用している	601	49.7
全く利用していない	364	30.1
無回答	11	0.9
合計	1209	100.0

問39 どの公共交通機関を利用しているか？



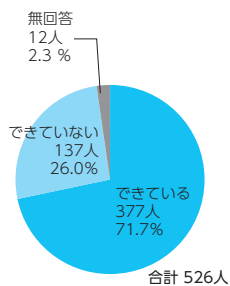
※複数回答可設問

問40 電車を使って円滑に移動できているか？



合計 593人

問41 バスを使って円滑に移動できているか？



合計 526人

問42 公共交通機関を使った合志市内外への乗り換え、乗り継ぎが円滑にできているか？

	人	%
できていると思う	149	12.3
だいたいできていると思う	382	31.6
あまりできていないと思う	452	37.4
全くできていないと思う	123	10.2
無回答	103	8.5
合計	1209	100.0

問43 合志市が委託しているバス（レターバス、循環バス）や乗合タクシーのいずれかを利用したことがあるか？

	人	%
週に1回以上利用する	5	0.4
月に1回以上利用する	29	2.4
数か月に1回程度、利用する	60	5.0
1年に1回程度利用する	73	6.0
利用したことがない	1022	84.5
無回答	20	1.7
合計	1209	100.0

問44 問43の利用したことがない理由

	人	%
時間が合わないから	129	12.6
家の近くに停留所がないから	87	8.5
目的地を通らないから	99	9.7
自転車を利用するから	36	3.5
自分で自動車やバイクを運転するから	755	73.9
レターバス、循環バス、乗り合いタクシーがあるのを知らなかった	27	2.6
その他	39	3.8

※複数回答可設問

3. 市役所に関して

問45 市役所は信頼できる存在か？

	人	%
とても信頼できる	161	13.3
どちらかという信頼できる	706	58.4
どちらかという信頼できない	62	5.1
全く信頼できない	11	0.9
わからない	255	21.1
無回答	14	1.2
合計	1209	100.0

問46 どのように行政情報を入手しているか？

	人	%
市の広報	754	62.4
市のホームページ	208	17.2
市からの各戸配布、回覧などの配布物	743	61.5
周囲の人からの伝聞	172	14.2
その他	10	0.8
行政情報を入手していない	59	4.9

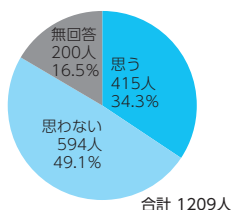
※複数回答可設問

問47 合志市自治基本条例を知っているか？

	人	%
条例を読み、内容も十分理解している	9	0.7
条例を読み、ある程度は理解している	105	8.7
条例があるのは知っているが、内容まではわからない	691	57.2
条例があることを、全く知らなかった	386	31.9
無回答	18	1.5
合計	1209	100.0

4. 市議会活動について

問48 市議会が市民の意見を反映した運営になっていると思うか？



合計 1209人

問49 過去1年以内に市議会での議論を見た、または聞いたことがあるか？

	人	%
ホームページで公開されている議会情報を見た	45	3.7
本会議インターネット中継を見た	8	0.7
議会だよりを読んだ	604	50.0
議会の傍聴、モニター視聴を行なった	18	1.5
議会議事録を閲覧した	19	1.6
その他(議員や会派が行っている説明会などに参加した等)	43	3.6
見たことも聞いたこともない	530	43.8

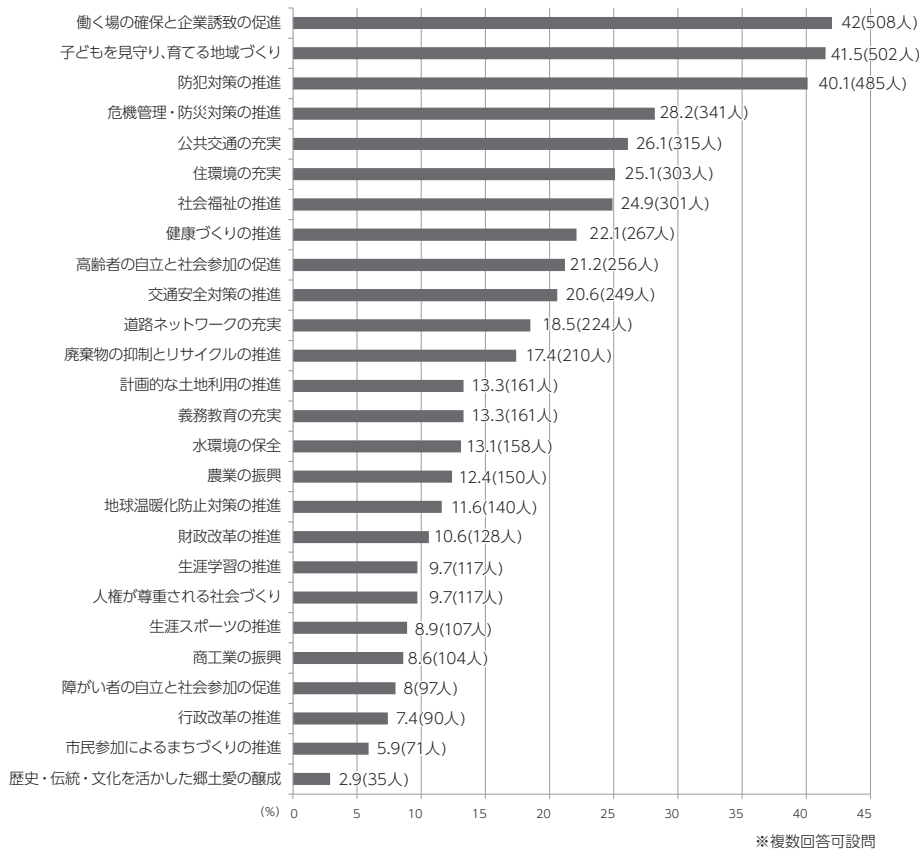
※複数回答可設問

問50 市議会情報を得る機会が十分にあると思うか？

	人	%
十分にあると思う	42	3.5
ある程度あると思う	428	35.4
あまりないと思う	571	47.2
全くないと思う	125	10.3
無回答	43	3.6
合計	1209	100.0

問51 最も重視する施策

※調査時点では施策体系が未確定のため旧施策体系で調査



問52 今後の政策立案の参考としますので、まちづくりや市民サービスなど、ご意見等がありましたら自由にご記入ください。

《意見省略》

5. 市町村合併の効果について

問53 合併前の居住地

	人	%
旧合志町	406	33.6
旧西合志町	515	42.6
熊本市	93	7.7
その他	98	8.1
無回答	97	8.0
合計	1209	100.0

問54 合志市の行政サービスや生活環境が市町村合併の前後でどのように変化したと感じているか？

	合計	とても良くなった	少し良くなった	変わらない	少し悪くなった	とても悪くなった	わからない	無回答
窓口サービス(利便性・相談等への対応)	100	7.6	18.2	44.8	8.5	2.3	15.3	3.3
保健師などの専門職員による行政サービス	100	4	11.2	35	2.5	0.7	41.5	5.2
行政からの情報提供	100	3.4	14.1	53.1	4	0.5	20.1	4.8
子育て支援、高齢者福祉等の福祉サービス	100	5.2	17.8	32.9	4.3	1.1	33.1	5.5
小中学校等の教育環境	100	3.5	12.8	33.1	3.7	2	38.4	6.5
レターバスや循環バス等の公共交通の便	100	9.6	28.6	22.6	2.6	1	31.5	4.2
産業振興・雇用対策	100	1.1	7.7	38.1	3.5	1	43.2	5.4
観光振興	100	1.2	10.1	38	2	0.9	42.6	5.3
地域のイメージや知名度	100	7.3	29.1	34.7	3.5	1.3	19.1	5
公共施設(図書館、体育館等)の利便性	100	7.2	18.7	49.1	3.1	1	15.6	5.3
道路や上下水道等の整備	100	4.1	22.6	45.7	2.8	1.5	18	5.2
職員削減や公共施設の統廃合などの行財政の効率化	100	1.4	10.2	31.9	6.6	2.8	41.6	5.4
防災の体制・対策	100	2.3	15.5	42.6	1.4	0.8	32.4	5.1
地域の活気・にぎわい	100	2.8	19.1	49.8	6.2	2.2	15	4.9
コミュニティ(集落)の絆・つながり	100	1.5	9.3	55.3	8.1	2.4	18.7	4.7
住民主体の取組み(住民主体のイベント、自治会・NPOの活動等)	100	1.3	11.1	42.6	3.6	0.9	35.4	5.2
地域の意見の行政への反映(地域懇談会、住民相談窓口、市町村議会等)	100	1.2	9.3	39.0	4.8	1.5	39	5.2
地域のまちづくり活動への支援	100	1.3	12.1	38.0	4.3	1	37.8	5.5
公共料金の負担軽減(使用料・手数料等)	100	0.3	5.3	44.3	11.7	3.9	29.3	5.1
行政からの補助金・助成金による支援	100	1	7.2	34.7	7.2	1.8	42.7	5.4
地域の伝統文化の保存・継承への支援	100	0.5	6.5	37.0	2.5	1.2	46.8	5.4

問55 合併した合志市について、全体的にどう評価するか？

	人	%
評価している	72	7.8
ある程度評価している	420	45.6
あまり評価しない	215	23.3
評価しない	54	5.9
まだ評価できる時期ではない	87	9.4
無回答	73	7.9
合計	921	100.0

問56 今後、合志市として力を入れていくべき行政サービスや生活環境に関する施策

	人	%
窓口サービス(利便性・相談等への対応)	253	20.9
保健師などの専門職員による行政サービス	140	11.6
行政からの情報提供	137	11.3
子育て支援、高齢者福祉等の福祉サービス	590	48.8
小中学校等の教育環境	353	29.2
レターバスや循環バス等の公共交通の便	290	24.0
産業振興・雇用対策	305	25.2
観光振興	99	8.2
地域のイメージや知名度	130	10.8
公共施設(図書館、体育館等)の利便性	202	16.7
道路や上下水道等の整備	268	22.2
職員削減や公共施設の統廃合などの行財政の効率化	205	17.0
防災の体制・対策	251	20.8
地域の活気・にぎわい	226	18.7
コミュニティ(集落)の絆・つながり	152	12.6
住民主体の取組み(住民主体のイベント、自治会・NPOの活動等)	71	5.9
地域の意見の行政への反映(地域懇談会、住民相談窓口、市町村議会等)	102	8.4
地域のまちづくり活動への支援	86	7.1
公共料金の負担軽減(使用料・手数料等)	418	34.6
行政からの補助金・助成金による支援	200	16.5
地域の伝統文化の保存・継承への支援	66	5.5

※複数回答可設問

合志市行政改革大綱

(平成28年度～平成31年度)【第3期】

目 次

はじめに	113
1. 行政改革大綱の趣旨	113
2. 行政改革の基本方針	113
3. 行政改革の取り組み	114
4. 行政改革の推進体制	115
【用語集】	115

はじめに

地方行政は、国による地方分権や地方創生への取り組み等に伴い、地域が抱える多種・多様な問題を総合的な視点から捉え、地域の実情にあった事業を取捨選択し、持続可能なまちづくりを自らの責任において進めていくことが求められています。全国的に人口減少、高齢化が問題となる中、本市では、まだまだ人口増加が続き、他自治体と比較すると恵まれた状況下にあると捉える見方もあります。

しかし、人口増加に伴う福祉予算の急激な伸びは財政運営に大きな影響を与え、また合併から10年が経過し、普通交付税の一本算定による交付額の縮小など予断を許しません。今後、福祉はもとより、老朽化する施設の改修や、新たな学校教育施設の整備、都市環境の整備、農業・工業・商業各産業の育成など、市が取り組まなければならない事業は山積しています。

本市では、平成18年に第1期行政改革大綱を、平成23年には第2期行政改革大綱を定め、さまざまな改革に取り組んできました。しかし、市民の生活意識や価値観の多様化、国の制度改正など社会の大きな変化の波を受け、今以上の行政改革の努力が必要な時期となっています。

そこで合志市では、市の特性を活かしながら、最小の経費で最大の効果を導き出すべく、市民・議会・行政が一体となり新たな取り組みに向かう時期です。今回、中長期の財政計画を念頭に、合志市総合計画と整合性を図りながら、新たな行政経営の指針として第3期行政改革大綱を策定し、更なる行政改革に向け取り組んでいくこととしています。

1 行政改革大綱の趣旨

行政改革大綱とは、市の行政改革における基本的な方向性を示したもので、本市が行政改革を行なっていく上での基本指針となるものです。

具体的な改革の実施については、この大綱に基づいて「集中改革プラン」を作成し、改善・改革策を進めていき、それぞれの改革推進項目を、市民にわかりやすく数値目標などで公表します。

2 行政改革の基本方針

平成28年度から31年度までの4年間で新たな推進期間とし、活力ある合志市のまちづくりのために、3つの基本方針を掲げ、行政改革を進めます。

(1) 健全で効率的な行政経営

行政経営は、「限られた財源の中で、最大の効果」を上げることが重要です。

それには自主財源の確保とともに、各種事務事業の検証や、公共事業の見直しを行うなど、徹底した経費の削減を図りながら、健全で効率的な行政経営を進めます。

(2) 職員の意識改革

行政改革を進めるには、職員一人ひとりに改革への意識を浸透させる必要があります。

それには、全職員が日常的な問題の改善に着実かつ迅速に取り組み、従前の例にとらわれることなく、改善意欲や問題意識を持つとともに、企画力、情報収集能力も求められます。今後、さらに、仕事に対するコスト意識を高め、事務の効率化を図りながら、市民が満足できる行政サービスに努めます。

(3) 協働によるまちづくり

これからの活力あるまちづくりは自治基本条例に基づき、市民、市議会、市の執行機関がそれぞれ対等な立場で、お互いの果たすべき役割を認識し合い、地域社会の発展につなげるために、共に補完し、協力し合って取り組むことが重要です。

それには、市民のニーズを的確に把握し、質の高い公共サービスを提供していくため、市民からの意見や公民連携の手法（※1）を積極的に取り入れ、市民参画による協働のまちづくりを進めます。

3 行政改革の取り組み

本市では、「行政改革の基本方針」に基づいて、以下の推進項目を掲げ取り組みます。

(1) 事務事業の見直し

これからの行政経営は、限られた財源、人材を、どの政策に重点的に投入するかなどの判断が重要であり、事務事業については、随時見直しが求められています。

このようなことから、総合計画（※2）と連動した行政評価システム（※3）の充実を図り、事務事業の点検を行い、徹底した経費節減を進めます。

(2) 行政組織・機構の再編、見直し

行政効率と市民の利便性を検証し、絶えず見直しの検討を行ってきましたが、さらなる効果的な組織運営によるスピード感のある行政経営が必要となっています。

地方分権や多様化する行政課題に対応し、市民のニーズに応えられるよう、市民にわかりやすい組織づくりに努めるとともに、効果的、効率的な組織や業務を目指します。

また、市民の利便性向上、事務の効率化を図るため、組織改編を進めます。

(3) 公共施設管理の民間委託等への推進

本市の公共施設については、施設ごとの機能や役割を明確にして、その必要性を検証しながら、行政運営の効率化、行政サービスの維持・向上を図ることを視野に公民連携を進めます。

また、公共施設等総合管理計画の策定及び実行により、施設の長寿命化、施設の統廃合を行うとともに、財政負担の軽減及び平準化を図ります。

(4) 定員管理と給与の適正化

社会情勢の変化、行政組織・機構の再編等による必要職員数の見直しを行い、適正な定員管理に努めます。

また、公務員制度改革等の動向を踏まえ、給与の適正化を検討するとともに、人事評価制度の本格導入による、能力や実績を重視する給与体系への見直しを進めます。

(5) 効率的で効果的な行財政運営

政策・施策を行う上で必要なのが、財源の確保です。

平成28年度より交付税が、段階的に一本算定へと移行していくなか、長期的視野に立った安定した自主財源の確保をしなければなりません。それには市税等の徴収率の向上に努めるとともに、利用者の受益に応じた適正な負担となるような各種使用料、手数料等の見直しを必要に応じて行います。あわせて、市有財産等の有効活用についても検討を進めます。

また、財政計画の見直しや地方公会計の整備により、長期的、計画的な財政運営に努めます。

(6) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業（※4）は、利益の獲得を目的とする民間企業とは異なり、地方公営企業法第3条に掲げられているとおり「企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営すること」を経営の基本原則としています。

このことを踏まえ、公営企業会計を適用し、経営や資産等を正確に把握することで、より計画的な経営基盤の強化に努めます。

なお、経営状況については積極的な情報公開に努めます。

(7) 職員の人材育成・能力の向上

これからの地方自治体は、地方分権型社会（※5）に対応する人材を育成確保することが特に重要であり、職員は政策形成能力、問題解決・発見能力、企画能力などの総合的な能力が求められます。このような人材（資源）を育てるための基本となる人材育成基本方針に基づき各種研修を実施します。

(8) 市民等による協働・参画

自治基本条例の理念に基づき、市民・市議会・市の執行機関がそれぞれの責務と役割を果たしながら、まちづくりへの取り組みを推進します。

また、市内外の皆さんに市政への関心を高めてもらうために、情報の積極的な提供と市民参画を促す取り組みを推進します。

4 行政改革の推進体制

市長を本部長とする合志市政策推進本部を中心とした下記の推進体制を組織して、広報紙、ホームページ等を活用し、速やかに市民に情報を発信、共有しながら改革目標の達成に向けて全庁的に取り組みます。

総合政策審議会

市民を代表する者、学識経験を有する者、その他市長が認めた者で組織し、諮問に応じて総合計画の策定や行政改革大綱・集中改革プランなどの重要施策について審議し答申します。

政策推進本部

庁議（※6）メンバーで組織し、行政改革大綱・集中改革プランについて作業部会に調査・検討を指示し、作業部会から提案された素案を審議して、総合政策審議会に諮問するための原案を作成します。

作業部会

【行政経営推進部会】

全課長級で組織し、総合計画、行政改革大綱・集中改革プラン、その他重要施策に関し、具体的な検討を行ない、政策推進本部へ提案します。

【行政経営検討部会】

課長補佐、主幹級で組織し、行政改革大綱・集中改革プランの素案の検討・調査を行い、政策推進本部へ素案を提案します。

【用語集】

※1 公民連携の手法

サービスと信頼性の向上、目標の設定と権限・責任の明確化、アウトソーシング（※7）の積極的な導入、PFI（※8）の活用など

※2 総合計画

自治体の全ての計画の基本となる計画のこと。一般に長期のまちづくりのビジョン（目指すべき将来都市像）を示す基本構想、基本構想で示された都市像を実現するための施策を定める中期計画である基本計画、基本計画で方向付けられた施策を具体的な事業として実現する実施計画の三つの計画で構成される。

※3 行政評価システム

施策やそれを具体化するための事業を対象として、目的や成果、コストなどに着目してその有効性や効率性を評価し、その結果を予算などに反映させることにより、効果的かつ効率的な行政運営の継続的な改善をめざすシステムのこと。

※4 地方公営企業

地方公共団体が行う行政活動のうち、水道、下水道、病院など企業活動として行うもの。

※5 地方分権型社会

地域住民が地域のビジョンを描き、その実現のために必要な施策を住民自らの選択と責任において決定する社会のこと。

※6 庁議

合志市庁議規程（平成18年2月27日 訓令第30号）に基づき、市長、三役、部長等で構成する。

※7 アウトソーシング

業務や機能の一部または全部を、専門業者などの外部に委託すること。

※8 PFI（Private Finance Initiative）

公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うもの。

合志市集中改革プラン

(平成28年度～平成31年度)【第3期】

目 次

はじめに	119
1. 事務・事業の見直し	119
2. 行政組織・機構の再編、見直し	120
3. 公共施設管理の公民連携への推進	121
4. 定員管理と給与の適正化	121
5. 効率的で効果的な行財政運営	122
6. 地方公営企業の経営健全化	124
7. 職員の人材育成・能力の向上	124
8. 市民等による協働・参画	125

はじめに

合志市集中改革プランは、第2期（平成23年度から平成27年度まで）における実施状況を検証し、合志市行政改革大綱に掲げた内容から、取り組むべき事項を、市民に分かりやすく明示することを基本に策定しました。

また、集中改革プランは、毎年度その取り組み状況を検証し、必要に応じた改善等を行って次年度以降の取り組みに活かすとともに、実施状況や改善内容についてはホームページ等によって公表していきます。

1. 事務・事業の見直し

(1) 行政評価システムの効率的運用

担当課

企画課

関係課

全課

実施概要	施策や事業についてその目的を明らかにするとともに、その達成状況を評価し、今後の実施計画や予算編成に反映させるため、行政評価システムを効率的に運用します。				
取り組みスケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
	システム運用				
期待する効果	◆政策体系に基づいた事務事業の整理による、目的の明確化 ◆評価結果を公表することによる、行政の透明性向上				

参考：第2期集中改革プランまでの実績

【平成18年度】

- ①合志市総合計画の策定と計画に連動した行政評価システムを構築。
- ②施策評価と事務事業評価に基づいて、PDCAサイクルによる進行管理の実施。
- ③議会と総合政策審議会による施策の外部評価の実施。

(2) 事務事業の見直し

担当課

企画課

関係課

全課

実施概要	「行政が行うべきか」「受益と負担の公平は確保されているか」など行政評価システムを活用し、引き続き事務事業の再編・整理、廃止・統合等を行ないます。また、成果や効率性の観点から所期の目的を達成した事務・事業については、廃止・縮小や類似する事業と統合します。《平成26年度の一般会計分の事務事業698件を5年後に1割減少させる》				
取り組みスケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
	事務事業の整理・統合				
期待する効果	◆事務事業の再編・整理、廃止・統合等による成果向上と事務効率化				

参考：第2期集中改革プランまでの実績

【平成18年度】876件

【平成22年度】776件

【平成26年度】698件

(3) 学校給食施設の効率的な整備及び運営

担当課

学校教育課

関係課

総務課

実施概要	自校方式による単独調理場については、施設の老朽化及び給食調理のドライ方式への移行が求められている一方、正規調理職員の退職等に伴う非常勤調理職員を含めた調理職員の人員配置等の問題があります。 今後、分離新設校の検討と併せて給食施設の適正な規模・配置と運営について検討を行います。				
取り組みスケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
期待する効果	◆方針に沿った計画的な人的対応や、業務委託等による経費の削減				

参考：第2期集中改革プランまでの実績

【平成21年度】教育委員会報告と議会決議に沿って、給食センター建て替えの方針を決定しました。

【平成24年度】給食センターの建て替えを完了し、2学期から新給食センターで給食提供を開始しました。

【平成25年度】学校給食のあり方庁内検討会を立ち上げ、今後のあり方について調査研究を開始しました。

【平成26年度】学校給食のあり方庁内検討会の検討結果の保護者説明会を行い、意見の集約を行いました。

2. 行政組織・機構の再編、見直し

(1) 組織の見直し

担当課

総務課

関係課

全課

実施概要	庁舎の統合や社会保障・税番号制度に伴う業務改革基本方針により、住民にわかりやすく、きめ細やかな行政サービスができるような施設や組織への見直しを行います。				
取り組みスケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
期待する効果	◆的確な住民サービスの提供 ◆住民満足度の向上				

参考：第2期集中改革プランまでの実績

【平成19年度】・平成19年4月に組織見直しを行いました。(8部局31課等70係等⇒8部局23課等40班)

【平成20年度】・平成20年4月に一部班名の変更を行いました。(組織改編無し)

【平成21年度】・平成21年4月に一部班の新設を行いました。(8部局23課等40班⇒8部局23課等41班)

【平成22年度】・平成22年4月、会計管理者を設置しました。(組織改編無し)

・平成22年7月に一部組織見直し(課改編)を行いました。(8部局23課等41班⇒8部局24課等42班)

【平成24年度】・平成24年4月に組織見直し(部・班改編)を行いました。(8部局24課等42班⇒8部局等24課等44班)

【平成26年度】・平成26年4月に一部組織見直し(課・班改編)を行いました。(8部局等24課等44班⇒8部局等24課等45班)

・「合志市社会保障・税番号制度に伴う窓口業務改善支援業務委託」により、現行業務、現行システムの分析を行い、問題点・課題を整理しました。

【平成27年度】・平成27年4月に一部組織見直し(課・班改編)を行いました。(8部局等24課等45班⇒8部局等27課等46班)

(2) 業務の見直し

担当課

総務課

関係課

全課

実施概要	組織の見直しとあわせ、BPRの手法を活用した業務手法の見直しやICTの活用による効率的な業務手順の構築や業務の集約化を行い、業務手順のうち受付、入力業務などについては民間委託等公民連携手法を活用することで、業務の効率化を図ります。				
取り組みスケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
期待する効果	◆効率的な行政運営 ◆職員の業務効率の向上				

3. 公共施設管理の公民連携への推進

(1) 業務委託の推進 担当課 施設の所管課 関係課 財政課

実施概要	直営で管理する施設について、嘱託・臨時職員の活用や業務の委託を推進してきましたが、今後もサービスの向上や人件費等の節減、施設の長寿命化を図る観点から、業務を検証し民間への包括的委託と指定管理者制度の導入を進めます。				
取り組みスケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
	民間への包括的委託の推進				
期待する効果	◆施設運営の効率化と住民サービスの拡充 ◆施設維持費の削減				

参考：第2期集中改革プランまでの実績

【平成23年度】上下水道課については、「お客様センター」を民間委託し、窓口業務を開始しました。

【平成25年度】指定管理者制度を導入した4施設（ふれあい館、老人憩の家、みどり館、ユーパレス弁天）の指定更新を行いました。

(2) 公共施設の管理 担当課 財政課 関係課 施設の所管課

実施概要	公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点で総合的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」及び「各個別計画」を策定し、施設の長寿命化や、更新、統廃合など計画的な管理を行い、財政負担の軽減及び平準化を図ります。また、施設の更新などに際してはPPP/PFIの活用についても検討します。				
取り組みスケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
	公共施設等総合管理計画策定	個別計画の策定			
	計画に基づく管理				
期待する効果	◆施設の集約化、複合化、統廃合 ◆財政負担の軽減、平準化 ◆施設の長寿命化				

4. 定員管理と給与の適正化

(1) 職員定員の適正化と公表 担当課 総務課 関係課 全課

実施概要	定年退職等や業務の状況を踏まえ、採用職員数の平準化に取り組み職員定員の適正な管理を行っていきます。 また、人口増に伴う各種事業の拡大、地方分権改革の進展、県からの権限委譲による地方自治体の担う役割の拡大化、新たな国の方策に伴う事業など、地方自治体を取り巻く環境の変化は業務量の増加に繋がっている状況です。 このような状況に柔軟に対応し、更に住民サービス及び住民の福祉が維持向上できるような適正な定員管理に努めます。				
取り組みスケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
	定員の適正化				
期待する効果	◆市民サービスの維持、向上 ◆人件費の抑制				

参考：第2期集中改革プランまでの実績

【平成18年度】341人

【平成26年度】313人

【第1期】平成18年度 341人 → 平成22年度 320人（▲21人）

【第2期】平成22年度 320人 → 平成26年度 313人（▲7人）

【他自治体との比較】

①国の定員管理調査による類似団体との比較（一般行政職員数での比較）

・類型Ⅱ-1

・平成26年度 一般行政職員数214人、人口1万人当たり職員数36.81人

・人口に対する職員数が少ない団体として、全国類似団体198団体中上位7番目に位置しています。（類団平均53.52人）

②熊本県要覧による県内自治体との比較（全職員数での比較）

・県内各自治体の人口千人当たり職員数としては、45自治体の中で、最も少ない5.4人となっています。（県内平均13.3人）

(2) 給与制度の見直し

担当課 総務課

関係課 全課

実施概要	人事院勧告と国の制度を踏まえ、常に給与の適正化に努めるとともに、職員の意欲と能力を引き出すため、業績等に応じた適正な評価をし、それを反映する給与制度の運用を行います。				
取り組みスケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
	給与制度の適正化				
期待する効果	◆給与の適正化				

参考：第2期集中改革プランまでの実績

【平成18～19年度】国の給与構造見直しに準じ、平成18年4月1日付けで給料表を見直しました。また、平成19年4月1日付けで「勤奨退職時特別昇給制度」を廃止しました。

【平成23年度】平成23年度人事院勧告では、給与見直し勧告がなされ、給料月額の下げ改定を行いました。

【平成26年度】平成26年人事院勧告、また県人事委員会勧告に伴い、給料、勤勉手当等の引き上げ改定を行いました。

5. 効率的で効果的な行財政運営

(1) 適正な課税と徴収対策

担当課 税務課

関係課 各種徴収関係課

実施概要	市税は、行政サービスが安定的に提供できるための貴重な財源です。市民と密接に関わるものであることから、経済情報の推移、番号制度利用事務や税制改正に注視し、税制に関する広報等に積極的に取り組み、市民の理解が深まるよう努めます。 また、今後の個人番号カードの取得状況により、コンビニエンスストアでの証明書交付の実施時期を検討し、利便性の向上に努めます。 徴収対策としては、口座振替の推進を強化し、新規滞納者に早期着手し、税負担の公平性の観点から、適正な納税指導と積極的かつ徹底した滞納整理に努めます。また、各種徴収関係課と連携し、引き続き合同徴収を実施することで、収納事務の効率化を図ります。				
取り組みスケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
	適正な課税・滞納整理等の強化				
期待する効果	◆市税の適正な課税 ◆収納率向上				

参考：第2期集中改革プランまでの実績

【平成26年度】コンビニ収納を開始しました。

【平成27年度】高額滞納者等への差押、搜索等の滞納処分を強化しました。

(2) 受益者負担等の見直し

担当課 全課

関係課 なし

実施概要	受益者負担の原則に基づく負担等の適正化を踏まえ、その目的、性質、効果、公平性の観点から見直しを必要に応じて行います。 また、支払者の利便性を図る観点から、収納環境の整備を検討します。				
取り組みスケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
	受益者負担の見直し・実施				
期待する効果	◆各種使用料や手数料の適正化 ◆収納率向上				

参考：第2期集中改革プランまでの実績

【平成19年度】平成20年3月に「合志市使用料手数料一覧」の整備を一部行うとともに、教育委員会による「使用料減免内規」の見直しを行いました。

【平成20年度】平成21年3月に「合志市使用料手数料一覧」を修正しました。

【平成24年度】生涯学習主催講座の大人の受講料1,000円を2,000円に改定しました。

(3) 財政計画に沿った財政運営

担当課

財政課

関係課

全課

実施概要	第2次総合計画の策定に伴い、平成27年度に市財政計画の見直しを行いました。今後はその財政計画に沿った事業の展開や経費の抑制等を図り、健全な財政運営を進めます。 また、特別会計についても各会計の適正な運営を図り、健全な財政運営に努めます。				
取り組み スケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
	計画に沿った財政運営				
期待する効果	◆計画に沿った財政運営 ◆住民に分かりやすい財政目標と財政指数の明確化				

(4) 入札制度の検討

担当課

財政課

関係課

全課

実施概要	公共工事の公正な競争性と透明性を確保するとともに、地元中小企業の育成・振興を図りつつ、総合評価方式を含めた入札制度を引き続き検討していきます。				
取り組み スケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
	一般競争入札の実施・入札制度の検討				
期待する効果	◆入札の公正な競争性と透明性の確保 ◆地元中小企業の育成と振興				

(5) 地方公会計の整備

担当課

財政課

関係課

全課

実施概要	固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、財政運営等に活用します。				
取り組み スケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
	地方公会計の導入				
期待する効果	◆財政マネジメントの強化				

6. 地方公営企業の経営健全化

(1) 経営の基盤強化 担当課 上下水道課

実施概要	公営企業が住民生活に密着したサービスを将来にわたり安定的に継続するために、経営基盤強化に取り組みます。 上下水道料金については、経費の削減や経営の合理化を進め、適正な使用料について検討します。				
取り組みスケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
	経営基盤の強化				
期待する効果	◆業務の効率化 ◆経営健全化				

参考：第2期集中改革プランまでの実績

【平成18年度】平成18年11月から開閉栓業務について、民間に委託しました。

【平成19年度】上下水道料金の改定について下水道運営審議会に諮問しました。平成20年2月よりコンビニ収納システムを導入しました。

【平成20年度】使用開始・休止受付業務の民間委託を検討しました。

【平成21年度】平成21年4月から使用開始・休止受付業務について民間委託しました。収納と滞納整理業務について民間委託を検討しました。

【平成24年度】平成24年度当初から、受付窓口業務(上下水道お客さまセンター)をはじめ、検針業務、開閉栓業務、台帳入力業務、滞納整理業務等、料金徴収に係る包括的な事務を民間事業者に委託しました。

【平成25年度】平成25年4月1日、改正下水道条例の施行により、平成25年5月分の請求(4月使用分)から改定後の下水道使用料の徴収を開始しました。

7. 職員の人材育成・能力の向上

(1) 人材育成の推進 担当課 総務課 関係課 全課

実施概要	「人材育成基本方針」による、人事制度と研修制度の連携のもと、企画能力、情報収集能力などの総合的な能力を持つ、地方分権の担い手にふさわしい人材を育成します。 また、地方公務員法の改正による人事評価制度の導入義務化に伴い、制度内容の精査を行い、改正内容に即した運用を行います。				
取り組みスケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
	方針に沿った人材育成				
	人事評価システムの運用				
期待する効果	◆職員の執務能力の向上と意識改革				

参考：第2期集中改革プランまでの実績

【平成18～19年度】平成19年8月から課長級の庁内検討委員会で「人材育成基本方針」の策定に向けた検討と「人事評価システム」構築に着手しました。

【平成20年度】庁内検討委員会内に作業部会を設置し詳細に検討しました。

「人事評価」については、10～11月の職員研修と12～1月の評価試行によって、職員への浸透を図りました。

【平成21年度】8月と3月の評価者研修と9～12月の評価試行によって、職員への浸透を図りました。

【平成24年度】平成24年度より人事評価制度の本格導入を行いました。

8. 市民等による協働・参画

(1) 自治基本条例の活用

担当課

企画課

関係課

全課

実施概要	自治基本条例の理念に基づくまちづくりへの参画や協働のルールを整え、市民と市議会、市の執行機関によるまちづくりを推進します。 市民の潜在的な特技や知識を、広く活用するシステムの構築を引き続き検討します。				
取り組み スケジュール	H28	H29	H30	H31	備考
	システムの検討と実施				
期待する効果	◆自立した地域社会の実現				

参考：第2期集中改革プランまでの実績

【平成22年度】合志市ふるさとサポーター設置要綱を策定しました。
地域と市長のふれあいミーティングを実施しました。

【平成23年度】合志市人材（財）バンク設置要綱を策定しました。
まちづくり事業提案制度を制定しました。
合志市ボランティア表彰実施要綱を策定しました。

【平成27年度】合志市まちづくり団体等支援事業補助金交付要綱を策定しました。
合志市ふるさと大使設置要綱を策定しました。
合志市こうし元気隊設置要綱を策定しました。

合志市の主な公の施設

施設の分類		主な施設名称等
レクリエーション・スポーツ施設	競技場等	合志市総合運動公園、合志市栄グラウンド、合志市合生グラウンド、合志市上生グラウンド、合志市みずき台グラウンド、合志市中央運動公園グラウンド、合志市黒石公園グラウンド、合志市泉ヶ丘テニスコート、合志市みずき台テニスコート、合志市福原グラウンド、合志小跡グラウンド
	体育館	合志市総合体育館、合志市泉ヶ丘体育館、合志市栄体育館、合志市西合志体育館、合志市妙泉寺体育館、合志市武道館
	レクリエーション施設	合志市総合健康センター「ユーパレス弁天」
産業振興施設		合志市農業総合センター、合志市市民農園
基盤施設	大規模公園	合志市ひまわり公園、妙泉寺公園、弁天山公園、ふれあい緑地、竹迫城跡公園、蛇ノ尾公園、飯高山公園、元気の森公園
	上下水道施設	水道施設（配水池14箇所、水源地24箇所）、工業用水道施設（配水池1箇所、水源地2箇所）、汚水処理場（上生川クリーンセンター蘇水苑、農業集落排水浄化センター清流館、塩浸川浄化センター）
	市営住宅	市営住宅(竹迫、栄、西沖、原口、原口下、新古閑、新迫、坂下、日向、合生、南原、御代志、漆崎団地、合生団地、桑木鶴団地、石立団地、サン・ヒマワリあいおい、合志中央団地)18箇所
文教施設	市民センター	合志市須屋市民センター（支所）、合志市黒石市民センター、合志市御代志市民センター
	公民館等	合志市中央公民館、合志市泉ヶ丘市民センター公民館、合志市野々島公民館、合志市人権ふれあいセンター、合志市合生文化会館
	図書館	合志市西合志図書館、合志市ヴィーブル図書館、合志市泉ヶ丘市民センター図書館
	資料館	合志市西合志郷土資料館、合志市合志歴史資料館
	その他	合志市文化会館、合志市三つの木の家
	総合施設	※1 合志市総合センター「ヴィーブル」(中央公民館・図書館・総合体育館・文化会館・歴史資料館・福祉会館) ※2 合志市泉ヶ丘市民センター(支所・児童館・公民館・図書館)
保健・社会福祉施設	福祉センター	合志市保健福祉センター「ふれあい館」、合志市福祉センター「みどり館」、合志市福祉会館、合志市ふれあい館子育て支援センター
	老人憩の家	合志市老人憩の家
	児童館	合志市東児童館、合志市西児童館、合志市泉ヶ丘市民センター児童館

合志市財政計画

平成27年10月作成
(平成28年度～平成35年度)

目 次

第1 財政計画の見直しにあたって

趣 旨	130
1. 用語の解説	131
2. 計画の前提条件	132

第2 財政推計・計画額

1. 成り行き額(平成28年度～平成35年度)	133
2. 計画額(平成28年度～平成35年度)	134

第3 参考資料

1. 歳入関係(年度別、自主・依存別)	135
2. 歳出関係(年度別、性質別)	136

<作成変遷>

第1回	新規作成	平成19年12月(平成19年度～平成27年度)
第2回	計画見直作成	平成22年12月(平成22年度～平成27年度)
第3回	計画見直及び 年度追加作成	平成25年11月(平成26年度～平成33年度)
第4回	計画見直及び 年度追加作成	平成27年10月(平成28年度～平成35年度)

第1 財政計画の見直しにあたって

《趣旨》

財政計画は、平成19年度に中長期的に安定した財政運営が行えるよう一般会計を対象に作成したものです。

平成22年度に1回目、平成25年度に2回目の見直しを行いました³が、第2次総合計画との整合性を図り、市税などの歳入の予測及び歳出の見通しを中長期的な視点から示し、計画的な財政運営を推進するため、今回3回目の見直しを行うこととしました。

見直し後の計画期間は、第2次総合計画の計画期間と同期間である平成28年度から平成35年度までの8年間としています。また、見直しにあたっては、最終計画年度である平成35年度の財政調整基金目標額を20億円以上（標準財政規模の10%程度として12億円、税還付等の不測の事態に備えるために8億円）としました。

本計画は、予算編成や行財政運営の指針として活用していくものであり、社会経済情勢の変化や地方財政制度の動向等に大きく左右されることから、必要に応じ見直しを行なっていくこととします。

財政計画試算の前提条件については、別に記載しています。また、算出については、平成26年度決算額及び平成27年度当初予算・決算見込みをベースとし、まず成り行き額を求め、その結果を基に計画額を算出しました。

今回の計画見直しでは、計画最終年度である平成35年度の基金残高は、目標の20億円以上は確保できる見通しですが、大規模事業による基金総額の減少など財政的に大変厳しいということになります。

今後は、これらを理解し、歳入の確保と歳出の更なる削減が必要となるところです。

1.用語の解説

(歳 入)

- 1 市 税：市がその活動に要する経費を賄うため市民から徴収する税金で個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税など。
- 2 地方交付税：地方公共団体が一定の水準を維持するよう、財源保障の見地から国税として国が地方に代わって徴収し、一定の合理的な基準により国から地方に再配分される地方固有の財源。
- 3 地方譲与税：自動車重量税や揮発油税は、本来、地方税として徴収すべき税であるが、国が代わりにこれらの税を徴収し、その税金を面積、市町村道の延長、人口等に応じて配分するもの。
- 4 交 付 金：自動車を取得したときにかかる自動車取得税や地方消費税など、国や県が集めた税金の一部を市町村に交付するもの。
- 5 国 支 出 金：国が奨励する事業や共同の責任で行う事業などについて、負担割合に応じ、国が交付するもの。
- 6 県 支 出 金：県が奨励する事業や共同の責任で行う事業などについて、負担割合に応じ、県が交付するもの。
- 7 分負担金等：利益を受ける者から徴収する分担金や、他の自治体や住民に課する負担金。
- 8 市 債：市が道路などの社会資本の整備等を行うにあたって、第三者から資金の借入れを行うことによって負担する長期の債務のこと。
- 9 使用料及び手数料：施設利用等に対する使用料及び手数料。
- 10 繰 入 金：各種基金・特別会計から一般会計への繰入金。
- 11 繰 越 金：決算によって生じる前年度からの繰越金。

(歳 出)

- 1 義務的経費：市が支出を義務づけられている経費のことで、人件費、扶助費、公債費など。
- 2 人 件 費：市職員の給料や手当のほか、議員や各種委員の報酬など。
- 3 扶 助 費：社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費で、児童手当やこども医療費、生活扶助費など。
- 4 公 債 費：市債の借入れによって生じる返済金（元利償還金）。
- 5 投資的経費：道路や公共施設などの整備を行う普通建設事業や災害復旧事業費など。
- 6 物件費等：事務的経費である物件費、施設の維持補修費、一部事務組合や各種団体等に対する補助金など。
- 7 積 立 金：財政運営を計画的に行うため、又は特定支出目的のために積み立てるもの。
- 8 貸 付 金 等：奨学資金の貸付金など。
- 9 繰 出 金：一般会計から特別会計への繰出金。
- 10 予 備 費：予算外の支出等に充てるための目的外予算。

2.計画の前提条件

財政計画試算における歳入、歳出の前提条件は次のとおりとなります。

〔歳 入〕

項 目	内 容
(1) 市 税	市税は年度間の変動が大きいので、その要因である法人市民税を過去直近5年（平成23年度から平成26年度までは決算額、平成27年度は見込み）の平均実績値で見込み、計画期間は横ばいで推移するとして推計しました。また、個人市民税・固定資産税等は過去の実績額と現行制度を基に人口推計による人口増及び住宅増も含み推計しました。
(2) 地方交付税	地方交付税は、平成28年度から普通交付税の1本算定に向け段階的削減が始まりますので、その削減及び国勢調査実施に伴う人口増を含み推計しました。特別交付税は、過去の実績額を基に推計しました。
(3) 地方譲与税・交付金	地方消費税交付金については、消費税率引き上げを見込み推計しています。その他の交付金等については、平成26年度決算額と平成27年度予算額を元に推計し、平成28年度以降同額で推移するものと見込んでいます。
(4) 国・県支出金、 分負担金等	平成28年度以降の社会福祉費や普通建設事業（小中学校建設等大規模事業を含む）に伴うものが主になりますので、その歳出予算の増に伴う収入を見込んでいます。
(5) 市 債	交付税の代替である臨時財政対策債は、平成27年度の予算額と同程度の8億円、合併特例事業債は、普通建設事業分（小中学校建設等大規模事業を含む）を含み推計しています。
(6) 繰入金	公共施設整備基金、減債基金、ふるさと創生基金からの繰入を見込んでいます。繰入金は年度間によって変動しますが、算定に当たっては、事業費に伴うものとなっており公共施設整備基金、減債基金については小中学校建設等大規模事業に伴うものが主となっています。

〔歳 出〕

項 目	内 容
(1) 人件費	職員定員計画に基づいた職員数を基に推計し、今後の必要額を見込んでいます。
(2) 扶助費	過去直近5年間（H23からH27見込みまで）の伸び率を参考とし、平成28年度から平成35年度まで、年平均6%の伸びで推移するものと見込んでいます。
(3) 公債費	平成27年度までの償還額に加え、平成28年度以降の普通建設事業分（小中学校建設等大規模事業を含む）を見込み試算し、今後の必要額を見込んでいます。
(4) 普通建設事業費	普通建設事業中長期計画を基に普通建設事業分（小中学校建設等大規模事業を含む）を推計し、今後の必要額を見込んでいます。
(5) 物件費等 (物件費、維持補修費、 補助費等)	平成27年度予算額を基に年度別の特別な財政需要要因を加算したところで推計し、今後の必要額を見込んでいます。
(6) 積立金	各基金の預金利子を積み立てることとしていますので、近年の金利状況及び基金総額の推移により見込んでいます。
(7) 投資及び出資金、 貸付金	平成27年度実績見込みを基に推計し、平成28年度以降同額で推移するものと見込んでいます。
(8) 繰出金	平成28年度から平成35年度までは、庁内調査結果をもとに推計し、必要額を見込んでいます。
(9) 予備費	平成27年度予算額と同額を見込んでいます。

第2 財政推計・計画額

1.成り行き額（平成28年度～平成35年度）

[歳 入]

単位：百万円

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
市 税	6,039	6,121	6,103	6,186	6,267	6,246	6,327	6,409
地方交付税	4,158	4,123	4,077	4,030	3,984	4,254	4,254	4,254
地方譲与税・交付金	1,119	1,204	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331
国 支 出 金	3,791	3,883	4,165	4,922	5,405	4,638	5,058	5,159
県 支 出 金	1,516	1,580	1,668	1,742	1,829	1,941	2,017	2,120
上段()はうち臨財債 市 債	(800) 1,900	(800) 2,800	(800) 1,500	(800) 2,600	(800) 2,800	(800) 1,300	(800) 1,700	(800) 1,900
分担金及び負担金	583	629	671	721	774	831	891	956
使用料及び手数料	200	202	204	206	208	211	213	215
その他の収入	134	134	134	134	134	134	134	134
繰入金	204	104	104	854	854	104	104	104
繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0
①歳入合計	19,644	20,780	19,957	22,726	23,586	20,990	22,029	22,582

※繰入金には、財政調整基金からの繰入は含まない。

[歳 出]

単位：百万円

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
義務的 経 費	人件費	3,090	3,140	3,109	3,131	3,145	3,193	3,145
	扶助費	6,255	6,630	7,028	7,449	7,897	8,369	9,405
	公債費	1,612	1,724	1,810	1,936	2,018	2,165	2,323
	合 計	10,957	11,494	11,947	12,516	13,060	13,727	14,873
投資的 経 費	普通建設事業費	2,096	2,732	1,465	3,824	4,643	1,216	1,882
その他 の経費	物件費等	4,468	4,395	4,379	4,489	4,231	4,179	4,116
	うち物件費	2,442	2,388	2,330	2,487	2,266	2,259	2,260
	うち維持補修費	41	41	41	41	41	41	41
	うち補助費等	1,985	1,966	2,008	1,961	1,924	1,879	1,815
	積立金	7	7	7	7	5	3	3
	投資及び出資金貸付金	11	11	11	11	11	11	11
	繰出金	2,396	2,345	2,288	2,340	2,378	2,404	2,467
	合計	6,882	6,758	6,685	6,847	6,625	6,597	6,597
予備費		20	20	20	20	20	20	20
②歳出合計		19,955	21,004	20,117	23,207	24,348	21,560	23,372

歳入歳出差引額 (①－②)	△ 311	△ 224	△ 160	△ 481	△ 762	△ 570	△ 746	△ 790
---------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

財政調整基金からの繰入金	311	224	160	481	762	570	746	790
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0
----------	---	---	---	---	---	---	---	---

年度末の財政調整基金残高	3,736	3,512	3,352	2,871	2,109	1,539	793	3
--------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	---

2.計画額（平成28年度～平成35年度）

[歳 入]

単位：百万円

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
市 税	6,039	6,121	6,103	6,186	6,267	6,246	6,327	6,409
地方交付税	4,158	4,123	4,077	4,030	3,984	4,254	4,254	4,254
地方譲与税・交付金	1,119	1,204	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331
国 支 出 金	3,786	3,879	4,160	4,896	5,371	4,631	5,044	5,151
県 支 出 金	1,515	1,580	1,667	1,742	1,829	1,940	2,017	2,120
上段()はうち臨財債	(800)	(800)	(800)	(800)	(800)	(800)	(800)	(800)
市 債	1,878	2,760	1,485	2,551	2,744	1,283	1,666	1,860
分担金及び負担金	583	629	671	721	774	831	891	956
使用料及び手数料	200	202	204	206	208	211	213	215
その他の収入	134	134	134	134	134	134	134	134
繰入金	204	104	104	854	854	104	104	104
繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0
①歳入合計	19,616	20,736	19,936	22,651	23,496	20,965	21,981	22,534

※繰入金には、財政調整基金からの繰入は含まない。

[歳 出]

単位：百万円

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
義務的 経 費	人件費	3,090	3,140	3,109	3,131	3,145	3,193	3,156	3,145
	扶助費	6,255	6,630	7,028	7,449	7,897	8,369	8,872	9,405
	公債費	1,612	1,724	1,810	1,936	2,018	2,165	2,312	2,323
	合計	10,957	11,494	11,947	12,516	13,060	13,727	14,340	14,873
投資的 経 費	普通建設事業費	2,054	2,677	1,435	3,690	4,480	1,161	1,765	1,797
その他 の経費	物件費等	4,378	4,306	4,290	4,330	4,081	3,990	3,924	3,930
	うち物件費	2,393	2,340	2,283	2,399	2,186	2,157	2,157	2,158
	うち維持補修費	40	40	40	39	39	39	39	39
	うち補助費等	1,945	1,926	1,967	1,892	1,856	1,794	1,728	1,733
	積立金	7	7	7	7	5	3	3	3
	投資及び出資金貸付金	11	11	11	11	11	11	11	11
	繰出金	2,348	2,298	2,242	2,258	2,294	2,295	2,332	2,355
	合計	6,744	6,622	6,550	6,606	6,391	6,299	6,270	6,299
予備費		20	20	20	20	20	20	20	20
②歳出合計		19,775	20,813	19,952	22,832	23,951	21,207	22,395	22,989

歳入歳出差引額 (①－②)	△ 159	△ 77	△ 16	△ 181	△ 455	△ 242	△ 414	△ 455
---------------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------

財政調整基金からの繰入金	159	77	16	181	455	242	414	455
--------------	-----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----

翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0
----------	---	---	---	---	---	---	---	---

年度末の財政調整基金残高	3,888	3,811	3,795	3,614	3,159	2,917	2,503	2,048
--------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

第3 参考資料

1.歳入関係（年度別、自主・依存別）

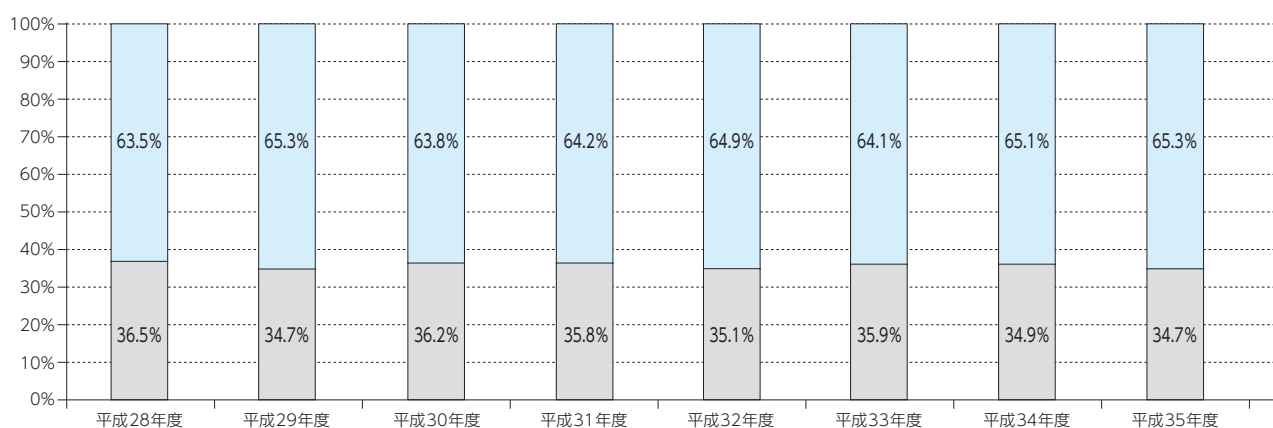
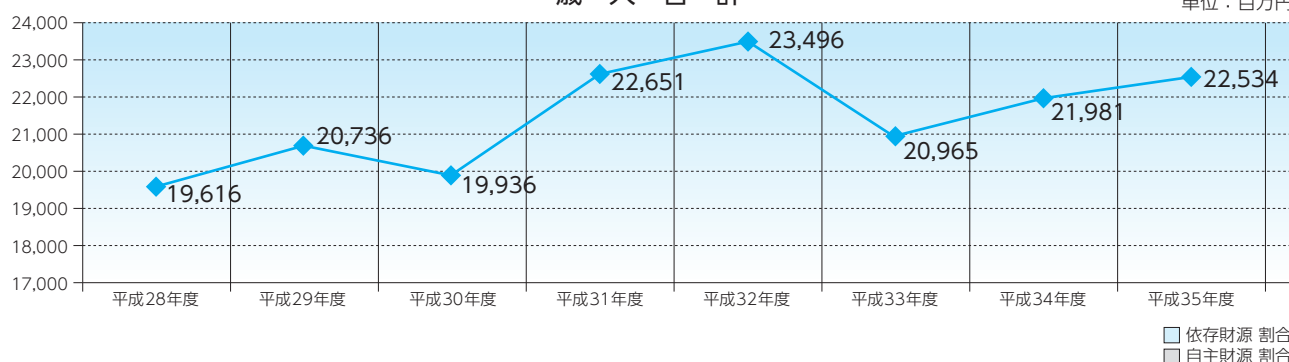
年度別に計画額を比較すると、地方交付税については、平成28年度から普通交付税の1本算定に向け段階的削減が始まり、平成33年度から1本算定に移行するため減額となりますが、国勢調査実施(H27とH32)に伴う人口増による増額があり、合計ではほぼ横ばいとなります。大規模事業の実施年度では事業実施に伴う歳入が大きく伸びるところとしています。財源の自主・依存別については、計画期間中は概ね自主財源35%、依存財源65%となっています。

単位：百万円

区 分	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
自主財源	市税	6,039	6,121	6,103	6,186	6,267	6,246	6,327	6,409
依存財源	地方交付税	4,158	4,123	4,077	4,030	3,984	4,254	4,254	4,254
依存財源	地方譲与税・交付金	1,119	1,204	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331
依存財源	国支出金	3,786	3,879	4,160	4,896	5,371	4,631	5,044	5,151
依存財源	県支出金	1,515	1,580	1,667	1,742	1,829	1,940	2,017	2,120
依存財源	市債	1,878	2,760	1,485	2,551	2,744	1,283	1,666	1,860
自主財源	分担金及び負担金	583	629	671	721	774	831	891	956
自主財源	使用料及び手数料	200	202	204	206	208	211	213	215
自主財源	その他の収入	134	134	134	134	134	134	134	134
自主財源	繰入金	204	104	104	854	854	104	104	104
自主財源	繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0
	歳入合計	19,616	20,736	19,936	22,651	23,496	20,965	21,981	22,534
	自主財源合計	7,160	7,190	7,216	8,101	8,237	7,526	7,669	7,818
	自主財源割合	36.5%	34.7%	36.2%	35.8%	35.1%	35.9%	34.9%	34.7%
	依存財源合計	12,456	13,546	12,720	14,550	15,259	13,439	14,312	14,716
	依存財源割合	63.5%	65.3%	63.8%	64.2%	64.9%	64.1%	65.1%	65.3%

歳 入 合 計

単位：百万円



2.歳出関係（年度別、性質別）

歳出は、まず、成り行き額を求め、それを基に計画額を算出しました。最終計画年度である平成35年度に財政調整基金を20億円とする目標達成のためには、成り行き額から約20億円圧縮する必要があるため、各年度において普通建設事業費、物件費等、繰出金について、歳出額を2.0%から4.5%圧縮することとしました。

〔成り行き額〕

単位：百万円

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
義務的 経 費	人件費	3,090	3,140	3,109	3,131	3,145	3,193	3,156	3,145
	扶助費	6,255	6,630	7,028	7,449	7,897	8,369	8,872	9,405
	公債費	1,612	1,724	1,810	1,936	2,018	2,165	2,312	2,323
	合計	10,957	11,494	11,947	12,516	13,060	13,727	14,340	14,873
投資的 経 費	普通建設事業費	2,096	2,732	1,465	3,824	4,643	1,216	1,849	1,882
その他 の経費	物件費等	4,468	4,395	4,379	4,489	4,231	4,179	4,110	4,116
	うち物件費	2,442	2,388	2,330	2,487	2,266	2,259	2,259	2,260
	うち維持補修費	41	41	41	41	41	41	41	41
	うち補助費等	1,985	1,966	2,008	1,961	1,924	1,879	1,810	1,815
	積立金	7	7	7	7	5	3	3	3
	投資及び出資金貸付金	11	11	11	11	11	11	11	11
	繰出金	2,396	2,345	2,288	2,340	2,378	2,404	2,442	2,467
	合計	6,882	6,758	6,685	6,847	6,625	6,597	6,566	6,597
予備費		20	20	20	20	20	20	20	20
①歳出合計（成り行き額）		19,955	21,004	20,117	23,207	24,348	21,560	22,775	23,372

〔計画額〕

単位：百万円

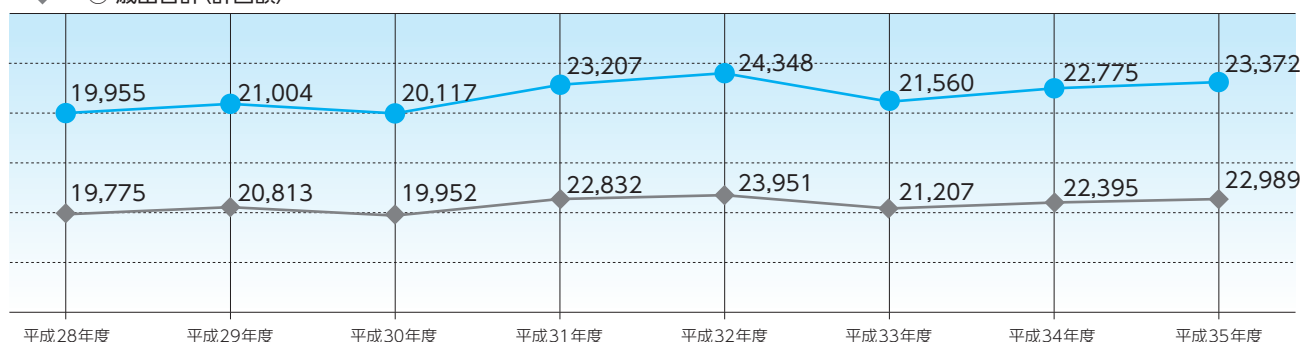
区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
義務的 経 費	人件費	3,090	3,140	3,109	3,131	3,145	3,193	3,156	3,145
	扶助費	6,255	6,630	7,028	7,449	7,897	8,369	8,872	9,405
	公債費	1,612	1,724	1,810	1,936	2,018	2,165	2,312	2,323
	合計	10,957	11,494	11,947	12,516	13,060	13,727	14,340	14,873
投資的 経 費	普通建設事業費	2,054	2,677	1,435	3,690	4,480	1,161	1,765	1,797
その他 の経費	物件費等	4,378	4,306	4,290	4,330	4,081	3,990	3,924	3,930
	うち物件費	2,393	2,340	2,283	2,399	2,186	2,157	2,157	2,158
	うち維持補修費	40	40	40	39	39	39	39	39
	うち補助費等	1,945	1,926	1,967	1,892	1,856	1,794	1,728	1,733
	積立金	7	7	7	7	5	3	3	3
	投資及び出資金貸付金	11	11	11	11	11	11	11	11
	繰出金	2,348	2,298	2,242	2,258	2,294	2,295	2,332	2,355
	合計	6,744	6,622	6,550	6,606	6,391	6,299	6,270	6,299
予備費		20	20	20	20	20	20	20	20
②歳出合計（計画額）		19,775	20,813	19,952	22,832	23,951	21,207	22,395	22,989

成り行き額と計画額の比較（②－①）	△ 180	△ 191	△ 165	△ 375	△ 397	△ 353	△ 380	△ 383
-------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

● ① 歳出合計（成り行き額）

◆ ② 歳出合計（計画額）

単位：百万円



合志市総合計画

- 第2次 基本構想
- 第1期 基本計画

平成28年3月 発行

〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140

合志市 政策部 企画課

TEL 096-248-1111 (代表)

FAX 096-248-1196

<http://www.city.koshi.lg.jp>

E-mai kikaku@city.koshi.lg.jp

